The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	鎌倉寺門派の成立と展開
Author(s)	平, 雅行
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2009, 49, p. 111-206
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/7052
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

鎌倉寺門派の成立と展開

平　雅行

はじめに

本稿は、鎌倉で活動していた寺門派僧侶の個々の経歴を明らかにすることによって、鎌倉における寺門派の成立・展開過程を解明することを目的とする。この基礎的な作業をつうじて、最終的には鎌倉幕府の宗教政策とその歴史的変遷を明らかにしたい。

かつて佐々木馨氏は黒田俊雄氏の顕密体制論に対し、鎌倉幕府や東国仏教の展開を十分に包摂できていないと批判した。[1] この批判によって、鎌倉における顕密仏教の展開とその実態解明は、顕密体制論の成否を占う論点へと浮上した。しかし佐々木氏の問題提起に応えるためには、別のシェーマを対置するだけでは不十分であり、鎌倉仏教界（以下、鎌倉で展開した仏教を「鎌倉仏教」と呼ぶ）についての実証的深化が不可欠であると考える。それはまた、武士論に終始してきた鎌倉幕府論への批判ともなるであろう。

とはいえ、史料は限られており、特に『吾妻鏡』の記事が途絶える鎌倉後期の史料は断片的である。鎌倉仏教界の実態解明はもとより、幕府の宗教政策を明らかにするには多大の困難がある。そこで私は、鎌倉で活動している僧侶を、本寺や京都での活動まで目配りしながらその人物の経歴を立体的に把握することによって、この課題に迫ろうと考えた。一見すれば徒労にもみえる地道な作業の彼方に、芳醇な成果が得られることを願っている。

そこで以下では、鎌倉時代を四期に区分して検討を進めてゆくことにする。第一期は源氏将軍時代である。源頼朝が挙兵した治承四年

（一一八〇）八月から、三代将軍実朝が暗殺されて九条頼経が鎌倉に下向する承久元年（一二一九）六月までである。第二期は九条頼経時代である。頼経の鎌倉行きから、寛元四年（一二四六）七月に追放されるまでの期間がそれである。第三期は時頼・時宗期である。頼経追放から北条時宗が没する弘安七年（一二八四）四月までをいう。そして第四期は貞時・高時時代であり、時宗死没から鎌倉幕府の滅亡までである。この時期区分はあくまで便宜的なものであり、今後の研究の進展によって修正の可能性が十分にある。叙述の便宜上、とりあえずこの四期にわけて話を進めてゆきたい。

なお、私はこの問題に関わって、いくつかの論考を発表しているが、特に拙稿「将軍九条頼経時代の鎌倉の山門僧」（『日本仏教の史的展開』塙書房、一九九九年、以下「拙稿A」と略称）、拙稿「鎌倉山門派の成立と展開」（『大阪大学大学院文学研究科紀要』四〇、二〇〇〇年、以下「拙稿B」と略称）および拙稿「鎌倉幕府の将軍祈禱に関する一史料」（『大阪大学大学院文学研究科紀要』四七、二〇〇七年、以下「拙稿C」と略称）で触れた者については、紙数の関係もあり、具体的には取りあげていない。[2] また、本来であれば、それぞれの時期における全体的な特徴や傾向について十分論じた上で、個々の人物の経歴分析に入るべきではあるが、鎌倉における顕密仏教の全般的傾向とその時代的変遷についても、すでに拙論「鎌倉における顕密仏教の展開」（『日本仏教の形成と展開』法蔵館、二〇〇二年、以下「拙稿D」と略称）で触れている。そのため、ここでは最小限の記述にとどめた。この点、ご諒解をいただきたい。[3]

第一章　源氏将軍と鎌倉寺門派

第一節　源氏将軍時代の概観

本章では、第一期として、九条頼経が鎌倉に下向する承久元年（一二一九）六月までの鎌倉寺門派の僧侶について検討する。まず、源氏将軍時代の全般的な特徴を概観すると、鎌倉幕府の政策基調は園城寺親和政策であった。親和政策が採用された第一の理由は、治承・寿永内乱期における園城寺の反平家の動きにある。治承四年（一一八〇）四月に以仁王は全国に令旨を出したが、いまだ十分な態勢の整わない中で計画が露顕したため、以仁王は園城寺に逃げ込んだ。朝廷はその引き渡しを求めたが、園城寺はそれに応じようとはしなかった。そこで朝廷は寺領を没収し、寺門の四天王寺別当を解任したばかりか、同年十二月には平重衡の焼き討ちによって園城寺はその堂塔

のほとんどを失ってしまった。平氏によって壊滅的な打撃をうけた園城寺に対し、源頼朝が同情的になるのは当然であろう。第二に、源頼義・義家の時代から源氏代々が園城寺に帰依してきたことが挙げられるし、さらに園城寺日胤の問題もあった。頼朝は以仁王の令旨を受け取るや、「御祈禱師」である園城寺日胤（千葉常胤の子）に「御願書」を送付して祈禱を要請した。日胤はそれに応えて石清水に参籠し、所願成就の霊夢をみた翌日に以仁王の園城寺入寺を聞きつけ、それに参じて討ち死にしたという。[4] こうしたことが背景となって、頼朝は園城寺親和政策をとるようになる。

たとえば、源氏将軍時代の鶴岡八幡宮別当はすべて寺門派であるし、建久年間に整備された鶴岡八幡宮二十五供僧の宗派別内訳は、寺門・山門・東密が三・一・一の割合であった。また頼朝は、鎌倉で寺院供養を行うに際し、京都から五度高僧を招請したが、その宗派別割合も寺門・山門・東密が三・一・一であった。この比率は鎌倉幕府の顕密寺社に対する配慮の度合いを象徴している。とはいえ、頼朝は決して園城寺に過剰な肩入れをしたわけではない。たとえば園城寺の衆徒は、四天王寺別当職が延暦寺に奪われることに激しく抵抗したが、頼朝は衆徒を宥めるだけで、園城寺を積極的に支援することはなかった。源氏将軍時代の鎌倉幕府は園城寺親和政策をとっていたが、延暦寺―園城寺関係のバランスを崩すような支援をしたわけではない。

さて、こうした中で鎌倉幕府は鶴岡八幡宮寺（一一八〇年）のほか、勝長寿院（一一八五年）・永福寺（一一九二年）・大慈寺（一二一四年）と将軍御願寺をつぎつぎと鎌倉に造立していった。そしてこれらの寺院を中心にして、鎌倉の顕密仏教を育成しようとしたのである。しかしこの時期の鎌倉仏教界は、人的整備の面で大きな課題を抱えていた。鎌倉寺門派は鎌倉仏教界の中核を占めていたが、しかし京都で通用する僧侶はほとんどいなかった。鶴岡八幡宮別当をはじめ鎌倉の僧侶たちの質に問題があり、密教修法はもとより、鎌倉の僧侶だけでは堂塔供養を実施することすら困難であった。人的整備の課題は第二期九条頼経の時代に取り組まれることになる。

以上の概観をもとに、次節では鶴岡八幡宮別当をとりあげ、第三節では幕府が祈禱や供養を要請した在京の高僧を検討したい。第四節では永福寺と頼朝法華堂の別当を、さらに第五節ではその他の主要な寺門僧について触れたい。

第二節　鶴岡八幡宮別当

本節では、鶴岡八幡宮の別当をつとめた円暁・尊暁・定暁・公暁について検討する。

頼朝は治承四年（一一八〇）に鎌倉に入ると、「年来御師檀」であった伊豆走湯山の僧侶である専光坊良暹を暫定的な「別当職」に任じ、大庭景義に鶴岡の執行を命じていた。しかし寿永元年（一一八二）九月、かねてより招請していた園城寺円暁が来着すると、円暁を鶴岡八幡宮別当に補して、その運営を円暁に委ねた。

円暁宮法眼（一一四五～一二〇〇）は後三条天皇の曾孫であり、行恵法眼の真弟である。図1にみえるように、円暁の母は源為義女であるので、円暁と頼朝とは従兄弟の関係になる。元の名を増円といい、公名は中納言。正治二年（一二〇〇）十月に死没するまで、一八年の間、鶴岡別当をつとめた。父親の行恵法眼も寺門であり、行恵は応保二年（一一六二）に従兄弟の行慶園城寺長吏が大僧正を辞した代わりに法眼に叙せられている。[5] 円暁・尊暁が伝法灌頂をうけた行暁は行慶の灌頂の資であるので、父と行慶との関わりで行暁の弟子となったのであろう。師の行暁大蔵卿法印（一一一四～一二〇二）は官位こそさほど高くないものの、「知法人」といわれた人物であり、五壇法中壇をつとめたり摂関家の尊勝陀羅尼供養導師に請定されたりしている。灌頂の弟子には円暁・尊暁のほか、行慈・長暁など幕府僧が多い。[6]

頼朝が鶴岡八幡宮別当に自分の親族を呼び寄せたのは、頼朝の代官として鶴岡別当に権限を委ねようとしたためである。たとえば、鶴岡八幡宮供僧の良弁は「為二頼朝御代官一」して円暁が補任したし、良祐・良智も「右大将家為二御代官一」「為二頼朝卿御代官一」して円暁が補任している。しかも、当初は別当による供僧補任のあとに頼朝が「直御判」を与えていたが、鶴岡二十五供僧がほぼ整備された建久八年（一一九七）になると、頼朝は「以後、公方為二御代官一、当別当円暁可レ成二補任一」と、供僧補任権を鶴岡別当に委ねている。[7] また、建久七年四天王寺別当職への不満から園城寺衆徒が離山した時、頼朝は使者として鶴岡別当円暁を派遣して、園城寺衆徒に帰山するよう説得した。[8] このように鶴岡八幡宮別当は、宗教面で頼朝の代官

図1　鶴岡八幡宮別当円暁と頼朝一族（点線は師弟関係を示す）

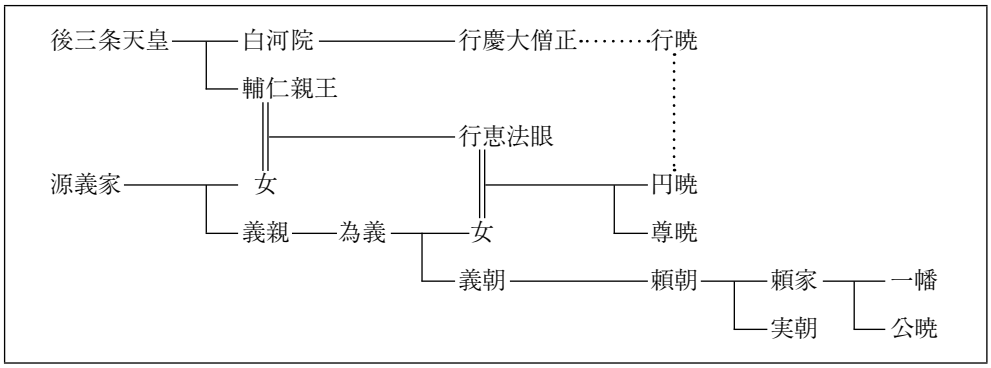

としての役割を果たすことが期待されており、それ故に、頼朝はそこに自らの親族を宛てたのである。そして円暁は頼朝の期待にこたえ、草創期の鶴岡八幡宮の整備につとめた。

このことは逆にいえば、頼朝は鶴岡別当の宗教的能力は二の次と考えていたことを物語っている。そのため頼朝は、京都の顕密高僧に盛んに祈禱を依頼していたし、堂塔供養の際には鶴岡別当に任せるのではなく、わざわざ京都から高僧を招請した。別稿でも示したように（「拙稿D」）、源氏将軍時代に鎌倉で行われた堂塔供養は全部で一一例ある。そのうち七例は京都から顕密高僧を招請して導師をつとめさせたもので、四例が鎌倉の幕府僧が勤仕している。しかし後者の内訳をみると、永福寺多宝塔（一二〇二年、栄西、禅律）、大慈寺（一二一四年、栄西）、鶴岡北斗堂（一二一六年、忠快、山門）、永福寺塔婆（一二一六年、行勇、禅律）とあるように、鶴岡八幡宮別当が導師をつとめた堂塔供養は一例もない。それどころか仏像供養の導師すら勤仕したことがなく、鶴岡別当が導師をつとめたのは経供養だけである。これは源氏将軍時代の大きな特徴である。鶴岡八幡宮別当の宗教的能力の水準がどの程度のものであるか、幕府もある程度、把握していた。

とはいえ、円暁は祈禱を行わなかったのではない。むしろ盛んに密教祈禱を修している。文治元年十二月には頼家の病悩平癒の加持を行ったし、文治五年七月には奥州征討の旗に円暁が加持している。建久三年七月の政子の病では護身をしたし、翌月の実朝の誕生祈禱でも加持を行い、建久五年十一月に行われた足利義兼の鶴岡両界曼陀羅供では導師をつとめている。[9]このように円暁は盛んに密教祈禱を行っているが、実はこれらの時点では円暁は伝法灌頂をうけていない。「園城寺伝法血脈」五三行暁の項によれば、円暁について「同（建久）三―五―九、同所（園林房）十二人、同六―二―賜二灌頂印信一」とある。つまり円暁は建久三年（一一九二）五月に伝法灌頂をうけたが、それが不十分であったためか、その時には印信を与えられなかった。円暁が灌頂の印信を得たのは建久六年二月になってからのことである。建久五年十一月に上洛して、[10]ようやく印可を得た。伝法灌頂と印信の授与とが二年以上も隔たるというのは、異例のことである。結局、円暁への伝法灌頂が完了したのは、鶴岡八幡宮別当に就任してから一二年後のことである。もとより密教僧は伝法灌頂で一人前になるとはいっても、それ以前から「受法の師」について密教の修養をしており、祈禱を行うことが全く不可能というわけではない。しかし円暁の場合、受法の師も明らかではないし、円暁の官位である法眼はこの当時、しばしば売官されていた。祈禱の実績で朝廷から得たものとは考えられない。円暁の密教祈禱がまともなものであったかは甚だあやしい。

二代別当である尊暁阿闍梨（？～一二〇九）は、初代別当円暁の舎弟である。公名は宰相、浜別当とも称された。建久八年十二月、円暁と同様に行暁より伝法灌頂をうけ、兄の円暁が死没した後をうけて、正治二年（一二〇〇）十二月に鶴岡八幡宮別当に補されている。鎌倉での初見は、正治元年七月である。[11] 頼朝と政子との間の娘である三幡（乙姫君）が死没し、初七日の仏事を墳墓堂で行った際、尊暁がその導師をつとめたのが初見記事である。これ以前より、兄と一緒に鎌倉にやって来ていたとも考えられるが、たとえば円暁の弟子である定暁の場合は、鶴岡別当に就任するまでは鶴岡供僧に補任されていた。それに対し尊暁の場合は、鶴岡別当に就任する以前の所職が明らかではない。その点からして、ここでは建久八年に行暁より伝法灌頂をうけてから、兄を補佐すべく鎌倉にやってきたと考えておく。ただし尊暁は宗教儀礼に関わる事蹟をほとんど確認できない。先にあげた三幡（乙姫君）の初七日導師や、正治三年正月の幕府心経会導師などが散見される程度である。別当在任中に比企氏の乱（一二〇三年）が起きているが、尊暁がこの乱で祈禱を行った形跡はない。その官位は阿闍梨にとどまり、散位僧綱の位すらもつことはなかった。元久三年（一二〇六）五月に鶴岡別当職を辞している。[12]

三代別当の定暁権少僧都（？～一二一七）は、公名は三位、太別当（ふとり）と称された。元の名は良暁。出身について『鶴岡八幡宮寺社務職次第』や『鶴岡八幡宮寺諸職次第』は「平大納言時忠卿一門」「平大納言時忠卿一門、父祖不詳」とするが、『尊卑分脈』『系図纂要』などの系図史料では確認できない。一方、「園城寺伝法血脈」は定暁を「行宴寺主真弟」とする。これに従うべきであるが、しかし定暁の父行宴について詳細は不明である。[13] 定暁は初代別当円暁の入室の弟子であるので、寿永元年（一一八二）九月に円暁とともに鎌倉にやって来たと思われる。元暦元年（一一八四）五月に鶴岡八幡宮供僧である千南坊に補され、蹴鞠に参仕したりしていた。建仁三年（一二〇三）五月に供僧職を弟子の摩尼珠房慶舜に譲り、建永元年（一二〇六）五月には尊暁より別当を譲られて鶴岡八幡宮別当に補された。頼家の子である公暁の出家得度に当たるとともに、彼の受戒のために一緒に上洛している。その上洛の折り、建暦元年（一二一一）十月に、定暁は公胤より園城寺唐院で伝法灌頂をうけた。とはいえ密教祈禱の事蹟は窺えない。建永二年（一二〇七）正月の鶴岡上宮法華経供養の導師や建保四年（一二一六）十月の鶴岡北斗堂一切経供養導師のような顕教系の活動がみえるだけで、和田義盛の乱（一二一三年）でも祈禱を行っていない。鶴岡別当としては脇堂供僧をもうけたり、建保四年八月に鶴岡北斗堂を建立したが、翌年五月に腫物が原因で死没している。[14]

第四代鶴岡別当である公暁法眼（一二〇〇～一九）は将軍源頼家の息で、母は三河源氏の賀茂重長女（辻殿）である。[15] 彼女は源為朝の

娘とも、孫ともいわれる。父頼家の左衛門督にちなんで公名は左衛門督、幼名は善哉御前。乳母夫は三浦義村である。四歳で比企氏の乱が起こり、兄の一幡と父頼家が殺されている。元久二年（一二〇五）十二月、北条政子の計らいで鶴岡別当尊暁のもとに入室した。政子は公暁を鶴岡八幡宮別当に育成して、幕府を宗教面から支えさせようと考えたのである。翌年には将軍実朝の猶子となった。建暦元年（一二一一）九月、鶴岡別当定暁のもとで出家し、受戒のために上洛した。『吾妻鏡』は出家した時の法名を「公暁」とするが、他方、『鶴岡社務記録』『鶴岡八幡宮寺社務職次第』は初名を「頼暁」とする。将軍頼家の子であり、別当定暁の弟子であることからすれば、「頼暁」がふさわしい。後に公胤の弟子となった段階で、公暁に改名したと思われる。建保四年（一二一六）夏ごろ、再び上洛して学道修行のため園城寺に住して公胤に従ったが、同年閏六月に公胤が死没しているので、実質的な教授はほとんど行われなかった。『鶴岡八幡宮寺社務職次第』は「公胤僧正灌頂弟子」とするが、「園城寺伝法血脈」の公胤の灌頂資に公暁の名は見えない。当時、公暁は十七歳の若さである上、付き従って数ヶ月で公胤が死没しているので、伝法灌頂は行われていないはずである。公胤死没後に園城寺で公暁の面倒を誰がみたのかは不明であるが、公胤の弟子には大江広元の息である尊俊もいるため、彼ら公胤門徒が公暁を指導したと思われる。

建保五年五月に鶴岡別当定暁が死没すると、北条政子は園城寺から公暁を呼び寄せて、同年六月に鶴岡八幡宮別当に補した。しかし鎌倉に戻って間もなく、公暁の態度は一変する。北条政子は鶴岡供僧勝円に命じて、公暁に伝法させようとしたが、「真言少少雖レ奉レ授、疎レ学而無二御伝受一」きあり様であったし、[16] 鶴岡別当就任の拝社を遂げた十月十一日夜から、「宿願」により千日参籠を始めている。実朝暗殺を決意したのであろう。髪を剃ることもなく参籠し、翌年十二月には伊勢神宮をはじめ諸社に使節を派遣している。建保七年（一二一九）正月の御斎会僧事で法眼に叙せられたが、正月二十七日、右大臣拝賀の実朝を鶴岡社頭で暗殺した。『吾妻鏡』によれば「別当闍梨公暁討二父敵一」と叫んだという。また、三浦義村に「今有二将軍之闕一、吾専当二東関之長一也、早可レ廻二計議一」と命じたというから、公暁は実朝に代わって自ら将軍になろうと考えたのである。しかし三浦義村の裏切りによって、公暁とその伴類はことごとく討たれた。後見の備中阿闍梨は没官され、顕信・良弁など与同を疑われた僧侶も改易された。[17] 公暁を中心にして鎌倉仏教を整備しようとする北条政子の構想は無惨な失敗に終わったのである。それだけではない。公暁の育成を任されたのが寺門派であったことからして、この事件はこの後の鎌倉仏教界はもとより、幕府―園城寺関係にも暗い影を投げかけることになる。

第二節　京都の寺門派高僧

源氏将軍の時代は、鎌倉における人的整備が遅れていたため、その分、京都の顕密仏教界への依存度が高かった。そこでここでは源頼朝に信任の篤かった房覚・公顕・真円と、実朝が帰依した公胤を取りあげることにする。

まず、房覚僧正（一一一一～八四）は村上源氏の出身である。右大臣源顕房の孫にあたり、陸奥守信雅の子である。院家は花林院。熊野先達をつとめ、験者として活躍した。保元二年（一一五七）七月、後白河天皇の邪気を渡して即座に平癒させ、居並ぶ者を感嘆させて、即日、権律師に補任されている。仁安三年（一一六八）に高倉天皇が即位すると、快修大僧正（山門）・覚讃権僧正（寺門）・房覚法印の三名が護持僧に補された。明雲天台座主・禎喜東寺長者の不満もあって、彼らも護持僧に加えられたが、結局、三壇御修法は明雲・禎喜・房覚に命じられている。房覚は上臈の覚讃をおしのけ、寺門の代表として高倉天皇の正護持僧に補されたのである。承安四年（一一七四）八月には権僧正に補任され、治承二年（一一七八）の中宮平徳子の御産では中心となって修法を行い、安徳が誕生すると若宮護持僧に任じられている。その翌年には法務および六勝寺別当に補任された。寺門僧による六勝寺別当はこれが初例である。治承四年五月、以仁王の挙兵計画が露顕すると、園城寺は以仁王の身柄引き渡しを拒絶した。そこで朝廷は園城寺の荘園を没収し、房覚・公顕らを一時拘束した。しかし房覚は間もなく釈放され、同年七月には安徳天皇の護持僧として三壇御修法を始修しているし、園城寺長吏にも補任された。園城寺への処分が程なく撤回されたのは、房覚が表面的なものとはいえ、平氏への恭順姿勢を示したことも一因であったろう。治承五年正月に後白河院政が復活すると、十一月には房覚に牛車宣旨がくだされたし、寿永二年（一一八三）五月には後白河の要請で兵渦平安の五壇法中壇を勤仕した。源頼朝とのつながりが何時から生じたのかは定かでないが、元暦元年（一一八四）五月、頼朝は危篤となった房覚に見舞いの使者を派遣している。「日来御祈禱等事被二仰付一」とあり、以前より源頼朝が祈禱を依頼していたという。この時期の頼朝にとって房覚・公顕は、後白河院との協調を背後から支える存在でもあったため、彼らとの交誼関係を大切にしたのであろう。なお『寺門伝記補録』は死没年齢を八十三歳とするが、本稿ではより正確と思われる『僧綱補任』の七十四歳説を採用した[18]。

公顕大僧正（一一〇九～九三）は花山源氏の出身で、安芸権守顕康王の子である。公名は宰相、院家は本覚院。顕密兼修であるが、特に説法に秀でた。保延三年（一一三七）に阿闍梨宣下をうけ、公請は久安五年（一一四九）の法勝寺八講聴衆が今のところ初見。久寿元年（一一五四）に天台二会講師をつとめ、その後は最勝講・法勝寺八講の講師を歴任して承安二年（一一七二）より證義を勤仕するよう

になった。一方、密教では保元元年（一一五六）に勝運阿闍梨から伝法灌頂をうけ、嘉応二年（一一七〇）十月には建春門院のための五壇法の脇壇をつとめている。また、承安四年より数多くの弟子に伝法灌頂を授けたし、文治三年（一一八七）十一月には鳥羽殿で尊星王（そんじょうおう）法を修している。「説法珍重」と讃えられた人物であり、承安二年三月に行われた福原千僧供養では、導師公顕の説法に感動した後白河院が勧賞として即日、権僧正に補任した。上臈一三名を超越したこの人事は「未曾有事也」「言語不レ及事也」と衝撃を与えた人事であった。後白河院はこののち公顕をさらに重用するようになり、安元三年（一一七七）の宸筆八講では開白導師と證義・講師を兼ねさせたし、翌年二月には後白河が園城寺で公顕から伝法灌頂をうけようとした。これに対しては延暦寺の強硬な反対もあって断念に追い込まれたが、結局、文治三年八月に四天王寺五智光院で公顕からの伝法灌頂を実現している。後白河はその勧賞として公顕を大僧正・法務の地位につけ、さらに翌年正月には法勝寺・最勝寺・成勝寺・延勝寺・円勝寺の五箇寺別当に補任した。このほか、寿永元年（一一八二）には園城寺長吏に補され、文治五年の最勝講では牛車宣旨を蒙り、ついに文治六年三月に天台座主の宣下をうけた。勅使登山もなく数日で辞任するなど、座主宣下そのものは形式的なものであったが、しかしこれは寺門僧による天台座主就任の最後の事例である。[19]

公顕は「二品（頼朝）御帰依僧」ともいわれ、源頼朝の信頼も篤かった。「年来被レ仰二付御祈禱事一、毎度施二験徳一」とあるように、房覚の没後は公顕が長年にわたって頼朝の祈禱を勤仕している。また、文治元年十月、頼朝は勝長寿院の供養のために弟子二〇口とともに公顕を鎌倉に請定した。これは頼朝が行った最初の大規模な堂塔供養であるが、その供養の導師をわざわざ京都の公顕に依頼したばかりか、伴僧まで全員引き連れてくるよう要請している。そして頼朝は、鎌倉を訪れた公顕を鄭重にもてなし、莫大な布施を奉呈するとともに「付二憂喜一可二通信一」との約諾をした。公顕を介した園城寺への支援を約したのである。すでに鎌倉初期には天台座主の人事を行う際に、朝廷が幕府からその了承を取り付けていることが確認できるが、[20]文治六年の座主宣下でも頼朝のバックアップがあったはずである。さらに頼朝は建久三年五月、後白河院の追善仏事導師を公顕に依頼するとともに、同年十一月には永福寺の曼陀羅供養の大阿闍梨に再び公顕を招いた。鎌倉で行う堂塔供養の際に、頼朝が京都から高僧を招請した事例は五例ある。文治元年の勝長寿院供養での公顕、文治五年の鶴岡八幡宮五重塔供養での全玄座主（代官観性、山門）、建久三年の永福寺供養での公顕、建久四年の永福寺阿弥陀堂供養での真円（寺門）、建久五年の永福寺薬師堂供養での勝賢（東密）である。五度のうち、公顕が二度招聘されていることもさりながら、供養の対象となった寺院の格（勝長寿院・永福寺）からしても、公顕は突出した存在であった。公顕は後白河院から重用された僧侶であるが、公顕はまた源

頼朝がもっとも篤い信頼を寄せた僧侶でもあった。[21]その一番の原因は平氏との関係にあるだろう。公顕は平氏のための供養や祈禱も行っていたが、以仁王の挙兵に園城寺が呼応した責任を問われて、房覚らとともに検非違使に拘束されている。間もなく釈放されたものの僧綱を解任され、治承五年（一一八一）正月に後白河院政が復活するまでは、平氏を憚ってほとんど活動していない。[22]こうした不遇さの共有が後白河の信頼をさらに深めて、頼朝による厚遇へとつながったのである。

真円大僧正（一一一七～一二〇四）は醍醐源氏の出身で、大納言源俊明の孫にあたり、太皇太后宮亮実明の子である。従兄弟には頼朝から奥州征討の祈禱を命じられた東寺一長者俊証がいる。鶴岡別当定豪の父も真円の従兄弟にあたる。公名は亮、僧名は最初は慶護、そののち守覚・真円と変遷している。良修法眼のもとに入室して、その大宝坊（大宝院）を相承した。康治二年（一一四三）に良修から伝法灌頂をうけ、嘉応元年（一一六九）には旱魃のための七壇北斗供に参じるとともに、勅会四灌頂である最勝寺結縁灌頂の蓮台阿闍梨をつとめた。安元元年（一一七五）九月には女院のための五壇法の脇壇を勤仕し、治承四年（一一八〇）以仁王の挙兵に際しては覚讃・房覚・公顕らとともに朝廷に召喚され、反乱に同調しないよう衆徒への説得を命じられている。また同年七月には兵渦鎮撫の五壇法脇壇をつとめた。文治元年（一一八五）十一月、源義経が挙兵した折には後白河院の命で義経降伏の金剛童子法を勤修し、その勧賞として大宝院への阿闍梨二口設置が認められている。その後も文治二年十一月や建久六年（一一九五）の宜秋門院御産で寺門大法の尊星王法を修したし、同年十二月には尊勝寺結縁灌頂の大阿闍梨をつとめた。正治二年（一二〇〇）四月には園城寺長吏に補され、元久元年（一二〇四）五月に在任のまま死没している。鎌倉との関係はさほど深いわけではないが、建久四年十一月に行われた永福寺阿弥陀堂供養の導師に請定された。公顕の後継者である公胤の地位がまだ低かったことや、源義経の調伏祈禱に験を施したことなどが、選ばれた理由であろう。伝法灌頂をさずけた弟子の数は五九名にものぼり、その中には勝長寿院別当親慶、将軍頼経護持僧の道禅や、円意・乗慶のように鎌倉で活動した僧侶もいる。[23]

公胤大僧正（一一四五～一二一六）は村上源氏の出身である。『尊卑分脈』によれば公胤は権大納言源雅俊の孫で、大宰大弐憲俊の子である。ところが「園城寺伝法血脈」は僧行顕（憲俊の弟）の子としているし、『門葉記』も「行顕阿闍梨真弟」と記していて一致する。恐らく行顕の真弟説が正しく、公胤は父の兄である憲俊の猶子になったのであろう。公名は源憲俊にちなんで大弐である。従兄弟には鬼界ヶ島に流罪となった俊寛がいる。師の公顕と同様に公胤は顕密双方に卓越しており、鎌倉初期の園城寺を代表する僧侶である。顕教の

公請では治承二年（一一七八）に最勝講の聴衆に初出仕した。治承四年に天台二会講師をつとめて三講の講師を歴任し、建仁二年（一二〇二）からは證義となった。また、建久三年三月には後白河院葬送の御前僧をつとめたし、九条良経・兼実葬送の正日仏事導師を勤仕したほか、延暦寺慈円が吉水坊で行った十種供養の導師にまで招請されている。堂塔供養では承元四年（一二一〇）三月の長講堂供養で導師をつとめ、建暦三年（一二一三）四月に行われた法勝寺九重塔供養の呪願を勤仕するなど、後鳥羽院に重用された。密教では、承安四年（一一七四）に公顕より伝法灌頂をうけた。そして、建久六年の中宮宜秋門院の御産では五大尊合行法を修したし、建久八年閏六月には五壇法の脇壇を、建暦三年十月には五壇法中壇を勤仕している。また、二三名もの弟子に伝法灌頂を授けており、そのなかには定暁・猷聖・尊俊・有円のように鎌倉と関わりの深い僧侶もみえる。官歴をみると、寿永二年（一一八三）七月に権律師に補され、文治四年（一一八八）に権少僧都、建久五年に権大僧都に補任された。建久七年七月に実慶僧正が四天王寺別当に就くと公胤はそのもとで権別当に任じられている。元久元年（一二〇四）末の僧事で権僧正となり、さらに翌年には園城寺・法勝寺の別当に就任した。元久三年三月には園城寺長吏に補任され、さらに建永二年（一二〇七）七月に正僧正、承元三年には長吏に再任されている。[24]

鎌倉との関係についていえば、頼朝が尊崇した公顕の後継者であることもあって、「将軍（実朝）家御帰依僧」「故前幕下（源頼朝）殊有二仰置之旨一」のように、将軍実朝や頼朝の信任が特に篤かった。鎌倉との直接の関係は、建久元年に源頼朝の同母妹（一条能保室）が産死した時に、公胤が京都での七七日仏事の導師をつとめたのが最初である。また、承元三年九月には鎌倉に招請され歓待されている。この時は二階堂行光が建立した寺院供養を行い、さらに頼朝の月忌仏事の導師をつとめて「富楼那」のごとき「弁説」で北条政子らを感嘆させた。そして将軍実朝に面会した折には、源頼義以来の源氏と園城寺との深いつながりを子細に述べて、園城寺興隆への積極的な協力を実朝に求めている。それに対し実朝は、その支援を約束し、手厚くもてなして公胤を見送った。翌年三月、公胤が長講堂供養導師をつとめた折りには、実朝は儀式用の装束を整えて贈るなど細かい配慮をみせている。建保二年（一二一四）四月、大津をめぐる紛争がきっかけとなって延暦寺が園城寺を焼き討ちすると、園城寺長吏公胤は幕府に支援を求めた。それに対し実朝はかねての約束どおり、「当寺者、源家数代崇重寺也」として、大内惟義らを惣奉行に任じ、また宇都宮蓮生・佐々木広綱ら一八名の雑掌を定めて園城寺の唐院・僧坊・堂舎の修復に当たらせた。鎌倉幕府の全面的支援によって園城寺再建が成ったのである。[25]こうした公胤と幕府との篤い信頼関係を背景に、北条政子は将軍頼家の遺児公暁を公胤に委ねた。しかし公暁が上洛して間もなく公胤は死没し、やがて公暁は修行のなかばで鎌倉に帰っていった。

第三節　鎌倉の主要寺院別当

次に、鶴岡八幡宮以外の主要寺院の寺門派別当を見てゆこう。ここでは永福寺別当と、頼朝法華堂別当を取りあげる。まず、永福寺別当は文覚・恵眼房性我（東密）に始まり、そのあとは経玄・慶幸・遍曜の寺門派が続き、栄西・行勇へと継承された。行勇は寺門僧ではあるが栄西の後継者として禅律僧の性格がつよいため、本稿では除外し、ここでは経玄・慶幸・遍曜についてみておこう。

経玄律師（？～一二一三）は出自も師匠も不明である。公名は美作。永福寺別当をつとめていたが、痢病により在任中に死没した。同時代の園城寺に光門房経玄法橋（一一六〇～一二三一）がいるほか、仁和寺や延暦寺にも経玄がいるが、いずれも別人である。今のところ、『吾妻鏡』の死没記事以外に手がかりはない。[26]

慶幸僧都（？～一二二〇）は第五代の鶴岡八幡宮別当でもある。公名は三位。興福寺の尹覚得業の子である。父の尹覚は藤原信西の従兄弟にあたる。慶幸の生年は未詳であるが、彼の兄弟の橘寺別当教尋は建仁元年（一二〇一）七月に六十歳で死没しており、一一四二年の誕生となる。慶幸は建久九年（一一九八）十月に実慶僧正より桂園院で伝法灌頂をうけ、建永元年（一二〇六）五月の最勝講僧事では実慶の勧賞の譲りで法眼に叙された。師の実慶は園城寺長吏を三度つとめた実力者である。鎌倉では永福寺別当に補された。鶴岡別当公暁が将軍実朝を暗殺すると、建保七年（一二一九）三月、公暁に代わって鶴岡八幡宮別当に任じられたが、翌年正月に死没している。[27]

遍曜阿闍梨も出身・生没年・師匠が不明。坊号は史料によって円如房・円融房・円智坊と混乱している。建暦二年（一二一二）十二月、北条政子の御願によって行われた鶴岡神宮寺金銅薬師三尊の供養でその導師に参仕したし、建保六年十二月に北条義時が草創した大倉新御堂（覚園寺）の本尊薬師像（運慶作）の供養が行われた時には呪願をつとめている。建保七年三月に慶幸が鶴岡別当に補されると、遍曜は慶幸の後任として永福寺別当に補任された。[28]

次に頼朝法華堂別当の行慈に移ろう。行慈法眼は菅原氏の出身である。「園城寺伝法血脈」に「給断菅登宣子」とある。「給断」は「給料」の誤記と思われ、『尊卑分脈』に文章博士菅原時登（一〇七〇～一一三九）の息子に「登宣〈被レ止二給料一〉」がみえるので、行慈は菅原登宣の子と判断してよい。生没年は不詳、本名は行宣、坊号は大学坊（題学坊）である。なお『吾妻鏡』には同時代に行恵なる人物が登場するが、その人物は「大学法眼行恵」とも表記されているので、これは行慈の誤記とみてよい。文治二年（一一八六）七月、誅殺された源行家の菩提仏事を源頼朝が行慈に命じたのが初見。追善仏事の導師を多く勤めており、建久四年（一一九三）三月に鎌倉で行わ

れた後白河院一周忌の千僧供では「宿老僧」一〇人の一人として一〇〇僧を具した。木曾義高（大姫の婿）や稲毛女房（北条政子の妹）の追善仏事にも請じられた。建久五年十月、鎌田正清娘が父と源義朝の菩提のために勝長寿院で行った如法経十種供養では、「富楼那之弁智」を髣髴とさせるような名説法を行ったという。建久十年正月に頼朝が出家した時には、行慈が使者となって頼朝の鬢髪を園城寺青龍院に奉納した。頼朝の没後四十九日仏事も行慈が導師をつとめ、頼朝法華堂の初代別当に任じられた。密教の方では、建久三年の政子の御産（実朝誕生）では着帯の時から出産まで験者として参仕したし、建久五年二月には長暁とともに園城寺龍花院で行暁法印から伝法灌頂をうけている。このほか、幕府の心経会導師（文治三年・建久五年・正治二年）や毘沙門天供養導師（建久五年八月）、経供養導師（建久六年十月・建仁元年十一月・建暦三年正月）、鶴岡の法楽問答講をつとめたし、寛喜二年（一二三〇）四月には勝長寿院弥勒堂での如法経十種供養の導師を勤仕している。今のところ、これが活動記事の下限である。弟子には慈淵がいる。[29]

第四節　その他の主要な寺門僧

最後に源氏将軍時代の主要な寺門僧として、勝円・重慶・慶舜・重衍の四名について触れておきたい。

まず、最初にとりあげるべきは、護持僧の勝円である。勝円阿闍梨（一一五六～一二三五？）の出身は不明。備後国の人とも、二条殿の御息ともいうが、つまびらかではない。「住寺者」とあり、園城寺の住僧であったことが分かるが、入室・受法・灌頂の師は不明である。「一生不犯人」ともいい、「護持僧」とも記されている。治承四年（一一八〇）十一月、頼朝との「直契言」で鶴岡供僧（蓮華坊）に補任され、建久二年（一一九一）二月には最初の鶴岡御殿司（ごてんす）職に補任された。また、建久五年十一月に足利義兼が一切経供養と両界曼陀羅供を鶴岡八幡宮で行った時には、題名僧六〇口が請定されたが、そのうち導師円暁の加請分が五口、尊念が一口、勝円の加請が二口、良成が二口となっている。勝円の吹挙枠が二口認められており、特別扱いが行われている。また、この時に足利義兼の御願で鶴岡に両界供僧二口が置かれたが、最初の供僧に任じられて長日勤行を命じられたのは勝円と良成であった。建暦二年（一二一二）五月には鶴岡に七仏薬師供僧一口が新設されるが、それに補任されたのも勝円であった。このように勝円は、鶴岡八幡宮では二十五供僧職・御殿司職・両界供僧職、および七仏薬師供僧を兼帯していた。こうした深い信頼もあって、公暁が鎌倉に帰参して鶴岡別当に就任すると、勝円は北条政子から公暁に密教を伝授するよう命じられた。そのため実朝暗殺の折に一時拘束されたが、「就二修学道一、猶以不レ奉二親近一、況以二如レ

此陰謀」」との陳弁が認められ、間もなく釈放・安堵されている。安貞二年（一二二八）には走湯山の材木引役が供僧給田に賦課されたことの不当を訴え、安堵の関東御教書を得た。兼帯していた所職は弟子に譲ったが、その後も終身、出仕しつづけたらしい。鶴岡二十五供僧は「治五十五年」であったという。(30)

重慶法眼は生没年が不詳。平家一門の出身といわれるが、詳細は不明である。畠山重忠の吹挙によって建久元年（一一九〇）に鶴岡八幡宮の供僧（安楽坊）に補任された。供僧一和尚として、初期の鎌倉仏教界を中心となって支えた。源頼朝の段階では建久二年二月の法華経や阿弥陀三尊像の供養、同年八月の鶴岡放生会での経供養導師をつとめたほか、翌年鎌倉で行われた後白河院二七日仏事の導師に出仕した。その後も将軍頼家の如法大般若経供養（建仁元年八月）や北条政子御願の神宮寺法華経供養（建仁三年二月）、頼家病悩平癒の八万四千塔供養（建仁三年八月）、実朝御願の八万四千塔供養（元久元年正月・八月）の導師や法華八講の講師（建仁三年十二月）などに出仕している。その活動のほとんどは顕教法会であるが、建久三年四月の北条政子の着帯（実朝誕生）では、鶴岡別当円暁が上洛中ということもあり、その加持を重慶がつとめている。これが唯一密教に関わる記事である。こうした功労が認められたか、建暦二年（一二一二）十二月に政子御願の鶴岡神宮寺薬師三尊像供養が行われ、金銅薬師供僧一口が設けられると重慶がその供僧職を得ている。

承久の乱では、その平定を祈って関東最初の大仁王会が鶴岡八幡宮で挙行された。百僧を請定して大規模な仁王百講を開催したが、その時の講師を重慶がつとめている。この法会の重要性を鑑みれば、当時、重慶が鎌倉の顕教僧のなかで最も枢要な位置を占めていたとみてよい。その後も元仁二年（一二二五）正月の鶴岡最勝八講や、寛喜三年（一二三一）五月の鶴岡問答講に請定された。嘉禄二年五月に法眼に叙され、安貞二年（一二二八）二月には供僧職を弟子の宗慶に譲ったが、その後も終身、二十五供僧として出仕しつづけたという。(31)

次に慶舜について触れたいが、この人物についてはあらかじめ検討しておくべきことがある。承元二年（一二〇八）十二月、鶴岡八幡神宮寺の本尊である薬師像の開眼供養が行われた。そこには鶴岡の二十五供僧が請じられ、供僧一和尚であった隆宣が開眼供養の導師をつとめている。次いでその夜に供養法が開白され、その開白導師を『吾妻鏡』は「摩尼房印尊」と記している。一方、『鶴岡社務記録』は開眼供養導師を隆宣とするものの、夜の開白導師を「摩尼房聖尊」としているし、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』も同じく「摩尼坊聖尊」と記している。(32) ところが、『鶴岡八幡宮供僧次第』真智坊隆宣の項によれば、隆宣が供僧一和尚として開眼供養をつとめ、夜の供養法開

白は「摩尼珠坊、為二供僧二和尚一勤レ之」とあるように供僧二和尚の「摩尼珠坊」が勤仕したとする。[33] 鶴岡八幡宮の供僧で「摩尼珠坊」といえば、別当定暁から千南坊を譲り受けた摩尼珠坊慶舜を指す。つまり史料によって、夜の開白導師は「摩尼房印尊」「摩尼坊聖尊」と摩尼珠坊慶舜の三つに分かれており、混乱がある。いずれの史料もこの時期の根本史料であり、そのうちどれが正しいのか、確定するのは非常に困難である。

ただし、この時の供養に請ぜられたのは鶴岡八幡宮の二十五供僧であること、また開眼供養を供僧一和尚の隆宣がつとめたことの二点は、諸書が一致している。とすれば、夜の供養法開白導師は鶴岡供僧の二和尚が勤仕したと考えてよいだろう。事実、承久三年（一二二一）五月に行われた世上無為の鶴岡大仁王会では、講師と読師を供僧二和尚と供僧一和尚がつとめている。[34] ところが承元二年段階の鶴岡八幡宮の供僧には、聖尊も印尊も存在していない。鶴岡神宮寺の仏事であり、鶴岡供僧が請定された供養であるにもかかわらず、この時期の供僧には聖尊・印尊の名はなく、供僧であったのは摩尼珠坊慶舜だけである。しかも、鎌倉初期に関東で活動していた聖尊・印尊なる僧侶は、先にあげた記事以外に確認することができない。この点からすれば、「摩尼房印尊」「摩尼坊聖尊」のうち、「印尊」「聖尊」は慶尊の誤記であった可能性が高い。また、「摩尼」「摩尼珠」はともに如意珠の意であるので、「摩尼坊」と「摩尼珠坊」は同じとみてよかろう。

以上を前提にして慶舜について、みてみると次のようになる。慶舜権少僧都の出自と生没年は不詳。公名は弁、坊号は摩尼珠坊である。鶴岡別当定暁の弟子であり、建仁三年（一二〇三）に定暁から鶴岡の二十五供僧職（千南坊）を譲られている。そして、建永元年（一二〇六）定暁が鶴岡別当職を尊暁から譲られるのに前後して、正式に供僧に任じられた。承久四年（一二二二）に弟子の慶印に供僧職を譲り、翌年、慶印が正式に補任されているので、慶舜はこの頃に引退・死没したのであろう。祈禱関係では、建仁四年（一二〇四）二月に頼朝法華堂の仏事導師をつとめているし、承元二年十二月には鶴岡神宮寺の薬師供養法の導師を勤仕した。承元四年には月蝕祈禱を行っているが、この時は験なく、月蝕が正現したという。顕密兼修の僧侶であった。[35]

重衍法印は生没年が不詳。中納言西園寺通季の孫で、少将公重の子である。公重は紀伊守をつとめていたので、重衍は紀伊少将法印と称した。初代別当円暁が最初に下向してきた時に重衍を連れてきたという。鶴岡供僧（善松坊）には治承四年（一一八〇）十一月に補任された。ただし、円暁の鎌倉下向は二年後の寿永元年（一一八二）九月のことであるので、記事内容に齟齬がある。建久六年（一一九五）には弟子の重賀に供僧職を譲った。[36]

このほか公胤の弟子のうち、鎌倉に関わりが深い者としては尊俊権大僧都や有円法橋がいる。いずれも鎌倉での所職は不明であるが、特に尊俊は大江広元の子であり、建暦三年（一二一三）十二月に園城寺唐院で公胤から伝法灌頂をうけ、その翌月には公胤の勧賞の譲りで権律師に補されている。[37] 頼朝の子孫で僧侶になった人物としては、頼朝の子の貞暁（一一八六～一二三一、東密）、頼家の子の栄実（一二〇一～一二四、栄西弟子）と禅暁（？～一二二〇、東密）がいるが、寺門僧は公暁のほかにはいない。また北条氏からはこの時期、僧侶が出ていない。

第二章　九条頼経と鎌倉寺門派

第一節　九条頼経時代の概観

本章では、第二期として、九条頼経が下向した承久元年（一二一九）六月から、寛元四年（一二四六）七月に頼経が追放されるまでの期間を対象とする。前代の源氏将軍時代には、鶴岡八幡宮寺・勝長寿院・永福寺・大慈寺など将軍御願の顕密寺院が相次いで創建された。しかし他方では、鎌倉で活動していた僧侶のほとんどは中央では無名の存在であったし、特に密教修法の整備の立ち後れは甚だしかった。それに対し九条頼経の時代は、九条家との連携のなかで、鎌倉仏教界の人的整備を図った時代である。

とはいえ、この時期の鎌倉寺門派は東密や山門に比べると低調さが否めない。その最大の原因は公暁による将軍実朝の暗殺であろう。鶴岡八幡宮別当や園城寺僧など、寺門僧が公暁の教育係であった。そのため、これまでのような園城寺への特別扱いは影を潜め、幕府は寺門・山門・東密に対し、等距離もしくは東密・山門をやや厚遇する姿勢に変化している。

たとえば九条頼経時代、延暦寺はほぼ一貫して四天王寺別当を掌握しつづけた。園城寺は別当職を求めて何度か蜂起したが、「園城寺鬱陶事、関東不二甘心一」とあるように、[38] 鎌倉幕府は園城寺に対し冷淡であった。同じことは鎌倉仏教界でもいえる。鎌倉の主要寺院の別当をみると、鶴岡八幡宮別当には公暁のあと緊急避難的に慶幸（寺門）が補任されたが、慶幸が在任一年足らずで死没すると、その後は定豪・定雅・定親と東密が独占している。勝長寿院別当は定豪の後をうけて寺門の親慶が就任したが、親慶が早世すると、その後は鎌倉末にいたるまで山門派がその別当職を独占した。永福寺別当は遍曜（寺門）・行勇（寺門・禅律）・良瑜（東密）・道慶（寺門）と変遷

しているので、寺門は何とか鎌倉仏教界に食い込んではいるものの、前代に比べるとその不振は覆うべくもない。

こうした中で、この時期の鎌倉寺門派を中核となって支えた人物が道禅と円意であり、後半には道慶・猷尊がそれに加わる。そこで第二節では勝長寿院別当親慶および道禅に触れ、第三節で円意について検討したい。また、第四節で道慶と猷尊・猷聖・縁快をとりあげ、第五節でその他の主要な寺門僧について論じることにする。

第二節　頼経時代前期の中心人物

本節では親慶と道禅を取りあげる。まず、勝長寿院別当の親慶権大僧都（一一六九～一二二四）は内大臣中山忠親の子である。甥には醍醐寺座主の覚済がいる。公名は内大臣。建久四年（一一九三）に行われた最勝講聴衆への出仕が初見である。建仁二年（一二〇二）十一月に真円から伝法灌頂をうけた。その後、鎌倉に赴いたようで、承久二年（一二二〇）正月に勝長寿院別当に補任された。貞応二年（一二二三）八月、北条政子御願の新御所持仏堂（廊御堂）が完成すると、そこに実朝の「御平生之時御本尊」（運慶作）を奉納したが、親慶はその時の供養導師をつとめた。同年九月には幕府から天変祈禱を定豪らとともに命じられ、尊星王護摩を修したが、翌年七月に鎌倉で死没している。なお、親慶の弟である中山兼季について、『明月記』は「此三品（中山兼季）、三年在二関東一之間、舎兄（親慶）僧都去年七月早世、所縁闕而空帰洛」と述べている。親慶のつてで鎌倉に行っていた兼季が、兄の死没によって頼りを失い止むなく上洛したという。勝長寿院別当という地位は仏教界だけでなく、世俗社会においても相当な影響力をもっていたことを示している。[39]

つぎに道禅権僧正（一一六九～一二五六）は弾正大弼高階仲資の子、または猶子である。公名は信濃、院家は南如院。将軍頼経の護持僧である。同時代に醍醐寺と青蓮院にも道禅がいるので、弁別に留意が必要である。四天王寺別当定恵法親王のもとに入室した。定恵の死没後は定恵の師である真円に師事して、建久九年（一一九八）に真円より伝法灌頂をうけた。官歴は元仁二年（一二二五）三月に権少僧都、寛元二年（一二四四）五月に権僧正に補任されている。鎌倉での活動歴は豊富にみえるが、残念ながらそこでの所職（別当・供僧）については不明である。

鎌倉での初見は承久の乱である。承久三年（一二二一）五月に円意・定豪・良信らとともに戦勝祈禱を行った。のちに道慶や猷尊が鎌倉にやって来るまで、ほぼ二〇年にわたって道禅が鎌倉寺門派の中心人物であった。幕府の天変祈禱では貞応二年（一二二三）九月と翌

年十月に北斗護摩、嘉禄三年（一二二七）九月・安貞三年（一二二九）三月に一字金輪法、延応二年（一二四〇）正月には尊星王護摩と金輪供、寛元二年正月にも尊星王護摩を勤修している。[40] また将軍頼経の病に際しては、嘉禄三年四月には尊星王護摩、十一月には五壇法の軍荼利法を担当した。将軍護持僧の結番では、上旬の定豪（東密）、中旬の良信（山門）に対し、道禅が毎月下旬の護持結番の中心であった。その後も、頼経のために寛喜元年（一二二九）七月に五壇法の降三世法、嘉禎元年（一二三五）十二月には十一面護摩を修したし、北条氏との対立が激化した寛元二年から三年にかけても、寛元二年三月、同五月、寛元三年六月と頼経・頼嗣のための五壇法脇壇を盛んにつとめている。また寛元元年十二月に頼経の臨席のもと、勝長寿院（南御堂）で結縁灌頂を行ったが、これは鎌倉で実施された最初の結縁灌頂である。[41]

とはいえ、道禅は頼経にのみ仕えていたのではない。北条氏とも親密な関係を築いていた。北条義時の死没三七日仏事の導師（貞応三年七月）や、北条政子の逆修（嘉禄元年六月）、およびその没後百箇日仏事（嘉禄元年十月）に導師として参じている。北条泰時が主催した涅槃会（嘉禄三年二月）にも出仕したし、仁治三年（一二四二）五月に泰時が出家した時には、その出家戒師を道禅がつとめており、翌年六月に行われた泰時一周忌では曼陀羅供大阿闍梨を勤仕している。このように道禅は将軍護持や幕府祈禱に励んだほか、北条氏の来世仏事にも積極的に奉仕していた。[42]

道禅は鎌倉を拠点に活動しているが、天福二年（一二三四）二月と嘉禎四年九月には伝法灌頂のために上洛したし、仁治二年（一二四一）二月には園城寺別当に補任され、同年十一月に上洛して拝堂や伝法灌頂を行っている。いずれも長くて一年ほどの短期上洛である。ところが道禅は寛元三年六月に五壇法脇壇を勤仕したのち、建長二年（一二五〇）七月まで五年あまり事蹟が絶える。この空白期間は、鎌倉では頼経が執権北条経時を呪詛して経時が死没し、また宮騒動によって頼経が追放され、さらに宝治合戦により三浦一族が滅ぼされるという鎌倉政界の激動期である。その間の道禅の動静は不明である。ただし道禅は、道慶のように九条頼経と同心帰洛することはなかった。建長二年七月、北条政子の遠忌仏事で久かたぶりに道禅が請ぜられ、政子が本尊としていた白檀釈迦像を供養している。建長五年五月には祈雨祈禱を行い、翌年六月には北条泰時十三回忌仏事で墳墓塔の供養導師をつとめている。[43] その弟子のうち円審法印・良忠法印・厳盛卿法印（もと円寛、池大納言平頼盛の孫、鶴岡二十五供僧）や尊遍法印権大僧都・成遍権律師・重賢権少僧都は、いずれも鎌倉で活躍した幕府僧である。

第三節　将軍護持僧円親と円意

九条頼経時代に、将軍護持僧であったことを確定できるのは寺門派では道禅と円親の二人である。道禅については前節で触れたので、ここでは円親を取り上げたい。ただし、この人物については検討が必要である。『吾妻鏡』には円意と円親という二人の僧侶が登場するが、実は彼ら二人は同一人物である。そこでそのことを明示すべく、円意・円親の年譜を表1として作成した。二人の僧名に関わる部分は、原史料の表記のままゴチで示しておいた。

二人を同一人物と判断した第一の理由は、円意の旧名が円親であることである。「園城寺伝法血脈」五六恒恵の項によれば、円意について「宰相、本名円親、慶範入室」と記しており、円意の元の名が円親であることがわかる。これが同一人物と考えた第一の根拠である。

第二の理由は、円意と円親の活動時期が重ならないことである。表1をみれば分かるように、『吾妻鏡』には承久の乱で幕府祈禱を行った「如意寺法印円意」が登場する。ところが、この円意はそのあと足跡が消え、『吾妻鏡』に彼が再び登場するのは寛元二年（一二四四）正月のことである。他の史料を博捜しても、円意の再登場は仁治三年（一二四二）十一月のことであり、承久の乱以降、二〇年あまりの間、円意を史料の上で確認することができない。承久の乱で幕府祈禱を中心となって担ったような重要な僧侶が、二〇年以上もの間、京都でも、鎌倉でもその足跡を確認することができないというのは、異様なことではなかろうか。実際、承久の乱で円意とともに幕府祈禱を行った定豪（東密）・良信（山門）・道禅（寺門）の三人は、その後も鎌倉仏教界を支える中核人物として活躍を続けており、円意だけが事蹟をたどることができない。しかも円意は仁治三年に史料に再登場するや、何もなかったかのように、非常に活発な祈禱活動を展開している。なぜ、円意の活動に二〇年もの空白が生じるのであろうか。

ところが『吾妻鏡』では、その空白の期間に「宰相律師円親」なる人物が将軍護持僧として盛んに祈禱活動を行っている。その人物の活動は嘉禄二年（一二二六）から仁治二年九月にまで及んでいるが、驚いたことに、仁治二年九月以降は円親の記事が鎌倉からも、京都からも消えてしまう。なぜ、消えるのか。その理由は、円意と円親が同じ人物であるからだ。二人の活動時期は重なることがない。一方の空白時期が、他方の活動時期となっており、二人の活動時期が重複することは全くない。そこで表1のように二人の足跡を合体させると、一貫して幕府祈禱の中核として活動を続けた一人の僧侶の姿が浮かび上がってくる。この人物の活動は機能的な一貫性があり、その活動歴に不自然なところはない。これが二人を同一人物と判断した第二の根拠である。

表１　円意・円親の年譜（★は鎌倉での活動を示す）

年　　月日		事蹟および出典
建仁２(1202)1109		恒恵が**円意**に唐院で伝法灌頂、公名は**宰相**、本名は**円親**、慶範入室「園城寺伝法血脈」56
建保２(1214)0217		平親範が「慶範は**円親闍梨**に氏寺如意寺を譲ったが円親は氏僧ではない」と述懐『大史』4-13-59
承久３(1221)0527	★	幕府が重ねて世上無為祈禱を**如意寺法印円意**・定豪・良信・道禅らに命ず『吾』
嘉禄２(1226)0807	★	地震のため一字金輪護摩は若宮別当僧正、八字文殊法は**宰相律師**……ほか『吾』
安貞１(1227)0429	★	九条頼経の病悩祈禱。仏眼護摩は荘厳房律師、千手法は**宰相律師**……ほか『吾』
0909	★	天変のため薬師護摩は大進僧都、八字文殊法は**宰相律師**……ほか『吾』
1115	★	天変と赤斑瘡のため薬師護摩は大進僧都、不空羂索法は**宰相律師**……ほか『吾』
1124	★	頼経赤斑瘡の五壇法。中壇不動明王は弁僧正、……金剛夜叉明王は**宰相律師**『吾』
1213	★	頼経の護持僧結番。上旬は弁僧正、丹後僧都、**宰相律師**、中旬は……『吾』
安貞２(1228)0522	★	幕府祈禱。薬師護摩は大進僧都、八字文殊法は**宰相律師**……ほか『吾』
1030	★	天変のため一字金輪は大進僧都、薬師は**宰相律師**……ほか『吾』
寛喜１(1229)0515	★	月蝕祈禱。薬師護摩は大進僧都、八字文殊は**宰相律師**……ほか『吾』
寛喜３(1231)0925	★	日蝕の三壇御修法を松殿法印・大進僧都・**宰相律師**に命ず『吾』
嘉禎１(1235)0629	★	五大堂明王院の供養、頼経出御。供養大阿闍梨は定豪、職衆22口に**宰相律師円親**『吾』
1224	★	頼経の疱瘡のため尊星王護摩は**宰相律師円親**、不動護摩は行勇……ほか『吾』
嘉禎４(1238)0428		灌頂初大阿闍梨は**円親**『三井続燈記』9
0428		祐寛に蔵林房で伝法灌頂「園城寺伝法血脈」73
0503		隆弁に蔵林房で伝法灌頂、大納言隆房卿の子「園城寺伝法血脈」73
0506		慶修に蔵林房で伝法灌頂「園城寺伝法血脈」73
0508		智念に伝法灌頂、理慶房「園城寺伝法血脈」73
延応１(1239)1121	★	九条頼嗣が誕生。御験者３名の民部卿僧都・**宰相僧都**・大夫僧都に禄『吾』

延応２(1240)0117	★	彗星のため鶴岡仁王百講、箱根本地護摩は**円親法印**、七壇北斗供……ほか『吾』
仁治２(1241)0915	★	月蝕祈禱は**円親法印**・珍誉法印らが勤仕、正現『吾』
1228		興実に蔵林房で伝法灌頂、箱根別当「園城寺伝法血脈」73
仁治３(1242)0224		暹慶に蔵林房で伝法灌頂、越前「園城寺伝法血脈」73
0226		円正に蔵林房で伝法灌頂、甲斐「園城寺伝法血脈」73
0228		智尊に蔵林房で伝法灌頂、越前「園城寺伝法血脈」73
1129	★	頼経の五壇法。中壇は道慶大僧正、降三世は**円意法印**〈寺〉……ほか『大史』5-15-549
寛元１(1243)1210	★	頼経の五壇法。中壇は道慶大僧正、……大威徳は**法印円意**『大史』5-17-33
寛元２(1244)0108	★	天変のため八字文殊護摩は卿僧正、金剛童子護摩は**如意寺法印円意**……ほか『吾』
0603	★	天変のため頼経分に一字金輪が信濃法印、尊星王法は**如意寺法印**……ほか『吾』
1120		真兼に修多羅院で伝法灌頂、越後「園城寺伝法血脈」73
1127		能誉に修多羅院で伝法灌頂「園城寺伝法血脈」73
1117		仙賢に修多羅院で伝法灌頂、侍従「園城寺伝法血脈」73
寛元３(1245)0124		浄智に修多羅院で伝法灌頂、心蔵房、非職、松尾に住む「園城寺伝法血脈」73
0225	★	久遠寿量院で八万四千基泥塔供養、導師は**法印円意**。頼経の病悩のため七壇薬師御修法、中壇を大僧正御房、一壇を**如意寺法印**……ほか『吾』
寛元４(1246)0402	★	頼経の五壇法。中壇は良禅本覚院僧正、降三世は**円意法印**……ほか『大史』5-20-165
建長２(1250)1108		浄禅に修多羅院で伝法灌頂、三位「園城寺伝法血脈」73
1114		尊弁に修多羅院で伝法灌頂、大輔「園城寺伝法血脈」73
1116		慶印に修多羅院で伝法灌頂「園城寺伝法血脈」73
1120		長審に修多羅院で伝法灌頂「園城寺伝法血脈」73
1122		公朝に修多羅院で伝法灌頂、大夫、遠江守平朝時の子、僧正「園城寺伝法血脈」73
1124		朝猷に修多羅院で伝法灌頂、22歳、大輔、非職「園城寺伝法血脈」73
1202		公義に修多羅院で伝法灌頂、改公喜、武蔵守平泰時の子「園城寺伝法血脈」73
建長４(1252)0411		円意が死没、81歳「園城寺伝法血脈」73

（注）『吾』は『吾妻鏡』、『大史』は『大日本史料』を示す。円意・円親の表記（ゴチ）は原文に従った。

第三の理由は『吾妻鏡』における官位記載の信憑性の低さである。『吾妻鏡』によれば、円意は承久の乱で「法印」の官位で登場する。そのため、円意のもとの名が円親であり、その公名が宰相であることが分かっていたとしても、その後『吾妻鏡』に登場する「宰相律師」「宰相律師円親」なる人物が、円意と別人であると考えるのは普通のことである。律師から法印に官位が昇進することはあっても、法印が律師に転落することはない。『吾妻鏡人名索引』『吾妻鏡人名総覧』が、二人を別人と考えたのには合理的な根拠がある。しかし『吾妻鏡』は僧侶の官位記載に関しては、かなり無頓着である。そこで史料が豊富に残っている鶴岡八幡宮別当定親の官位記載を表2として掲載した。

京都や奈良の史料に拠れば、定親は阿闍梨・已講・大法師から法眼となり、権少僧都、権大僧都、法印、法務へと昇進し、さらに権僧正を経て正僧正に至っている。官位の昇進過程に不自然なところがない。ところが『吾妻鏡』の記載では、定親の官位は法印→僧都→法印→僧都と混乱している。たとえば『吾妻鏡』は寛喜元年六月に「左大臣法印定親」が鶴岡八幡宮別当に補されたとし、その後もこの人物は寛喜三年正月まで「若宮新別当法印定親」「若宮別当法印定親」「鶴岡別当法印」と『吾妻鏡』に登場しているが、これらの官位記載はすべて誤りであって、その時の定親の官位は法眼、もしくは権少僧都である。同様に定親の師である定豪に関しても、彼が鶴岡八幡宮別当に補されるまでの『吾妻鏡』での官位記載は、まったく不正確である。[44] こうした『吾妻鏡』における官位記載の不正確さを考慮すれば、「法印」のあとに「律師」が登場したとしても、それが別人であることの決定的な理由にはならないであろう。

第四の根拠は、円意が円親から改名した時期がほぼ特定できることである。表1をみると、彼らの名は承久三年に「円意」とみえるが、この時点での「円意」名はこの記事だけであって、それ以降は「円親」記載が続く。そして、仁治二年九月と仁治三年十一月の間に、「円親」から「円意」に転換する。ここで注意すべきは嘉禎四年（一二三八）四月二十八日の伝法灌頂の記事である。「園城寺伝法血脈」の記載から、この日に円意（この時の名は不明）が伝法灌頂を行ったことがわかるが、一方、『三井続燈記』によれば「四月廿八日、灌初大円親」とあり、同日に「円親」が初めて伝法灌頂の大阿闍梨になったと記している。『吾妻鏡』だけでなく、他の史料でもこの時期に円意が「円親」と名乗っていたことを確認することができる。とすれば、承久三年の『吾妻鏡』の記事さえなければ、仁治二年九月までは「円親」、仁治三年十一月以降は「円意」ときれいに整序できることになる。私は先に承久三年の記事「如意寺法印円意」における「法印」の官位記載の不正確さを指摘した。その点からすれば、この記事は僧名の「円意」表記も不正確と考えてよいのではなかろうか。ち

表２　鶴岡八幡宮別当定親の官位表記

年　　月日	『吾妻鏡』の表記	畿内の史料での表記と出典
承久２(1220)0516		「定親闍梨」『最勝講問答記』
嘉禄１(1225)1105		「定親已講」『東大寺文書』
嘉禄２(1226)0523		「大法師定親」『最勝講問答記』
0703		「定親大法師」『法勝寺八講問答記』
1003		「定親已講」『類聚世要抄』13
嘉禄３(1227)0519		「大法師定親」『最勝講問答記』
0523		**法眼に叙す**『東寺長者補任』
0703		「法眼定親」『法勝寺八講問答記』
安貞２(1228)1022		「法眼定親」『最勝講問答記』
寛喜１(1229)0625	「左大臣法印定親」	
0703		「法眼定親」『法勝寺八講問答記』
0707	「若宮新別当法印定親」	
0918	「若宮別当法印定親」	
1028		**権少僧都に任ず**『東寺長者補任』
寛喜２(1230)0226	「鶴岡別当法印」	
0703		権少僧都『法勝寺八講問答記』
0717		「別当代権少僧都定親」『東大寺続要録』
1010		「定親僧都」『維摩講師研学竪義次第』
1207		権少僧都定親『東大寺続要録』
寛喜３(1231)0114		「権少僧都定親」『東寺長者続紙』
0120	「鶴岡別当法印」	
0525		「権少僧都定親」『最勝講問答記』
貞永１(1232)0520		権少僧都『最勝講問答記』
0703		権少僧都『法勝寺八講問答記』
天福１(1233)1212	「内大臣僧都定親」	
1229		**権大僧都に転ず**『東寺長者補任』
天福２(1234)0528		「定親僧都」『東大寺文書』
嘉禎１(1235)0215	「定親僧都」	
0629	「大納言僧都定親」	
1218		**法印に叙す**『東寺長者補任』
1222	「内大臣僧都定親」	
仁治１(1240)0117	「内大臣法印」	
0601	「若宮別当法印定親」	
0704	「法印定親」	
仁治２(1241)0108		「法印権大僧都定親」『東大寺別当次第』
0609	「鶴岡別当僧都定親」	
1016		**法務に補す**、「法印権大僧都定親」『東寺文書』
1026		「新熊野法務〈定親〉」『東大寺続要録』
寛元１(1243)0108		「法務法印大和尚位前権大僧都定親」『東寺長者続紙』
寛元２(1244)0716	「内大臣法印」	
0915	「定親法印」	
寛元３(1245)1224	「鶴岡別当法印定親」	
宝治１(1247)0618	「鶴岡別当法印定親」	
建長５(1253)0816		**権僧正に補す**『東寺長者補任』
正嘉２(1258)1127		**正僧正に転ず**『東寺長者補任』
文永２(1265)0725	「法印定親」（入滅）	

なみに鶴岡別当公暁は、出家時点での初名が頼暁で、のちに公胤と師弟関係を結んでから公暁に改名したが、『吾妻鏡』は出家時点から「公暁」と記載しており、[45] 当該時点での正確な僧名を記載している訳ではない。同様に、承久三年の『吾妻鏡』に「円意」と表記されていても、これがその時点での僧名であるかどうかは、当てにならないのである。

実は京都の顕密仏教界では、当時、寺門出身のもう一人の円親が活動していた。「円親〈寺、大納言阿闍梨〉」とあるように、大納言を公名とする顕教僧が安貞から暦仁まで三講や天台二会講師に出仕している。[46] この人物との混同を避けるために、仁治二年から三年にかけての時期に、身分出自のより低い円意の方が円親から改名したと考えられる。

そこで以下では、円親・円意を同一人物と捉えて、その足跡を概観することにする（以下の記述では円意に統一する）。円意法印（一一七二～一二五二）は大蔵卿藤原長成の孫であり、従五位下藤原長信の子である。公名は宰相。兄弟には鎌倉で活躍した勝長寿院別当良信僧正（山門）がいるほか、仁和寺の隆遍・忠遍法印がいた。[47] 慶範法印（一一五五～一二二一）のもとに入室し、慶範から如意寺を相承した。慶範は平親範の子であるが、真円から伝法灌頂をうけ、また天台二会講師を遂講した顕密の碩学である。[48] 如意寺はもともと平親範一族の氏寺であったが、慶範―円意から隆弁に相承されると、幕府の強力な支援をうけるようになり、氏寺の面目を一新して巨大寺院へと発展していった。さて、円意は師の慶範がまだ若かったということもあり、建仁二年（一二〇二）に法輪院恒恵僧正（後白河院息）から伝法灌頂をうけた。その後の経緯は不明ながら、承久の乱では幕府方の中心となって祈禱を行った。鎌倉で寺門が繁栄していたことや、弟の良信が鎌倉で活動していたことも、鎌倉に赴いた理由であったろう。ただし円意は将軍護持僧というほかは、鎌倉での所職が不明である。

鎌倉では将軍頼経の護持僧として、安貞元年の千手法、嘉禎元年の尊星王護摩、寛元三年の薬師法など頼経の病悩平癒の修法を盛んに行った。また、九条頼嗣の誕生の際には験者としてそれに祇候しているが、これも護持僧としての活動の一環であったろう。地震・彗星や月蝕・日蝕などの天変地異にかかわる幕府祈禱も活発である。嘉禄二年・安貞元年・安貞二年に八字文殊法を修したほか、不空羂索法（安貞元年）・薬師法（安貞二年）・八字文殊護摩（寛喜元年）・箱根本地護摩（延応二年）・金輪童子護摩（寛元二年）・尊星王法（寛元二年）のように、盛んに密教祈禱を勤修している。また、頼経のための五壇法も安貞元年・仁治三年・寛元元年・寛元四年四月と行っており、少なくとも九条頼経時代の前半期には、円意が道禅と並んで寺門派密教僧の中心的存在であった。しかし、将軍護持僧としての円意の活動は、九条頼経と北条得宗との関係が緊迫化してくると、危うさを孕むことになる。寛元四年（一二四六）閏四月に執権北条経時が

亡くなるが、その原因は頼経派の僧侶たちによる呪詛が原因であると噂されている。円意の活動記事は寛元四年四月で鎌倉から消える。その後しばらくたって建長二年（一二五〇）十一月に再登場するが、それは鎌倉ではなく園城寺であった。円意は頼経と共に帰洛したか、あるいはその前後に帰洛したのであろう。ただし円意は、次代の鎌倉仏教界の中心人物を弟子にもっていた。隆弁である。鎌倉で験者・護持僧として活動していた二人は、やがて師弟関係をむすび、円意は隆弁に如意寺の相承を約した。嘉禎四年（一二三八）四月から五月にかけて円意は初めて伝法灌頂を行ったが、その時に伝法灌頂を授けた弟子四人のうちの一人が隆弁であった。そして隆弁は、鎌倉では将軍だけでなく、北条経時や時頼のために祈禱を行い、宝治合戦後は時頼の絶大な信任を勝ち得て、鶴岡八幡宮別当に補任された。このように円意の弟子である隆弁が鎌倉仏教界の中心人物となった。それ故に円意は、帰洛してからも、北条泰時の息である公義、北条朝時の息である公朝のほか、朝猷・慶印・浄禅・尊弁など鎌倉で活躍する人材を育成することになる。

このほか、この時代の験者としては公覚僧都がいる。嘉禎四年（一二三八）正月に将軍頼経が凱旋の上洛を果たしたとき、扈従の験者として公覚が登場する。ただし、覚朝の灌頂の弟子に関東居住の丹後法印公覚（一一六五～?）なる人物がいるものの、年齢や公名の齟齬があり、同定には至らなかった[49]。験者公覚については、今のところ、宗派も含め不明である。

第四節　頼経五壇法と道慶

頼経時代の後半期になると、道禅・円意に代わって、道慶が鎌倉寺門派の中心となる。そして盛んに五壇法を勤仕して将軍の護持祈禱を行った。そこで本節では道慶のほか、頼経が命じた五壇法に参仕した猷尊・猷聖・縁快をとりあげたい。

さて、道慶について検討する際、確認しておくべきことが一つある。それは道慶が「岡崎」と称されていたことに関わる。「天台宗常住院歴代校本」によれば道慶の項に「号岡崎」と記しているし、『吾妻鏡』にも「岡崎僧正道慶」と登場する[50]。ところが厄介なことに、当時、鎌倉で活動した僧侶に「岡崎」と称された人物がもう一人いた。『吾妻鏡』嘉禎四年十月十三日条に「岡崎僧正成源」とみえるように、久遠寿量院別当となった成源（一一八三～?）である。この人物は京都の岡崎実乗院を管領したため、「岡崎」と称された。成源は青蓮院慈円の弟子であり、九条家の祈禱に盛んに参仕している。そのこともあって嘉禎四年（一二三八）に将軍九条頼経の護持僧となり、その後も一貫して頼経の護持祈禱に励み、最後は頼経とともに同心帰洛している（「拙稿A」）。成源と道慶は山門と寺門の違いがあ

るとはいえ、頼経に近侍してその護持祈禱につとめ、頼経とともに帰洛したという共通点がある。鎌倉での役割やその経歴が非常によく似ている上、二人とも「岡崎」と呼ばれているし、成源は延応元年（一二三九）五月から八月の間に権僧正に補されているので、これ以降は「岡崎僧正」とのみ記されている時は、道慶なのか、成源のことなのか、その弁別はきわめて困難である。今のところ、実施された密教修法の性格や、久遠寿量院別当と永福寺別当との違い、あるいは本人の活動の連続性などをもとに個別に推測するしかない。道慶の事蹟の検討には以上のような困難さがある。

このことを踏まえて道慶についてみてみると、道慶大僧正（一二〇五～八五）は藤原摂関家の出身である。九条兼実の孫にあたり、良経の子である。きょうだいには道家や東一条院、また師でもある良尊大僧正がいた。将軍頼経や藻壁門院（四条天皇の母）からは伯父に当たる。院家は月輪院。岡崎・常住院ともいわれ、また晩年に宇治に住したため三室戸とも称された。兄良尊の弟子となって常住院を相承するとともに、修験の道を学んで大峰葛城の行者となった。元仁二年（一二二五）三月には法印に叙され、寛喜元年（一二二九）に猷円から園城寺唐院で伝法灌頂をうけている。貞永元年（一二三二）十月に権僧正に補され、天福元年（一二三三）六月には炎旱のための七壇水天供に参仕した。寛喜三年、後堀河天皇中宮である藻壁門院の御産祈禱（四条天皇誕生）では千手法を修したし、嘉禎二年（一二三六）十月には四条天皇の護持僧となった。嘉禎三年五月に園城寺長吏に補されると（治二年）、その翌年には良尊に代わって正護持僧に任じられ、四条天皇のために三壇御修法の長日不動法を勤修している。[51]

鎌倉との関わりは、将軍頼経の上洛がきっかけである。暦仁元年（一二三八）に九条頼経が凱旋の上洛を果たすと、道慶は頼経の六波羅邸で五壇法の中壇を勤仕した。さらに頼経の吹挙によって仁治元年（一二四一）末に大僧正に任じられると、まもなく道慶は四条天皇の護持僧を辞して関東に赴いた。下向の時期を特定することはできないが、『平戸記』仁治三年六月二十三日条に、北条泰時の死没に関わって「大僧正御房〈日来令レ住レ彼給〉被レ注二進御師僧正一」とあり、「大僧正御房」が泰時没後の鎌倉の情報を「御師僧正」に報告したと述べている。将軍九条頼経の時代に鎌倉で活動していた僧侶のうち、大僧正であったのは定豪と道慶の二人だけであり、定豪は嘉禎四年（一二三八）九月に死没している。[52] ここに登場する「大僧正」は道慶を指しており、「御師僧正」は彼の師の良尊のことである。つまり道慶は、月日は不明ながら仁治二年に護持僧を辞し、仁治三年六月段階で「日来」関東に住んでいると言われているので、道慶の鎌倉下向は仁治二年後半から仁治三年初めの時期であったはずである。仁治三年十一月に頼経五壇法の中壇を勤仕したのが、鎌倉での祈禱記事の

初見である。鎌倉では永福寺別当に補された。寛元元年（一二四三）十一月にも五壇法をつとめ、その翌月には将軍御所に隣接する場所に道慶の壇所が新造されており、そこで頼経五壇法を修している。さらに道慶は寛元二年から四年にかけて頼経・頼嗣のために五壇法（寛元二年三月・九月、寛元三年五月・六月）、北斗護摩（寛元二年正月・六月）、七壇薬師法（寛元三年二月）、不動法（寛元三年二月）や八字文殊法（寛元三年十月）などの祈禱を盛んに行っている。この時期は将軍頼経と北条得宗との緊張が増した時期であり、また鎌倉で流行病が蔓延しており、頼経・頼嗣や北条経時やその妻が相次いで体調を崩している。この病が呪詛によるものではないかとの疑心暗鬼が緊張をいっそう増幅した。頼経が「以二僧徒一令レ行二調伏法一、又令二呪詛一、経時早旦（世カ）此故也」との噂が、京都でまことしやかに囁かれたように、道慶を中心とする僧侶たちは頼経の護持に励んだだけでなく、これらの祈禱によって北条氏を呪詛していると考えられた。頼経が京都に追放された時、『吾妻鏡』は「三室戸（道慶）大僧正・宰相僧正（成源）以下高僧数輩、陰陽道輩少少同心帰洛」と述べている。「同心帰洛」した高僧として道慶と成源の名が挙がっているように、道慶は祈禱面から頼経を支えた中心人物であった。[53]

ただし道慶は寛元三年暮れから半年ほど帰洛して、鎌倉を留守にしている。寛元三年十二月に後嵯峨天皇の一代一度の大仁王会が行われ、道慶はそれに出仕した。しかし帰洛の主目的は、師匠である良尊の体調悪化と、それにともなう相続問題であったろう。良尊は当時、熊野三山と新熊野の検校であったほか、法成寺と平等院の執印でもあった。良尊は道慶に熊野三山・新熊野の検校職を相承させることを希望していた。すでに嘉禎四年に新熊野社を永代、良尊の「師跡房領」にするとの宣下と、熊野三山を永く園城寺の管領とする旨の官符が出されている。そのため道慶への新熊野社の相続はさほど問題がなかったが、熊野三山検校職は桜井宮覚仁法親王（後鳥羽院の息）が競望しており、その行方は予断を許さなかった。そのためにも道慶は帰京して、相続の実現をはかる必要があったのである。寛元四年三月に良尊は死没するが、後嵯峨院は九条道家や鎌倉幕府の意見を求めて良尊の遺跡相続を検討している。結局、幕府（九条頼経）の贔屓もあって熊野三山検校職も、新熊野検校職も道慶に相続させることに決した。こうして道慶は鎌倉に戻ったが、しかし留守の間に鎌倉の情勢は一変していた。寛元四年三月に病となった北条経時は、執権を弟の時頼に譲り閏四月に死去した。この死没が頼経方の呪詛のせいではないかとの噂が駆けめぐって緊張は一気に高まり、五月には時頼によって頼経側近の藤原定員が拘束された。名越時幸は自害、名越光時が流罪となり、さらにその余党も解任・追放されるなど、頼経一派は決定的な敗北を喫している。もはや打つ手もなく、同年七月、道慶は頼経とともに帰洛した。

「御上洛之間、彼僧正（道慶）御威力すくなくなり候」とあるように、鎌倉幕府の後ろ盾を失った道慶にはもはや何の力もなくなった。熊野三山検校職が改替されて、同年十一月に桜井宮覚仁がそれに任じられたし、やがて新熊野検校職も覚仁に奪われた。その後は弘長三年（一二六三）に関白二条良実から平等院執印に任じられたほかは、弟子の育成に励むだけであった。文永二年（一二六五）より、一〇人の弟子に伝法灌頂をさずけている。九条頼経の子の道増は道慶の弟子となったものの、弟の源恵とは異なり一人前の密教僧になることはなかったが、道慶の弟子の中には鶴岡別当道瑜のほか、教範・信弁のように鎌倉で活動した僧侶もいる。また、経緯は不明ながら、道慶の院家の月輪院は後に鶴岡別当顕弁に継承された。和歌にも秀で、『続古今集』などに収録されたほか、『沙石集』でも「心アル和歌」と称賛されている。(54)

つぎに猷尊・猷聖・縁快をとりあげよう。猷尊権僧正（一一七八～一二五二）は神祇伯仲資王の子、もしくは仲資王の兄弟の顕綱王の子である。仲資王が正三位だったため公名は三位、房号は摩訶智房、院家は理観院である。祖父顕広王の弟が園城寺長吏公顕であったこともあり、公顕の弟子である園城寺長吏公胤のもとに入室して尊胤と名乗った。その後、如意寺慶範にしたがって建保三年（一二一五）に伝法灌頂をうけ、承久元年（一二一九）には尊勝寺結縁灌頂の蓮台阿闍梨を勤仕し、安貞二年（一二二八）に権少僧都に補された。嘉禎四年（一二三八）より弟子に伝法灌頂をさずけ、さらに尊勝寺・最勝寺結縁灌頂の大阿闍梨をつとめて、台密僧としての地位を確立した。鎌倉での関係史料は多くなく、鎌倉での所職も不明であるが、将軍が頼経から頼嗣に代わる前後の寛元二年（一二四四）三月・五月・九月に、道慶・道禅らとともに頼経五壇法を勤仕している。また、同年六月には頼経が創建した久遠寿量院（御所持仏堂）で八万四千基泥塔を供養する曼陀羅供大阿闍梨をつとめており、鎌倉では一貫して九条頼経に奉仕した。京都時代の嘉禎三年十二月に九条道家室の御産五壇法に出仕していることからすれば、鎌倉に下向したのも、九条道家―頼経ラインの要請によるものとも考えられる。鎌倉滞在中の寛元二年七月に園城寺別当、八月には権僧正に補されており、これらはいずれも頼経の吹挙によるものであろう。ただしこうした恩顧にもかかわらず猷尊の鎌倉滞在は短かった。寛元四年五月の宮騒動の前には園城寺に帰っており、宝治二年（一二四八）十二月に無事に別当拝堂を終えて、それを辞している。また、建長二年には園城寺で弟子に伝法灌頂をさずけている。その弟子の中には実性・実証・盛尊らの幕府僧のほか、戒壇問題で流罪になった寛乗法印がいる。(55)

猷聖法印（一一八一～一二五三）の出自は不明。公名は大弐、坊号は摩訶衍房である。「猷性」と表記する史料もある。顕密兼修の碩

学である。建保三年（一二一五）に園城寺長吏公胤から伝法灌頂をうけたのが初見。翌年より三講の聴衆を歴任し、安貞二年（一二二八）の法勝寺八講では講師に請定された。貞永元年（一二三二）四月に権少僧都に補され、天福二年（一二三四）の御斎会番論義に出仕し同年六月には園城寺探題に補任されている。鎌倉では、仁治三年（一二四二）十一月に行われた将軍頼経五壇法の脇壇に出仕したのが初見。この時、中壇をつとめたのは頼経の叔父の道慶僧正であり、これ以降も「大弐法印」の名で道慶とともに頼経の修法を盛んに行っている。道慶の鎌倉下向は仁治二年から三年はじめの時期であり、仁治三年十一月の五壇法が今のところ道慶が鎌倉で修法を行った初見事例でもある。その点からすれば、猷聖は道慶にしたがって共に鎌倉にやってきた可能性が高い。その後も猷聖は五壇法脇壇に寛元二年（一二四四）三月、同年五月、同年九月、寛元四年四月に出仕している。この当時、鎌倉では五壇法が最高の密教修法であったことを思えば、猷聖の重要性が窺えるだろう。また、寛元二年正月には天変の金輪護摩を勤仕し、同年五月には将軍頼嗣の病悩平癒の十壇閻魔天供を、寛元三年十月には頼経のために尊星王供を修するなど、頼経父子のために祈禱を行っている。しかし鎌倉での活動は寛元四年四月で消えており、宝治二年閏十二月以降は園城寺で活動している。寛元四年七月に頼経が京都に追放された時、道慶をはじめ「高僧数輩」が「同心帰洛」したという。[36] 猷聖も帰洛した「高僧数輩」の一人であったのだろう。その後は園城寺で円浄の色衆をつとめたりしている。鎌倉での所職は不明であるが、将軍護持僧であった可能性が高い。[37]

縁快法印権大僧都は参議堀河頼定の孫であり、土佐守資頼の子である。祖父が参議であったことから宰相を公名とした。生没年は不詳。宗派も不明であるが、尊星王法を修していることから寺門と判断した。史料がきわめて乏しいが、寛喜三年（一二三一）四月に天変の五壇修法（護摩もしくは供）で大威徳を修しているし、貞永元年（一二三二）閏九月の彗星祈禱では尊星王を勤修した。また、寛元二年（一二四四）五月には将軍頼嗣の不例のための十壇炎魔天供に出仕している。[38] なお、『吾妻鏡人名総覧』『吾妻鏡人名索引』は、仁治元年・寛元四年に登場する「宰相僧正」を縁快とするが、この人物は山門の護持僧であった成源のことである。縁快は僧正に補任されていない。

第五節　その他の主要な寺門僧

これまで述べてきた以外にも、頼経時代に活躍した寺門僧は数多い。そこで本節ではその代表的な僧侶として、顕教で活躍した頼兼・審範をとりあげ、ついで慈暁・慶尊・定円に触れたい。

頼兼権僧正（一一八六～一二六一）は村上源氏の出身で大納言源師頼の孫であり、園城寺学侶証遍僧都の子である。兄には園城寺の房慶法印がいる。公名は三位、園城寺の法性房・鶏足房に住した。顕密兼修であるが、三講の講師・證義を歴任するなど顕教での活躍が顕著である。官歴は嘉禎元年（一二三五）十二月に権大僧都、嘉禎四年五月に法印に叙され、建長六年（一二五四）十二月に権僧正に任じられている。公胤のもとに入室し、定兼・長俊たちから天台宗を学んで、建永元年（一二〇六）より三講の聴衆・論匠に出仕した。承久二年（一二二〇）に天台二会講師をつとめて已講となると、その後はほぼ連年、三講の講師に請定されている。またその間、貞応元年（一二二二）に覚朝僧正から伝法灌頂をうけた。

鎌倉での初見は、寛喜三年（一二三一）五月に行われた祈雨のための鶴岡問答講である。翌年には岩殿観音堂の修理供養導師をつとめるなど、鎌倉を拠点に活動するようになった。文暦二年（一二三五）二月に将軍御所での涅槃経論義に参仕し、延応元年（一二三九）八月には百部金光明経供養導師、翌年六月の八万四千塔供養導師、寛元三年（一二四五）六月に行われた後鳥羽院の怨霊鎮撫を目的とする一日書写五部大乗経供養や金泥法華経供養の導師など、九条頼経御願の仏事導師を盛んに勤めている。密教では寛元二年五月に行われた頼嗣不例の十壇閻魔天供や翌月の炎旱十壇水天供を修しているが、単独での祈禱例は今のところ確認できない。この間、天福二年（一二三四）の御斎会内論義に出仕したし、嘉禎二年には園城寺探題に補されて帰洛して法勝寺八講の講師にも参じている。また、寛元元年にも園城寺に戻り、自坊に諸僧を招いて授決集を講じさせている。[59]

建長二年（一二五〇）六月、鎌倉から京都に戻って法勝寺八講の證義をつとめ、さらに園城寺で兼伊・円智・珍愉に伝法灌頂を行った。[60]證義としては「於二自宗一此疑不レ可レ然」といって質問の変更を盛んに求めるなど、寺門への偏頗がひどく、あまり評判はよくなかった。また、従僧の振る舞いも異様であったようで、「諸僧属レ目、或有二解レ頤之輩一」と笑われている。また、彼が行った伝法灌頂も、未宣下のまま興福寺出身の宿曜師である珍愉に伝法灌頂を強行するなど、ここでもなかなか強引であった。その後、鎌倉に戻って、建長六年六月には北条時頼に請ぜられて安達義景一周忌の法華八講に参仕したし、隆弁の請で鶴岡最勝王経講に出仕している。また康元元年（一二五六）には園城寺別当に補任され、終身その任にあたった。正嘉元年（一二五七）十月の大慈寺供養では、頼兼（寺門）・良瑜（東密）・隆弁（寺門）・良基（東密）・厳恵（東密）・尊家（山門）が供養曼陀羅供の候補となったが、鬮をひいた結果、頼兼が大阿闍梨を勤仕している。この候補リストから、この時期の鎌倉仏教界の中心が誰であったかがうかがい知れよう。正元元年（一二五九）九月、後嵯

峨院の要請で隆弁とともに上洛しているが、これは翌年正月に認可することになる園城寺の三昧耶戒問題を協議するためであった。鎌倉を代表する顕教僧であるが、残念ながら鎌倉での所職は不明である。[61]

審範法印権大僧都（一一八九～一二六一）は熱田大宮司藤原季範の曾孫であり、明季法橋の真弟である。公名は弁。源頼朝の母が季範の女であるので、父の明季法橋と頼朝が従兄弟ということになる。「顕密之碩学」と讃えられた人物であり、鎌倉中期の東国で重きをなした僧侶である。三講出仕の名僧である長宗法眼から顕教を学び、貞応元年（一二二二）の法勝寺八講に聴衆として参仕したのが初見。最勝講など三講の聴衆を経て、貞永元年（一二三二）に天台二会講師をつとめて已講となった。同年、鶴岡二十五供僧（座心坊）に任じられ、翌年正月には鶴岡学頭職に補任された。『当社学頭職次第』によれば「此時外様」とあるので、この時に鎌倉にやって来たことがわかる。折しもこの頃、鶴岡の初代学頭であった良喜律師（山門）が没しているので、[62]その後任として京都から招請されたのであろう。この後は拠点を鎌倉に定め、死没するまで学頭に在任した。とはいえ、一時的な上洛は何度か行っており、天福元年（一二三三）五月の季御読経では、定豪僧正らとともに上洛してそれに出仕している。密教は将軍護持僧の道禅から受法し、仁治三年（一二四二）十二月に園城寺実蔵院で公縁僧正より伝法灌頂をうけた。

鎌倉では天福二年（一二三四）七月に産死した将軍頼経室である竹御所の籠僧となっているし、翌年二月には将軍御所での涅槃経論義に出仕した。寛元二年（一二四四）五月には体調を崩した将軍頼嗣の十壇閻魔天供に参じたし、翌年二月には頼経の病悩平癒のために道慶らとともに七壇薬師修法を行っている。寛元二年五月の僧事で、道禅が権僧正、審範も権大僧都に任じられているが、いずれも頼経の吹挙によるものと考えてよいだろう。ただし、審範は顕教が中心の僧侶であるので、将軍護持の修法はさほど目立たない。

宮騒動・宝治合戦など鎌倉の激動が収まると、審範は北条時頼の信頼を得た。建長六年（一二五四）六月、北条時頼邸で行われた安達義景一周忌の法華八講に請ぜられたし、同月には隆弁と時頼によって挙行された鶴岡最勝講に出仕している。また建長八年三月、正元元年（一二五九）四月、正元二年三月、弘長元年（一二六一）二月に行われた鶴岡八幡宮大仁王会ではいずれも鶴岡別当隆弁が講師をつとめ、審範が読師を勤仕している。弘長元年の辛酉御祈で仏眼護摩を修し、同年九月に臨終正念で往生した。臨終の直前に北条時頼は審範を見舞っており、その信任の深さがうかがえる。[63]

慈暁権少僧都（一一九七～一二七二）の出自は不詳。公名は大弐、園城寺の住寺者であった。円意から受法し、嘉禄元年（一二二五）

十二月に園城寺龍花院で猷円より伝法灌頂をうけた。その時、すでに「関東住」であったという。円意は承久三年（一二二一）五月には鎌倉で活動しているので、円意からの受法も鎌倉でのことと考えられる。安貞元年（一二二七）十月に権律師に補され、寛喜二年（一二三〇）十二月には良喜（山門）より鶴岡の尊勝供僧を譲られ、寛元四年（一二四六）八月には尊念の死闕によって鶴岡二十五供僧（華光坊）に補された。また、時期は不明ながら勝長寿院の供僧職も得ている。宝治元年（一二四七）七月、鶴岡別当となった隆弁が不断大般若転読を創始するが、その開白では隆弁のもと、慈暁が散華役を担当した。また同年、隆弁より鶴岡執行に任じられ、終身それをつとめている。正嘉二年（一二五八）六月の勝長寿院供養、弘長元年（一二六一）二月の鶴岡大仁王会に職衆として請じられ、文永二年（一二六五）三月に鶴岡上宮で行われた法華経供養では慈暁が導師をつとめている。文永八年七月に園城寺如意寺で弟子の隆暁に伝法灌頂を授けた。一説によれば、伝法阿闍梨としての作法があまりにひどかったため、止むなく隆弁が代わってそれを行ったという。そのため、「園城寺伝法血脈」では歴代阿闍梨に慈暁を加えていない。[64] 全体的に慈暁に対する隆弁の配慮がめだつが、同じ円意門下としてのよしみによるものであろう。

慶尊権律師は河内守源親行の息である。生没年は不詳、公名は宰相である。祖父の源光行（一一六三～一二四四）は幕府の草創期より鎌倉に下向して、和歌・文学で幕府に仕えた。承久の乱では京方となったが、親行の嘆願により助命された。親行も和歌・文学で将軍実朝・頼経・宗尊に仕え、光行とともに源氏物語の校訂本である「河内本」を作製している。さて、慶尊は建保三年（一二一五）に如意寺慶範法印から伝法灌頂をうけた。師の没後は覚朝僧正にしたがい、嘉禄二年（一二二六）に園城寺唐院で灌頂を重受している。「関東住」とあるので、このころ既に祖父光行・父親行とともに鎌倉で活動していたようである。鎌倉での所職は不明であるが、寛元五年（一二四七）正月には毛利季光の太子像造立供養を行ったし、正嘉元年（一二五七）十月の大慈寺供養、翌年の勝長寿院供養ではそれぞれ職衆に参じている。[65]

なお、鎌倉への一時的来訪者としては定円がいる。定円法印権大僧都（一二三〇～?）は権中納言藤原光親の孫であり、右大弁光俊の子である。初名は定覚、公名は祖父にちなんで中納言である。安居院澄憲と並び称される唱導の名手であり、後嵯峨院は宗性（東大寺）・経海（山門）・実伊（寺門）と定円を僧侶の「四大天王」と讃えたという。円成に師事し、宝治元年（一二四七）、十八歳の若さで法勝寺八講に出仕してから三講の聴衆・講師を歴任した。建長六年（一二五四）六月に鎌倉に招かれた。そして、北条時頼邸で行われた安達義

景一周忌の法華八講に頼兼・審範・房源らとともに請ぜられたし、同月の北条泰時十三回忌の墳墓塔の供養や鶴岡最勝講に参仕している。翌年には京都で活動しているため、これは一時的な来訪であったろう。文永四年（一二六七）に隆弁が園城寺長吏に就くと、定円は園城寺大学頭に補され、覚助長吏のもとでも引き続きその任に当たった。弘安二年（一二七九）四月、病になったという記事が定円の記録の下限である。[86]

第三章　北条時頼・時宗と鎌倉寺門派

第一節　時頼・時宗時代の概観

本章では第三期として、寛元四年（一二四六）七月の九条頼経の追放から、北条時宗が没する弘安七年（一二八四）四月までを扱う。この時代に鎌倉幕府の宗教政策は大きく転回した。鎌倉では東密優位のなかでの三派鼎立から、第三期には寺門優位・東密低迷へと変化したし、禅律保護政策も顕著である。その原因は将軍権力の敗北にあった。

将軍九条頼経と北条得宗との対立・抗争は将軍権力の敗北に終わった。この事実は鎌倉仏教界に衝撃を与えた。なぜなら第二期の頼経時代は、将軍頼経の主導で鎌倉仏教界の人的整備を進めてきたからである。そのため、鎌倉仏教界の中軸は将軍方として北条得宗の調伏祈禱へと向かい、結局、頼経とともに鎌倉を離れることになる。宮騒動―宝治合戦を乗り切った北条時頼は、この苦い体験から京都―顕密仏教への依存を軽減しようと考え、鎌倉の顕密仏教の縮小、禅律保護政策の採用へと向かった。こうして東密系幕府僧の京都進出が断たれたうえ、五壇法の消滅に象徴されるように密教修法も低調となる。

他方、北条時頼は顕密仏教では隆弁を重用した。隆弁は宝治合戦の際、北条時頼が祈禱を依頼した唯一の僧侶であり、絶大な信頼を寄せていた。宝治元年（一二四七）六月に隆弁を鶴岡八幡宮別当に補任すると、隆弁は弘安六年（一二八三）八月に死没するまで別当の地位を維持しつづけた。時頼・時宗時代とは、「隆弁の時代」でもある。しかも隆弁の力は鎌倉だけに留まらず、京都にまで波及した。隆弁は園城寺興隆を切望する僧侶であったため、鎌倉幕府は隆弁の影響をうけて、露骨なまでに園城寺に肩入れするようになる。園城寺の戒壇問題が一〇〇年ぶりに再燃したのは、その表れである。延暦寺―園城寺関係は不安定となり、幕府と延暦寺との関係もたいへん厳し

いものとなっている。ちなみに四天王寺別当職は、第二期はほぼ延暦寺が独占したのに対し、建長元年（一二四九）鎌倉幕府の進言によって円満院仁助が補任されると、第三期は園城寺の独占へと変化している。

以上の概観を踏まえ、本章では第三期の鎌倉寺門派の展開を跡づけたい。ただし紙数の関係もあるため、隆弁については別稿を期すことにして、次節ではまず隆弁の側近として信弁と房源をとりあげ、第三節では将軍護持僧の盛弁・清尊・重誉・円誉に触れたい。第四節では代表的な隆弁の弟子として房盛・円勇・承俊・頼弁らをとりあげ、第五節では幸尊・円智・兼伊などの顕教系寺門僧を検討し、第六節ではその他の主要な寺門僧に触れることにする。

第二節　隆弁の側近

本節では隆弁の側近として、信弁と房源を検討したい。まず、信弁権僧正の生没年は不詳。参議藤原信成（一一九七～一二六二）の子である。公名は宰相、父の参議にちなんだものである。父の信成は後鳥羽院の近臣であり、院の命で坊門忠信の子となったが、承久の乱後は不遇であった。信弁は弘長三年（一二六三）の法勝寺八講に聴衆として出仕したのが史料上の初見。仙洞最勝講や宸筆八講などに盛んに請じられて探題・證義を歴任しており、鎌倉中後期の園城寺を代表する顕教僧である。弘安八年（一二八五）に道慶僧正より伝法灌頂をうけているが、台密僧としての活動は顕著ではない。官歴は文永四年（一二六七）末の僧事で翌年の北京二会講師の請定が決しており、文永八年までに権律師に、文永十年までに権少僧都、弘安二年までに権大僧都、弘安十一年までに法印、徳治二年（一三〇七）までに権僧正に昇進している。鎌倉での宗教活動は確認できない。ただし勘仲記紙背文書によれば、建治二年（一二七六）十二月に行われる法成寺八講について、「天台竪者事、長吏僧正・大学頭信弁僧都共住二関東一候之間、於二代官真慶律師一、令レ管二領雑務一候」とあり、園城寺長吏隆弁と大学頭信弁の二人とも関東に居住しているため、八講の僧名定が難渋したと述べている。実際、建治二年正月に鶴岡別当隆弁が園城寺長吏に還補された時の大学頭は信弁少僧都であり、信弁は弘安六年に隆弁が長吏を辞任するまでの七年半、大学頭をつとめていた。園城寺大学頭は学頭の意見を集約する役職であり、園城寺における寺内自治の中核的存在であるが、その信弁が鎌倉に赴いて園城寺を不在にしていたというのである。鎌倉の史料残存が極端に悪化する時期であるため、信弁が鎌倉で行った活動を具体的に跡づけることはできないが、三講の名僧であり隆弁の側近でもあるため、一定の活動をしていたはずである。

長吏・大学頭の長期不在は好ましくないので、信弁はやがて帰洛し、隆弁の代官としてさまざまな問題処理にあたった。たとえば、弘安二年（一二七九）五月、日吉神人に賦課された春日社一切経供米の対捍をめぐって、延暦寺との間でトラブルが発生している。この日吉神人は園城寺が支配する大津西浦に居住していたため、神人への譴責責任が延暦寺にあるのか、園城寺にあるのかが問題になった。信弁は長吏隆弁の「代官」としてこの紛争処理にあたった。朝廷側の意見の大勢は、その神人が園城寺の支配地に居住している以上、そこに山門の譴責使を送ることは困難であるとして、園城寺による対応を求めた。それに対し信弁は、園城寺は日吉神人の譴責に責任をもてないと反論している。しかし「代官」の身でこうした問題に対応することは容易なことではなく、柔軟性を欠いたその姿勢は「信弁之有若亡」と非難の的となった。結局、朝廷は園城寺に譴責責任をとらせることに決している。信弁の対応には円満院円助も不満だったようであり、円助は「長吏(隆弁)居二住関東一、以二庇弱之信弁一、為二代官一之間、於レ事如レ此、寺門大略荒癈、職而斯由也」「長吏居二住関東一、以二庇弱信弁一、為二代官一之間、如レ此違二先例一、不便也」と語り、長吏隆弁が関東に居住しているために、こうした問題への的確な対応ができないのだと批判している。(67)

弘安六年に隆弁が長吏を辞任すると信弁も大学頭の任を解かれたが、永仁五年（一二九七）に関東の道瑜が園城寺長吏となった折りも、信弁が再び大学頭をつとめている。信弁の公請活動も活発であり、後嵯峨院八講・土御門院八講・後鳥羽院八講・安楽光院八講・長講堂八講に請定された。嘉元二年（一三〇四）には東二条院の葬送の籠僧となっている。徳治二年（一三〇七）八月に安楽光院での経供養導師に出仕したのが、今のところ活動の下限である。(68)

房源法印権大僧都（一二〇八～八六）は弾正少弼・左馬権頭藤原季宗の子である。兄弟には新熊野別当である七条僧正宗信や、同じく鎌倉で活動した房喜法印権大僧都がおり、いずれも寺門である。公名は宮内卿。父や祖父成宗は宮内卿に就いたことが確認できないので、誰かの猶子となったのであろう。ちなみに弟の房喜の公名は兵部卿である。園城寺で円順・現舜から天台宗をまなび、法勝寺八講や御斎会番論義など顕教法会に盛んに請定された。仁治三年（一二四二）に天台二会講師をつとめ、その後は最勝講・仙洞最勝講などで講師を歴任している。建長三年（一二五一）の園城寺六月会で探題となり、その後、園城寺大学頭に補任された。その活動は京都・鎌倉を通じてほぼ顕教に限られている。(69) 官位は寛元四年（一二四六）四月までに権律師、宝治二年（一二四八）八月までに権少僧都、建長二年五月までに権大僧都、建長六年に法印権大僧都に昇任している。

鎌倉では建長六年が初見である。同年六月三日に安達義景の一周忌法華八講が北条時頼邸で開催され、そこに頼兼らと出仕している。同月二十三日には別当隆弁が開催した鶴岡八幡宮最勝王経講にも参じた。しかしその後は内裏最勝講など京都の法会に出仕しているので、鎌倉での滞在は一時的なものであったろう。

再び鎌倉に登場するのは、正嘉元年（一二五七）十月の大慈寺供養であり、これ以降は鎌倉を拠点にして活動している。この時の大慈寺供養で大阿闍梨をつとめたのは頼兼僧正であるが、房源は頼兼より法性房を継承している。今回の鎌倉下向も頼兼とのつながりによると考えられる。文応二年（一二六一）鶴岡八幡宮大仁王会に出仕したほか、建治三年（一二七七）・弘安四年（一二八一）・弘安五年の大仁王会では読師をつとめた。また、弘長三年（一二六三）には北条時頼の病悩平癒のための大般若経信読をつとめ、建治二年には北条貞時のための一切経転読を勤仕している。京都では霊鷲院・若王子を知行し、鎌倉では永福寺・長福寺の別当になった。前任の永福寺別当である松殿良基が文永三年（一二六六）六月、将軍宗尊の失脚にかかわって逐電しており、房源はその後任に補任された。また長福寺は名越氏の菩提寺である。隆弁と前後して別当をつとめたのであろう。鶴岡八幡宮別当の房海は、房源の入室の弟子であった。[70]

第三節　将軍護持僧

本節では、将軍護持僧の盛弁・清尊・重誉・円誉についてみてゆきたい。まず、盛弁についてであるが、この人物については若干の検討が必要である。『鶴岡八幡宮寺諸職次第』によれば、盛弁を「隆弁入室受法灌頂」とするが、[71]「園城寺伝法血脈」八五隆弁の項には、隆弁から伝法灌頂をうけた弟子として盛弁の名が挙がっていない。しかし盛弁は隆弁から鶴岡の供僧だけでなく、学頭・執行に任じられるなど、非常に重用された人物である。その盛弁が隆弁から実際に伝法灌頂をうけていなかったとは考えにくい。他方、「園城寺伝法血脈」八五隆弁の項には「政弁」なる人物が登場し、盛弁と政弁の二人は公名が駿河で一致する。また隆弁関係の史料が豊富に存在するにもかかわらず、十三世紀中葉前後に寺門の政弁に関する記事は、この「園城寺伝法血脈」以外に確認することができない。以上の点からすれば、政弁と盛弁は同一人物と見てよかろう。「園城寺伝法血脈」は隆弁の弟子の承俊についても音通表記の「乗俊」と記しているので、「せいべん」の音通から盛弁を「政弁」と表記したのであろう。

以上を踏まえた上で盛弁をみてゆくと、盛弁法印（一二三八～九三）は得宗公文所奉行人長崎時綱の子であり、長崎盛綱の孫にあたる。

公名は駿河。「成弁」「政弁」とも記すので、名は「せいべん」と読んでいたようである。鶴岡別当隆弁のもとに入室し、弘長二年（一二六二）顕教の師である円智より、鶴岡八幡宮の二十五供僧職（安楽坊）を譲られた。文永四年（一二六七）十二月に権律師に任じられ、翌年正月、隆弁から長弁・円勇・承俊らとともに如意寺で伝法灌頂をうけた。文永八年十二月には隆弁から鶴岡八幡宮の学頭に補され、終身それをつとめている。また、建治三年（一二七七）六月には鶴岡執行職に補任され、正応三年（一二九〇）にそれを辞して承俊に譲ったが、その後も出仕を続けたようである。このほか証菩提寺の別当にも任じられた。宗教活動では文永二年五月の将軍御所での大般若経読経の経衆となったし、弘安四年（一二八一）十一月の鶴岡八幡宮正殿遷宮にも出仕した。また、時期は不明ながら将軍護持僧となっており、正応四年十二月には鶴岡社頭で護摩を修している。顕教では慶怡にも師事した。[72]

清尊法印権大僧都は、非参議従三位藤原清長（一一七一～一二一四）の子であり、参議正三位藤原定長（一一四九～九五）の孫にあたる。父の清長は後鳥羽上皇の院司として活躍した。清尊の生没年は不詳、公名は宰相である。仁治二年（一二四一）に公縁僧正より園城寺唐院で伝法灌頂をうけている。[73] 鶴岡八幡宮の供僧・学頭をつとめた審範も公縁の灌頂資であるので、彼とは同朋の関係になる。ただし公縁の門下には、もう一人清尊がおり、さらに同時代の延暦寺にも天台座主公円の弟子である清尊二位法印もいるため、[74] 特に弁別に留意が必要である。もう一人の公縁門下は右馬助源定清の子である清尊法印（一一九五～一二六九）であり、嘉禎四年（一二三八）に公縁から伝法灌頂をうけている。[75]

さて、藤原清長の子の清尊は宝治合戦の後に鎌倉に下向したようである。建長三年（一二五一）五月に北条時宗が誕生した折には、鶴岡別当隆弁や良親らと北条時頼室の御産祈禱に従事した。『吾妻鏡』はこの時の清尊について「験者清尊僧都」と記しているが、『三井続燈記』隆弁の項では「護持僧々都清尊」とあり、幕府では験者または護持僧として活動していた。その後も建長五年正月（宗政の誕生）、建長六年十月（女子の誕生）の時頼室の御産で験者をつとめたし、康元元年（一二五六）十月に北条時頼の幼い娘が死没した折には千手供を修した。また文永元年（一二六四）四月に惟康親王が誕生した時には、将軍宗尊室の「御験者」として出仕しており、得宗や将軍の験者として盛んに活動している。顕教系の活動としては、正嘉元年（一二五七）十月の大慈寺供養、文応二年（一二六一）二月の鶴岡八幡宮大仁王会では、それぞれ色衆三〇口・請僧一〇〇口の筆頭に「法印権大僧都清尊〈寺、宰相〉」「法印権大僧都清尊〈新阿弥陀堂〉」と名前がみえる。さらに文永七年（一二七〇）六月、文永十年二月、建治三年（一二七七）十二月の鶴岡八幡宮大仁王会ではいずれも読

師を清尊が勤仕しており、顕教においても鎌倉の重鎮として地位を確立していたことがわかる。[76] なお、清尊が供僧をつとめていた「新阿弥陀堂」には、大慈寺と、山内の証菩提寺と、梅谷のそれの三つが確認できるが、『吾妻鏡』の記載からすれば、大慈寺新阿弥陀堂の供僧であったと解するのが妥当であろう。[77]

重誉法眼（一一九七～一二七九）の出身は不明。公名は豊後で、元の名は有賀であった。承久三年（一二二一）に鶴岡二十五供僧（善松坊）に補された。また御殿司職にも補任されており、建長五年（一二五三）八月の鶴岡遷宮では八幡の神体を抱えてそれを移している。時期は不明ながら、「公方仰」で将軍護持僧になった。御殿司職の活動が建長年間なので、護持僧の就任も北条時頼の時代（将軍頼嗣・宗尊）と推定しておく。建治二年（一二七六）に供僧を弟子の円誉に譲ったが、その後も供僧として出仕を続けたらしい。なお、『群書類従』本の『八幡宮御殿司職次第』には、「大納言僧都、後者権僧正」との独自記載がある。『尊卑分脈』によれば、権大納言唐橋通資の孫に寺門の重誉がいる。その兄の守海（東密）は鶴岡別当頼助の師匠にもなるなど、鎌倉で活躍した人物であるので、この重誉が重誉法眼であった可能性もある。しかし、鶴岡の供僧次第にみえる公名「豊後」と「大納言」との落差があまりに大きすぎるため、とりあえず別人と考えておく。[78]

円誉法印（一二三六～一三一一）の出自は不明。公名は土佐。建治二年（一二七六）八月、重誉の後任として鶴岡二十五供僧（善松坊）に補され、終身、その任にあった。時期は不明ながら将軍護持僧であった。弘安四年（一二八一）十一月の鶴岡の遷宮に供僧として出仕しており、記録には「円誉阿闍梨〈土佐〉」とある。乾元二年（一三〇三）六月に道瑜が鶴岡別当に就任すると、円誉はその執行職に任じられ、翌月に道瑜が座不冷壇所に五部大乗経の不断読経を始めた折りには大乗経の経衆に選ばれた。毎年正月八日に行われる幕府心経会の導師を徳治二年（一三〇七）・徳治三年の両年つとめている。[79]

第四節　隆弁の弟子

本節では、隆弁の代表的な弟子として、房盛・円勇・承俊・頼弁・行弁・親弁・貞弁・綱弁をとりあげたい。

まず、房盛権大僧都（一二一八～?）の出身は不明、公名は大蔵卿。顕教の名僧である。建長元年（一二四九）に法勝寺八講の聴衆として参仕したのが史料上の初見。この頃は隆聡と名乗っており、建長三年より房盛と改名した。「房成」と記す資料もある。三講の聴衆・

論匠を経て、建長六年に天台二会の講師をつとめた。その後も三講の講師を歴任し、文永四年（一二六七）十一月に権少僧都に補された。鎌倉では時期は不明ながら鶴岡八幡宮の二十五供僧（永厳坊）と鶴岡学頭職に補任されており、文永二年五月には将軍御所での大般若経読経の経衆をつとめた。弘長元年（一二六一）九月に終身の学頭であった審範法印が死没しているので、その後任として招請されたのであろう。文永五年二月には鶴岡別当隆弁より園城寺如意寺で伝法灌頂をうけ、同年五月には最勝講講師に出仕している。在京が長期にわたったため、文永八年に鶴岡八幡宮の供僧と学頭職を改補された。鶴岡供僧の源猷が顕教の弟子である。[80]

円勇法印は静真阿闍梨の真弟であり、公名は三河。生没年は不詳である。建長五年（一二五三）に安達義景が出家した折り、戒師隆弁のもとで剃手をつとめた。文永五年（一二六八）には長吏となった隆弁から如意寺で伝法灌頂をうけている。その後、隆弁によって鶴岡二十五供僧（浄蓮坊）に補され、弘安四年（一二八一）のモンゴル襲来では隆弁とともに異国調伏の五壇護摩を修した。また同年十一月の鶴岡八幡宮正殿遷宮では供僧一和尚として経供養の導師となり、弘安六年六月の鶴岡大仁王会では上洛していた隆弁に代わって講師をつとめている。しかし同年八月に隆弁が死去し、頼助が鶴岡別当に就任すると、鶴岡供僧を改替された。能書・歌人としても著名であったようで、文永二年に宗尊が行った将軍御所での連歌会では執筆役として参じている。[81]

承俊法印（一二三一～九六）の出身は不明。公名は大夫、房号は東林房・円花房である。「園城寺伝法血脈」は「乗俊」と記すが、「じょうしゅん」の音通によるもので、同一人物と考えてよい。そう考えた根拠の第一は、弟子の頼俊に関わる記述である。『鶴岡八幡宮寺諸職次第』は頼俊を「承俊法印入室灌頂」と記しているが、「園城寺伝法血脈」も頼俊の灌頂の師を「乗俊」としており一致する。第二に、承俊・乗俊は二人とも隆弁の灌頂弟子であり、死没年齢がともに六十六歳である。第三に公名が双方とも大夫であり、最初の伝法灌頂がともに永仁二年である。以上から両者を同一人物と判断した。そのことを踏まえて、その事蹟をたどると、まず文永五年正月に、隆弁より如意寺で伝法灌頂をうけた。この時は長弁（北条長時息）・盛弁（長崎時綱息）などと共に受法している。弘安元年（一二七八）に慶印の譲りによって鶴岡八幡宮千南坊の供僧となり、鶴岡の執行職や御殿司職にも補された。祈禱にすぐれ、正応六年（一二九三）五月の祈雨祈禱ではその効験により将軍久明より感状を得たし、モンゴルが襲来した弘安四年には隆弁らと鶴岡で五壇供を修しており、結願日に異賊退散の報告が届いたという。このほか、正応四年十二月の鶴岡社頭二十壇護摩、正応五年十月の異国降伏祈禱、正応六年正月の鶴岡社頭二十壇護摩、同年五月の五壇護摩、永仁二年（一二九四）五月の七壇水天供などを勤修した。永仁二年二月には上洛して岡崎上乗

院で入室の弟子である頼俊に伝法灌頂をさずけ、翌年二月には鶴岡の供僧職を頼俊に譲っている。[82]

頼弁権大僧都（一二五五～？）は花山院内大臣師継の息で、公名は内大臣・二位である。顕密兼修の僧侶であるが、隆弁の弟子といわれている。文永十一年（一二七四）の法勝寺八講に聴衆として参仕したのが史料上の初見。顕教では建治二年（一二七六）の法成寺八講や、弘安二年（一二七九）の最勝講、弘安十一年の法勝寺八講などに請定された。鎌倉では建治三年に鶴岡二十五供僧真慶の跡（智覚坊）に補され、弘安四年のモンゴル襲来では鶴岡下宮下経所で軍荼利護摩を修している。隆弁が亡くなると帰洛して聖護院覚助に師事した。弘安九年四月、覚助が関東白虹のための尊星王法を勤仕した時には伴僧をつとめ、正応五年（一二九二）二月、園城寺唐院で覚助から伝法灌頂をうけている。[83]

行弁僧都は生没年不詳。御家人二階堂氏の出身である。『鶴岡八幡宮寺諸職次第』には「二階堂」「出羽入道道瑄孫」とあるが、残念ながら二階堂入道道瑄なる人物を特定することができない。しかし『尊卑分脈』によれば、出羽守二階堂行義（一二〇三～六八、法名道空）の孫に「行弁〈出羽僧都〉」がみえる。「道瑄」と「道空」の違いはあるものの、同一人物と考えてよいだろう。父は二階堂七郎行定であり、行弁の弟も僧侶（常陸阿闍梨定源）である。行弁は隆弁のもとに入室した。文永七年に東密の性盛阿闍梨が鶴岡二十五供僧（円乗坊）を童に譲ろうとしたのを別当隆弁が咎めて辞退させ、弟子の行弁を補任した。翌年六月には如意寺で隆弁から伝法灌頂をうけている。ただし在京での活動が長引いたため、弘安三年に供僧を辞退した。[84]

親弁阿闍梨は「狩野淡路前司泰親」の子息である。生没年は不詳、公名は越中。御家人宇都宮氏に淡路守泰親がおり、その父が越中守頼業である。「淡路」「越中」「泰親」が一致するので、親弁は宇都宮泰親の子と判断してよいだろう。宇都宮泰親は『吾妻鏡』に頻出し、弘長三年（一二六三）八月十五日条では鶴岡放生会への将軍御参の後陣随兵に「越中五郎左衛門尉泰親」とみえている。親弁は隆弁のもとに入室し、童名は幸能丸といった。弘安五年（一二八二）同門の弁季の譲りにより、出家前の身でありながら鶴岡二十五供僧の座心坊に補任された。急遽出家して親弁と名乗り、また座心坊を円頓坊に改めたが、弘安六年八月に隆弁が亡くなり頼助が鶴岡別当に就任すると、鶴岡供僧を改替されている。親弁の名は父の宇都宮泰「親」と師の隆「弁」に由来したものである。[85]

貞弁法印（？～一三一五）は御家人大鷹氏の出身で、公名は上総。初名は円胤である。鶴岡別当隆弁のもとに入室し、良忠法印から受法した。大慈寺の供僧をつとめ、さらに弘安四年には鶴岡二十五供僧（智覚坊）に在任していたことが確認できる。弘安六年に鶴岡別当

隆弁が死没して、頼助が別当になると鶴岡供僧職を改替された。子細を申して一時還補されたが、またすぐに改替されている。正安元年（一二九九）に花台院実円僧正から園城寺唐院で伝法灌頂をうけ、徳治二年（一三〇七）七月に法印に叙された。延慶二年（一三〇九）六月に道珍が鶴岡別当に就任すると、北条貞時の了解を得て鶴岡供僧に還補されている。[86]

綱弁律師（？～一三〇四）は近江守護佐々木信綱の孫で、重綱の子である。祖父が近江守であったことから公名は近江。隆弁のもとに入室し、文永八年（一二七一）に如意寺で隆弁から伝法灌頂をうけた。帰洛した尊弁に代わって、同年に鶴岡八幡宮二十五供僧（真智坊）に補任されている。しかし、弘安六年（一二八三）に隆弁が死没して頼助が鶴岡八幡宮別当になると、供僧職を改替された。[87]

第五節　顕教系の主な寺門僧

本節では時頼・時宗時代に鎌倉で活躍した顕教系寺門僧を検討したい。人物としては、幸尊・円智・兼伊・慶怡・実衍・頼承をとりあげる。

まず、幸尊法印権大僧都（一二二五～一三〇三）の出身は藤原氏、公名は兵部卿。顕密兼学であるが、特に顕教に優れた。「都鄙之明匠」と讃えられ、審基・真慶・慶怡とともに園城寺の「四傑」と並び称された。北林房定尊のもとに入室して十六歳で出家受戒した。文永九年の法成寺竪義や文永十一年の法勝寺八講で問者をつとめ、正安四年（一三〇二）には園城寺探題となった。東福寺の円爾とも親交があり、「禅教不二之理」を談じあったという。一方、密教の方面では文永七年に暹慶より伝法灌頂をうけ、建治二年（一二七六）には円満院円助の尊星王法の伴僧をつとめた。また静珍・敬宗・覚顕の伝法灌頂の色衆に参じている。嘉元元年（一三〇三）六月の祈雨祈禱で験をほどこし、その勧賞として権僧正を望んだが、叶えられないまま死没した。都率天に往生したといわれる。のち応仁元年（一四六七）に僧正が贈られた。

鎌倉との関係では、弘長二年（一二六二）に北条時頼の招請で摩訶止観を講じている。時頼が止観と禅宗との異同を問うたところ、幸尊は同じであると答え、禅教一致の立場を示したという。建治元年（一二七五）十月に最明寺で行われた北条時頼十三回忌法華八講では、延暦寺の静明を論駁している。また時頼の母である松下禅尼の菩提のため、弘安元年（一二七八）より千日如法経を修しており、弘安五年二月には維仙（山門）・慶怡（寺門）らとともに法光寺八講に出仕し、北条時宗から大いに称賛されたという。弘安元年から関東に居

住していた可能性が高い。その後、帰洛したが、正安二年（一三〇〇）にも北条貞時の請で鎌倉に赴いている。弟子は多く、鎌倉で活躍した僧侶だけでも房暁・房仙・暁幸・源猷らがいる。[88]

円智僧都（?～一二六四）は出自が不明。園城寺住侶で民部竪者・七郎僧都と号した。鶴岡供僧の円定律師（一一九一～一二七二）とは幼少より同宿であったという。顕教に秀でて「碩学名誉」と称賛され、宝治元年（一二四七）に園城寺六月会竪義をとげた。また建長二年（一二五〇）には頼兼から伝法灌頂をうけている。建長六年に鶴岡別当隆弁から鶴岡二十五供僧（安楽坊）に補任され、弘長二年（一二六二）に弟子の盛弁にそれを譲った。[89] なお、寛喜元年（一二二九）七月に将軍頼経のための五壇法の脇壇を円智がつとめているが、この円智とは別人である。こちらは恐らく園城寺円浄僧正の灌頂の資であろう。[90]

兼伊権少僧都（一二一六～?）は頭中将従三位藤原伊時の子である。公名は三位。顕密兼修であるが特に顕教に秀でた。寛元元年（一二四三）五月の最勝講聴衆が史料上の初見。建長二年十二月に頼兼から園城寺の鶏足房で伝法灌頂をうけた。鎌倉では建長六年六月に行われた安達義景一周忌法華八講に出仕したのが初見。師匠の頼兼とともに同月の鶴岡最勝講にも参仕している。この頃から鎌倉に拠点をおいたらしく、大慈寺新阿弥陀堂の供僧に補された。建長八年四月には桜井宮覚仁法親王の勧賞の譲りで権少僧都に任じられた。正嘉元年（一二五七）十月の大慈寺供養、弘長元年二月の鶴岡八幡宮大仁王会にも請定され、文永二年（一二六五）五月には将軍御所での大般若経の読経衆に選ばれている。[91]

蔵教房慶怡は出自も生没年も不詳である。経幸・教幸より顕教を学び、その学識の深さから「智証大師再誕」と讃えられ、審基・真慶・幸尊とともに四傑と称された。史料が乏しいため、その経歴を十分に明らかにできないが、文永十二年に宇治平等院で授決集を講じたという。鎌倉では、弘安五年（一二八二）二月に行われた鶴岡神宮寺供養の請僧に「慶怡権律師」とみえる。また、同月に北条時宗が法光寺で行った八講にも幸尊らとともに出仕した。京都での名声から、鎌倉に請定されたのであろう。弟子には将軍護持僧で証菩提寺別当でもあった盛弁がいる。[92]

実衍僧都（一二一七～九〇）の出自は不明。顕密兼修であるが特に顕教に秀でた。房号は理心房。祐暁・現舜に師事して顕教をまなび、園城寺探題に補されたほか、弘安七年には長吏行昭から園城寺大学頭に任じられている。密教の師は不明であるが、弘安年間に覚乗・敬宗・幸金・円顕・覚顕・増忠らが伝法灌頂をおこなった時、その色衆に参じた。鎌倉での活動の詳細は不明であるが、『三井続燈記』に

よれば、北条時頼（一二二七～六三）が実衍を請じて法門を聴聞し弟子の礼をとったという。[93]

頼承権少僧都（一二一九～？）の出自は不明。公名は治部卿。三講の名僧である。延応二年（一二四〇）法勝寺八講の聴衆が史料上の初見。寛元三年（一二四五）の最勝講まで三講聴衆に出仕した。北条時頼の時代に鎌倉に下向し、正嘉元年（一二五七）十月の大慈寺供養では「権律師頼承〈寺、治部卿〉」とみえる。また翌年六月の勝長寿院供養にも職衆に請ぜられている。その後は帰洛したようで、文永四年（一二六七）七月には法勝寺八講の講師をつとめ、九月に権少僧都に任じられた。翌年の最勝講講師に出仕したのが、史料の下限である。[94]

第六節　その他の主要な寺門僧

本節では第三期に活躍したその他の主な寺門僧として、円審・聖尊・良忠・浄禅・勝恵・景弁・暹慶・尊遍・実性・長尊・重賢をとりあげたい。

まず、円審法印（一二〇九～？）の出身は不明、公名は讃岐。「園城寺伝法血脈」には「守藤刑部入道丶丶子」とある。天福二年（一二三四）に道禅から伝法灌頂をうけ、正嘉二年六月に行われた勝長寿院供養に職衆として参じた。鎌倉での所職は不明であるが、上智権僧正や房海鶴岡八幡宮別当の灌頂の師であり、鎌倉仏教界への貢献は大である。[95]

聖尊権少僧都は生没年および出自が不明。公名は大夫、勝長寿院の供僧をつとめた。正嘉元年十月の大慈寺供養の職衆に「〈寺、大夫〉権少僧都聖尊」とみえる。ついで翌年六月の勝長寿院供養の職衆にも参じ、弘長元年（一二六一）二月の鶴岡八幡宮大仁王会では請僧一〇〇口の一人として出仕しており、「〈勝長寿院〉聖尊」とある。なお、嘉禄二年（一二二六）に覚朝僧正が聖尊に対して伝法灌頂を行っており、この聖尊が先の聖尊と同一人物である可能性が高い。[96] また、真経寺文書によれば、延暦寺妙法院門跡の尊性が天福二年六月に「泰時の妻の親にて候聖尊、僧都こと望申候へく候」と記している。[97] 北条泰時の舅である聖尊が僧都への補任を望んでいるとの記事であるが、この史料が天台座主尊性の書状であることからすれば、ここに登場する聖尊は山門僧であり、勝長寿院の聖尊とは別人と考えてよいだろう。

良忠法印は生没年不詳。大納言松殿忠房（一一九三～一二七三）の子である。公名は大納言、院家は仏乗院、もとの名は行仁であった。

兄弟には鎌倉で活躍した良基（東密）と承教（山門）がいるし、従兄弟の承澄（山門）も鎌倉で活動している。仁治二年（一二四一）に園城寺唐院で道禅より伝法灌頂をうけ、建長八年（一二五六）四月には桜井宮覚仁の勧賞の譲りで法印に叙された。文永二年（一二六五）の東二条院の御産祈禱（貴子内親王誕生）では不動法を修している。鎌倉では文永元年十月の鶴岡八幡宮大仁王会に読師として出仕したのが初見である。その後は鶴岡別当隆弁に扈従し、文永五年には如意寺で長弁・政弁・円勇・実雅・乗俊・隆尊の伝法灌頂に色衆として参じた。文永八年、弘安元年（一二七八）の鶴岡大仁王会では読師をつとめたし、建治三年（一二七七）の大仁王会では長吏拝堂のために上洛した隆弁の代官として講師を勤仕した。鎌倉での所職は不明であるが、鶴岡供僧貞弁に授法している。[98]

浄禅法印は出身と生没年が不詳である。公名は三位。建長二年（一二五〇）園城寺修多羅院で円意より伝法灌頂をうけた。正嘉二年（一二五八）六月の勝長寿院供養では職衆三〇口に「権少僧都浄禅」とみえ、文永八年七月の鶴岡大仁王会では、上洛中の鶴岡別当隆弁に代わって講師をつとめている。鎌倉での所職は不明であるが、鶴岡八幡宮別当の代官として大仁王会講師に請定されていることからして、浄禅への評価がかなり高かったことがわかる。[99]

勝恵法印（一二四六～一三一八）の出身は不明。公名は弁である。宝治元年（一二四七）七月、宝治合戦に連座して鶴岡八幡宮別当定親が京都に追放されると、鶴岡供僧の道範律師は寺門ではあったが、定親に同心して帰洛した。そこで新たに鶴岡別当となった隆弁は道範の跡である鶴岡二十五供僧（仏乗坊）に勝恵を補任した。勝恵は建治二年に上洛して円満院円助から伝法灌頂をうけている。弘安四年（一二八一）十一月の鶴岡八幡宮正殿遷宮にも参仕したが、弘安六年八月に隆弁が死没すると、新別当頼助によって供僧職を改替された。その後は帰洛したようであり、永仁元年（一二九三）の暮れには園城寺で静誉僧正の灌頂色衆をつとめている。[100]

景弁法印（一二一四～一三一五）は上野介梶原景俊の子であり、梶原景時の曾孫にあたる。公名は帥。『鶴岡八幡宮寺諸職次第』によれば、円満院円浄（一一八九～一二五六）から伝法灌頂をうけたという。ただし「園城寺伝法血脈」の円浄の項には景弁の名はみえない。初名が異なるのかも知れない。文永二年（一二六五）五月に将軍御所で行われた大般若経の読経衆に参仕したのが初見である。文永十年に鶴岡二十五供僧（静慮坊）に補され、さらに弘安四年に御殿司職に補任されて同年十一月の鶴岡八幡宮正殿遷宮にあたった。また、永仁二年に鶴岡執行職に任じられている。正安四年（一三〇二）に病が重く危篤となったため鶴岡供僧を弟子の景尊に譲ったが、景弁が回復し、逆に翌年弟子の景尊が死没したため、結局還補された。その後、鶴岡供僧は証菩提寺別当の実清に譲った。その間、幕府心経会の

導師や法会の呪願をつとめ、正和四年（一三一五）に百二歳で臨終正念の往生をとげたという。[101]

暹慶法印（一一九九～一二八三）の出自は不明。公名は越前である。仁治三年（一二四二）二月に円意から伝法灌頂をうけている。円意は承久の乱後は鎌倉に拠点を移していたので、円意との師弟関係は鎌倉で結ばれたと思われる。鎌倉では永福寺の供僧に補され、弘長元年（一二六一）二月の鶴岡大仁王会に出仕している。文永七年（一二七〇）十二月には洛西の法華山寺で成慶・幸尊に伝法灌頂を授けた。[102]

尊遍法印権大僧都（一一八四～?）は出自が不明、公名は大輔。ほぼ同時代に仁和寺の尊遍（一一七七～一二三四）、興福寺の尊遍、延暦寺の尊遍がいるため、弁別に留意が必要である。園城寺別当をつとめた道禅僧正より天福二年（一二三四）に五十一歳で伝法灌頂をうけた。鎌倉では正嘉元年（一二五七）十月の大慈寺供養で職衆に参じているが、所職などは不明である。[103]

実性権少僧都（一一八二～?）は蔵人大夫源通清の子であり、公名は土佐。仁治二年（一二四一）に猷尊僧正から園城寺蔵林房で六十歳の高齢で伝法灌頂をうけた。鎌倉での所職は不明であるが、正嘉元年十月の大慈寺供養に職衆として出仕している。[104]なお、父の通清に関し、北条義時の孫に唐橋通清なる人物がいる。唐橋通時が北条義時女と結婚して天福元年十一月に鎌倉で没しているが、その二人の間の子が唐橋通清である。[105]ただしこの人物は、実性の父の源通清とは別人である。また同時代に、興福寺の実性、仁和寺の実性も活動中であり、弁別に注意が必要である。

長尊権少僧都は生没年が不詳。宮内卿藤原宗経の息であり、公名は卿。醍醐寺の通海僧正の弟にあたる。ほぼ同時期の園城寺に、宰相を公名とする顕教系の長尊がいるので留意が必要である。鎌倉では大慈寺釈迦堂の供僧をつとめ、大倉壇所で書写された経典の校合を行っている。正嘉元年十月の大慈寺供養に職衆として参じたほか、弘長元年（一二六一）二月の鶴岡八幡大仁王会にも請ぜられた。文永十一年に幕府が長尊僧都跡の釈迦堂供僧職に大輔律師を補任しているので、この頃には亡くなっていたようである。[106]

重賢権少僧都は美濃源氏の出身で、小島三郎重茂の子である。公名は大弐、生没年は不詳。父の小島重茂は美濃国岩滝郷の本主であるが、承久の乱で京方となり、美濃源氏一族とともに敗死している。重賢は仁治二年（一二四一）もしくは三年に道禅から伝法灌頂をうけ、寛元二年（一二四四）五月に権律師に補されている。正嘉元年（一二五七）十月の大慈寺供養では職衆に請ぜられ「権少僧都」として名前がみえる。文応二年（一二六一）二月の鶴岡八幡宮大仁王会にも請定されており、当時、大慈寺新阿弥陀堂の供僧であったことがわか

る。[107]

隆成律師は出身・生没年などすべて不明である。弘安四年（一二八一）に鶴岡八幡宮で行われた異国降伏の五壇護摩（中壇以外は供）に出仕している。この五壇護摩は隆弁が中壇の不動護摩を修し、脇壇の供を円勇・頼弁・承俊と隆成の四名が勤仕している。隆成を除く四名がいずれも寺門であるので、寺門一流で実施されたと考えるのが自然である。とすれば、隆成も寺門ということになるが、彼については他に関連史料がなく、その事蹟はまったく不明である。[108] なお、同時代に醍醐寺定済の弟子に隆成がいるが、この隆成とは別人である。

このほか、北条氏出身の寺門僧としては聖福寺別当であった長弁僧都のほか、北条経時の子の隆政権律師（一二四一～六三）、北条泰時の子の公義僧都（一二四一～?）がいた（「拙稿B」）。

第四章　北条貞時・高時と鎌倉寺門派

第一節　貞時・高時時代の概観

本章では第四期の貞時・高時時代を扱う。北条時宗が死没した弘安七年（一二八四）四月から、鎌倉幕府が滅亡した正慶二年（一三三三）五月までの鎌倉寺門派の動向を検討したい。この第四期に鎌倉幕府の宗教政策はもう一度大きく変化した。モンゴル襲来を契機に調伏祈禱の重要性が再認識されるようになると、幕府は顕密仏教の縮減から発展へと再び舵をきった。寺門・山門・東密をふくめ膨大な数の幕府僧が鎌倉で活動するようになり、北条氏や将軍子弟からも多くの顕密僧が輩出された。鎌倉で活動した権僧正以上の僧侶は、一期が一名、二期が一二名、三期が九名であったのに対し、この第四期では五六名へと急拡大している。鎌倉仏教界は爆発的な発展をとげたのである。

京都・鎌倉の往還は激しくなり、人材交流が活発に行われた。そしてこうした鎌倉仏教界の盛行を背景に、幕府僧はさらに京都へとあふれ出していった。第三期においては、幕府僧の畿内権門寺院長官への就任はほぼ園城寺に限られていたが、第四期になると、幕府僧は園城寺長吏はもとより、天台座主・東寺一長者・東大寺別当・醍醐寺座主と、畿内権門寺院を席捲している。ここでも鎌倉仏教界の発展ぶりがうかがえるだろう。

しかしそれはまた、これまでの寺門贔屓政策の修正を必然化した。たとえば第三期の最末期、弘安五年に四天王寺別当であった円満院円助が死没すると、延暦寺・園城寺の双方が後継の別当職を激しく競望した。ところが長官職をみてみると、その時の園城寺長吏は鶴岡八幡宮別当でもある隆弁であったが、他方、延暦寺の天台座主には勝長寿院別当でもあった最源が就いていた。つまり鎌倉仏教界のトップ二人が延暦寺と園城寺の長官となっていた。もはや、これまでのような単純な園城寺贔屓政策は不可能となり、鎌倉幕府は寺門重視政策から全方位的進出へと方向転換してゆくのである。そして第四期における鎌倉仏教界の爆発的発展は、以下の叙述から、寺門派においても確認することができるはずである。

そこで本章では、以上の概観を踏まえて、個々の寺門僧の事蹟検討へと向かいたい。まず第二節では鶴岡八幡宮別当の道瑜・道珍・房海をとりあげ、第三節では寺門大法を勤仕した実相院増基について検討する。さらに第四節では増基の側近の房仙や、増基の主な弟子に触れ、第五節では園城寺別当となった覚乗と親性をとりあげる。第六節では永福寺別当や僧正・伝法阿闍梨となった寺門派高僧を検討し、第七節では定顕とその主な弟子をとりあげ、第八節ではその他の主要な寺門僧に触れたい。

第二節　鶴岡八幡宮別当

本節では第四期の寺門派の鶴岡八幡宮別当として、道瑜・道珍・房海をとりあげる。北条氏出身で鶴岡別当となった顕弁も非常に重要な人物であるが、彼については「拙稿B」「拙稿C」に譲りたい。

まず、道瑜大僧正（一二五六～一三〇九）は関白二条良実の子、母は大友親秀女である。号は二条殿・如意寺殿。建治二年（一二七六）上洛中の鶴岡別当隆弁のもとに入室し、二十一歳で得度受戒した。弘安四年（一二八一）に熊野山に参籠し、弘安六年五月には再び上洛中の隆弁から「智証大師伝来奥義〈号二定恵櫃一、有二四合一〉」を授けられ、園城寺の宝昭院・如意寺を相承した。同年八月に隆弁が死没すると、道瑜は道慶僧正にしたがい弘安八年に宇治御室戸で伝法灌頂をうけた。道慶は二条良実の叔父にあたり、将軍頼経の護持祈禱の中心人物であり、頼経とともに京都に追放された。

鎌倉での活動の初見は、正応二年（一二八九）鶴岡八幡宮の二十壇護摩への出仕である。その後も将軍久明や執権貞時の護持祈禱にはげみ、永仁二年（一二九四）の暮れには大僧正に補された。永仁五年閏十月、園城寺では浄雅が長吏を辞し、その後継をめぐって混乱が

あったが、園城寺学頭たちは評定で道瑜を長吏候補に推挙することに決した。幕府にその了承を求めたところ、同年末に幕府の許可がでて、道瑜は園城寺長吏に補されている。ただし関東居住のため、吉書禄物は代物で下行した。さらに翌年には平等院執印に任じられ、正安二年（一三〇〇）には新熊野検校に補任されている。[109]

鶴岡八幡宮は隆弁の死後、頼助・政助と北条氏出身の東密系別当が続いたが、乾元二年（一三〇三）六月に政助が亡くなると、道瑜が別当に補任された。久しぶりの寺門系別当である。なお、道瑜は鶴岡別当に就任するまで三年余り経歴の空白がある。これに関し、『新後撰和歌集』一三五六によれば、

那智山に千日こもりて出でける時、よみ侍りける　前大僧正道瑜

三とせへし、なちのお山のかひあらば、たちかへりみん、滝の白浪

とある。道瑜が那智での千日修行を終えた時の歌であるが、鶴岡別当就任前の経歴の空白は、この那智参籠によるものであった可能性もある。鶴岡別当に就任すると、乾元二年（一三〇三）に彗星祈禱のために若宮社壇で金剛童子法を修した。また鶴岡大仁王会の講師をつとめたほか、菅原道真自筆法華経を鶴岡に寄進している。延慶二年（一三〇九）に鶴岡別当職を弟子の道珍に譲って、間もなく死没した。またこの間、嘉元三年（一三〇五）には熊野三山検校職に補されている。和歌にも堪能であり、宇都宮景綱（一二三五～九八、法名蓮愉）と交流があったほか、時宗の他阿真教とも法門談義と和歌の贈答を行っている。[110] 弟子には道珍や園城寺長吏良瑜のほか、惟康親王の息である増恵権僧正（一二九二～一三二一）がいる。

道珍大僧正（一二七六～一三一三）は関白鷹司基忠の息であり、号は堀川僧正・南瀧院。近衛家一門の静珍大僧正（一二三六～一三〇一）のもとに入室し、永仁六年（一二九八）京都岩倉の解脱寺で伝法灌頂をうけ、南瀧院を相承した。また台密に関し「十三帖抄」を執筆している。乾元二年には正僧正となっていたことがわかるが、京都での活動の詳細は不明である。師の静珍が亡くなると鎌倉に下向した。

嘉元四年（一三〇六）三月の鶴岡大仁王会に、読師として出仕したのが道珍の鎌倉での初見である。以後、死没するまで鎌倉で活動し続けた。鎌倉では鶴岡別当道瑜の弟子となり、道瑜が体調を崩すと社務代に補され、延慶二年六月、道瑜から譲られて鶴岡別当に補任された。道瑜からは如意寺も譲られている。またその間、徳治三年（一三〇八）六月に園城寺長吏に任じられた。ただし関東居住のため、

道瑜と同様に、吉書禄物は代物で下行した。園城寺別当の房海も関東居住により居拝堂ですませたため、延慶二年に園城寺学頭より「長吏・別当共御在国、傍寺他門無二其例一」ときびしく非難され、上洛をつよく求められた。道珍は上洛するとの返事を一旦進めたが、結局、翌年二月に長吏の辞表を園城寺に送りつけた。園城寺学頭は「有二上洛拝堂一之由、御領状之間、得二其意一之処、無二拝堂一御辞退、不レ可レ然」と上洛拝堂の約束を果たさないまま、長吏を辞任するのは認めがたいと抗議しようとしたが、道珍は、恵助法親王の長吏就任を進めるための辞退だと弁明・謝罪している。[11] 道珍がいかにも園城寺を軽視しているかのように映るが、道珍の立場からすれば上洛には幕府の許可が必要であった。しかも、長吏在任中には将軍久明の追放と守邦親王の就任、鶴岡別当道瑜の体調悪化と死没、それにともなう道珍の鶴岡社務代や別当への就任、さらに鶴岡八幡宮での拝社挙行など、とても鎌倉を留守にできる状況にはなかった。ただしその後、道珍は房海とともに幕府に支援を要請して園城寺勧学院を創建している。こうした援助があるからこそ、園城寺学頭は幕府僧の長吏・別当への就任を望んだのである。

鶴岡別当の在任中は大仁王会の講師をつとめたり鶴岡四季講を始めているが、史料の残存状況が悪いこともあり、密教祈禱の事蹟は確認できていない。ただし、応安元年（一三六八）の史料であるが、南瀧院について「右幕下以来、武家祈禱長日如意輪供〈合二行北斗一〉令二始行一、代々抽二懇祈一了」と述べており、その祈禱料所として伊勢国山田御厨・近江国宮武名などが存したという。[12] 南瀧院が武家祈禱に携わるようになるのは、何時からであろうか。鎌倉時代末には、南瀧院が源頼朝の「御祈禱師」であった日胤の住坊に由来すると言われるようになる。この日胤は千葉氏出身の僧侶であり、頼朝が挙兵祈願を依頼したところ、以仁王の挙兵に参じて討ち死にした人物である。[13] 鎌倉幕府と園城寺の親密な関係を述べるときに、しばしば取りあげられる話であるが、実際のところ日胤の律静房と南瀧院との関係は定かではない。南瀧院の名が史料に現れるのは、道珍の師の静珍からであり、静珍―道珍―増基―増仁―良瑜と相承されたが、静珍が幕府祈禱に関わった徴表はまったくない。そして、鎌倉末には南瀧院と日胤の遺跡とが結びつけて考えられていたことからすれば、道珍か、その実弟の増基の段階で、幕府から料所が宛行われ、南瀧院が「武家祈禱長日如意輪供」を行うようになったのではあるまいか。なお道珍は和歌にもすぐれ、『玉葉和歌集』に二首採録されている。[14]

房海大僧正（一二四五～一三一六）は二位刑部卿藤原宗教の子、または猶子である。公名は父にちなんで刑部卿。永福寺別当房源（一二〇八～八六）のもとに入室し、法性房を相承した。朝廷での公請活動はほとんど確認できず、鎌倉での活動が中心であったようである。[15] 文永

八年（一二七一）円審法印から宇治の御室戸で伝法灌頂をうけた。鎌倉では正応六年（一二九三）より五壇護摩や七壇水天供をつとめたのが最初であるが、師の房源が弘安九年（一二八六）に鎌倉で亡くなっているので、房海もそれ以前から鎌倉で活動していたとみてよかろう。永仁六年（一二九八）には一時京都に戻って岩倉解脱寺で静珍僧正が道珍に伝法灌頂を授ける色衆に参じた。その後、鎌倉に帰り、乾元二年（一三〇三）六月の彗星出現による鶴岡社頭十壇護摩を修したり、徳治二年（一三〇七）・応長元年（一三一一）・正和元年の鶴岡大仁王会で読師や呪願をつとめている。延慶元年（一三〇八）六月に道珍が園城寺長吏になると、間もなく房海も園城寺別当に就任した。ただし二人とも関東居住の「居拝堂」であったため、長吏・別当の双方が離寺在国しているのは、他門に例がないと非難されている。[16] 房海は翌年末には別当を辞したが、道珍とともに北条貞時に要請して、幕府から一〇〇人分の任官功を寄進してもらって園城寺勧学院を創建した。しかも、その経済基盤を整えて正和元年（一三一二）より勧学院談義を始行させている。[17]

延慶二年六月に道珍が鶴岡八幡宮別当に補任されると、房海は道珍の坊務をつとめた。また、頼朝法華堂別当にも補されている。正和二年八月、道珍が三十八歳の若さで房海の宿坊で亡くなると、房海はその譲りをうけて鶴岡八幡宮別当に補任され、翌年八月には大僧正に補された。しかし正和四年三月の大火で鶴岡八幡宮が焼亡し、房海はその再建に追われることになる。正和五年四月に正殿の遷宮を行い、六月に神護寺（鶴岡神宮寺）の再建供養の導師をつとめたが、八月に死没した。[18] その弟子には鶴岡八幡宮供僧の房忠や、将軍守邦御祈禱結番衆の若王子貞昭がいる。

第三節　実相院増基と大法

鎌倉最末期における寺門系の幕府僧を考えた時、もっとも重要な役割を果たしたのは増基である。そこで本節では増基について検討したい。

増基大僧正（一二八二～一三五二）は関白鷹司基忠の息であり、鶴岡八幡宮別当道珍の弟である。大叔父である実相院増忠（一二三四～九八）の弟子となった。叔父の実相院静誉（一二四八～九六）も早世したため、若くして実相院門跡を相承するとともに、正安元年（一二九九）に十八歳で聖護院覚助より伝法灌頂をうけた。京都では実相院を相承したほか、平等院執印に補されている。執印の任期は正和四年十月から翌年までと、正中元年（一三二四）十二月から嘉暦二年（一三二七）二月までである。前者は増基の在京中であるが、

後者の期間は鎌倉滞在中である。いずれの任期も兄の鷹司冬平が関白・氏長者であった期間とほぼ重なっており、平等院執印は氏長者冬平の代行的性格が強い。

一方、鎌倉での増基の所職は不明である。ただし、①増基がのちに室町幕府の武家護持僧となったこと、②室町幕府初期の武家護持僧は鎌倉幕府との連続性が強いこと、③暦応元年（一三三八）の段階で幕府が増基と澄助（山門）の武家「御持僧両人」に天下静謐祈禱を命ずべき人物の相談をしていることからして、鎌倉での増基が将軍護持僧であった可能性が高い。また、後のことであるが、増基は観応三年（一三五二）に園城寺南瀧院の「坊舎所領并本尊聖教道具等」を弟子の増仁僧正に譲与し、一期の後は鷹司師平の子孫を入室させて相続させるよう申し置いている。この南瀧院は増基の兄である鶴岡八幡宮別当道珍が相承していた院家であるので、増基は道珍からそれを譲られたのであろう。ただし道珍は嘉元四年（一三〇六）に鎌倉に赴いて以来、上洛することのないまま正和二年（一三一三）八月に死没している。この点からすれば、増基の最初の鎌倉下向は道珍の存命中のことであり、その招請によって実現したとみてよいだろう。

京都では花園天皇に即位灌頂を授けたり両部法や護摩を教授したほか、摂政鷹司冬平・皇太子尊治（のちの後醍醐天皇）・後伏見上皇に即位印を伝授している。また時期は不明ながら、光厳天皇にも即位印を伝授した。即位法は二条家との関わりが著名であるが、増基のように鷹司家出身の寺門僧による即位灌頂が存在したことも、忘れてはならない。[119] 文保三年（一三一九）ごろに増基は再び鎌倉に下向した。しばらくすると、弟子が増えたこともあり、実相院門跡の先例に任せ園城寺長吏として伝法灌頂を行いたい、と朝廷に要請した。長吏であった尊悟法親王の了解もあってその願いが認められたため、増基は元亨三年（一三二三）十二月に上洛し、翌年二月に園城寺長吏に補された。そして希望通り、京都岩倉の解脱寺で増仁・宗澄・房祐・定聖・頼喜・朝助・頼契・兼順の八名の弟子に伝法灌頂をさずけている。さらに元亨四年五月には禁中で後醍醐天皇のために尊星王法を勤仕し、六月に長吏を辞退、七月には久明親王（もと将軍）や増覚僧正（実相院門跡継承者）に授法したのち再度鎌倉に赴いた。[120]

鎌倉に戻ると、嘉暦二年（一三二七）十月に変異の三流祈禱が行われた。山門では勝長寿院別当道潤が鶴岡八幡で中薬師法を修し、寺門では増基が同じく鶴岡で法華法を勤仕し、東密では佐々目有助が北条高時邸で如法尊勝法を行っている。この三名が当時、鎌倉の三流を代表する僧侶であったことが分かる。嘉暦三年末から翌年初めにかけて上洛し、解脱寺で盛兼・仙聖など六名に伝法灌頂をさずけて鎌倉に戻った。元弘元年（一三三一）九月に後醍醐天皇が挙兵した元弘の乱では、増基が関東新八幡宮で尊星王法を、山門の聖恵僧正が北

条高時邸で如法仏眼法を修している。[121]

増基が鎌倉で行った祈禱のうち、判明しているのは嘉暦二年の法華法と元弘元年の尊星王法だけしかない。いずれも史料が断片的で詳細は不明であるが、しかしこの事実だけでも、鎌倉における増基の重要性をうかがわせるに十分である。なぜなら、増基が鎌倉で修した法華法と尊星王法の二つは、いずれも寺門の大法であったからである。一般に密教修法では壇の威儀や伴僧の数などによって、「大法」「准大法」「小法」「護摩」「供」の五段階に分かれている。『門葉記』によれば、大法の特徴は、①大壇・護摩壇・十二天壇・聖天壇の四壇仕立て、②伴僧は二〇口程度、③阿闍梨の参入では殿上人が脂燭を掲げ結願では公卿が布施取りを行う、等とある。そして山門では、熾盛光法・七仏薬師法・普賢延命法・安鎮法が四箇大法であり、法華法・六字法・如法北斗法・如法仏眼法が准大法である。東密では孔雀経法・仁王経法・請雨経法が大法であり、如法愛染王法・如法尊勝法・大北斗法・普賢延命法が准大法である。それに対し、寺門では尊星王法・法華法が大法であり、大北斗法・金剛童子法が准大法であった。[122]

実際、嘉暦二年の祈禱の場合、道潤の中薬師法が伴僧一二口、有助の如法尊勝法が伴僧一〇口の准大法仕立てであったのに対し、増基の法華法は伴僧二〇口の大法仕立てである。また、元弘元年の時は聖恵の如法仏眼法が伴僧一六口、増基の尊星王法が伴僧二一口といずれも大法で勤修している。なかでも尊星王法は寺門にとって大法中の大法であった。これら大法は王権と密接に関わっており、その勤修には勅許が必要であるといわれ、室町幕府の段階でも武家の命令だけでは容易に実施できない特殊性を孕んでいる。たとえば貞和四年（一三四八）に室町幕府が増基に幕府評定所を道場として尊星王法を勤修するよう要請した時、その実施に際し幕府内でさまざまな議論が交わされた。その意見のあらましは以下の通りである。[123]

①これまで尊星王法を武家が勤修した先例がなく、北条義時が勤行を奏聞した時も許されなかった。

②今回は朝廷に奏聞し勅許を得ているので実施に問題はない。

③朝廷が尊星王法を実施する場合には宣旨を出しているが、今回は院の了解だけなので手続きに不備がある。

④北条高時の時代に増基が宣旨を得て関東で尊星王法を実施しており、これが武家勤修の初例である。増基が前回宣旨を得ているので、今回の実施に問題はない。

⑤関東で尊星王法を実施した事実はなく、武家の勤行は今回が最初であるので慎重な手続きが必要である。

情報の混乱もあって議論が錯綜しているが、少なくとも尊星王法の実施に当たっては勅許が必要であるとの共通認識があったことが分かる。しかも先の意見では、増基が元弘の祈禱の折りに勅許の宣旨を得たという。元弘の乱では後醍醐天皇が元弘元年八月二十四日に出奔し、九月二十日に光厳天皇が践祚。二十一日より増基が関東で尊星王法を行い、九月二十八日には笠置山が陥落して後醍醐が拘束されている。祈禱の実施前に宣旨を得ていたかどうかは別として、増基が行った尊星王法勤修の重要性がうかがえるだろう。

表3にあるように、鎌倉幕府ではこれまでも尊星王法にかかわる修法を実施してきた。しかしそれらはいずれも、護摩・供や小法であって、寺門の僧侶が大法仕立てで尊星王法を勤修したのは増基が初めてである。[124] 鎌倉時代の後期は、関東において密教祈禱の質的な充実が図られた時代である。東密では頼助が仁和寺御流を相承して頼助やその弟子の益助が仁王経法・如法愛染王法を勤修したし、山門では源恵・聖恵の師弟が山門四箇大法を七回実施している。[125] これら東密の頼助、山門の源恵に匹敵する人物が寺門の増基であった。史料の乏しさもあって、鎌倉での増基の活動の全貌を明らかにすることはできないが、少なくとも増基は鎌倉末期にあっては鎌倉寺門派の中核として、幕府の護持祈禱に当たったのである。

鎌倉幕府が崩壊すると増基は帰洛し、建武二年（一三三五）には後醍醐中宮である新室町院の御産祈禱に参仕した。室町幕府が成立すると武家護持僧として活動するようになり、貞和二年九月に武家五壇法の中壇、貞和四年七月に尊星王法を行った。また、貞和五年には崇光天皇の護持僧となっている。観応の

表3　鎌倉で実施された尊星王法・護摩・供

年　　月日	修　法　と　出　典
貞応2(1223)0910	天変祈禱。定豪が愛染護摩、親慶が**尊星王**護摩……。
安貞1(1227)0429	九条頼経の不例。行勇が仏眼護摩、道禅が**尊星王**護摩……。
貞永1(1232)⑨10	彗星祈禱。道禅が八字文殊、宰相法印(縁快)が**尊星王**……。
嘉禎1(1235)1224	頼経疱瘡。**尊星王**護摩は円親、不動護摩は行勇……。
仁治1(1240)0108	彗星護摩。薬師は承快、**尊星王**は道禅法印……。
寛元2(1244)0108	天変護摩。北斗は道慶、**尊星王**は道禅法印……。
0603	天変祈禱の頼経分：一字金輪は道禅、孔雀経法は大夫法印、**尊星王法**は如意寺法印円意……。頼嗣分：北斗護摩は道慶、薬師供は民部卿法印……。
寛元3(1245)1009	天変祈禱の頼経分：金輪法は良禅、**尊星王供**は猷聖法印。
宝治1(1247)0509	北条時頼の依頼で隆弁が**尊星王護摩**（宝治合戦）。
文永3(1266)0112	彗星祈禱。金剛童子法は隆弁、**如法尊星王法**は安祥寺僧正良瑜……。
弘安4(1281)0721	若宮本坊で隆弁らが**尊星王護摩**『鶴岡社務記録』12頁
元弘1(1331)0921	増基が関東新八幡宮で**尊星王法**、伴僧21『三井続燈記』251頁

（注）出典の記載なしは『吾妻鏡』。月日欄の⑨は閏９月を示す。

擾乱では増基は足利直義方の中心となって祈禱を行った。観応元年（一三五〇）六月には五壇法中壇をつとめ、観応二年正月には石清水八幡に参向して金剛童子法を勤修している。増基は擾乱から間もない観応三年七月に死没する。実相院の継承者であった増覚大僧正（一二八二～一三四三）が先に亡くなっていたので、増基は死に際して実相院門跡を増真に譲り、道珍から相承した南瀧院を増仁に譲った。しかし、実際には増仁がいずれも領掌し、増真は相続することができなかった。観応の擾乱で増基が直義方となったのに対し、増仁は尊氏方であった。そのことが門跡相承に影響し、増基の譲状は認められなかったのである。[126]

第四節　増基の側近および弟子

本節では増基の側近である房仙、および増基の主な弟子である行弁・行瑜・頼契を取り上げたい。

まず、房仙大僧正（一二八八～一三六三）は刑部大輔藤原清有の子である。『尊卑分脈』によれば、祖父の重輔は蔵人・淡路守・従五位下であるので、中下級貴族の出身である。大納言日野俊光の猶子となり、公名は右衛門督、初名は房宣であった。顕密兼修の僧侶であるが、特に顕教で名声を博した。官歴は正和二年（一三一三）に已講、正和五年に権律師に補され、元亨三年（一三二三）には権少僧都として登場、貞和四年（一三四八）に権僧正、文和三年（一三五四）に正僧正、延文三年（一三五八）に大僧正に補されている。但馬の養父庄で生まれ、正安二年（一三〇〇）に浄雅僧正のもとに入室し、嘉元四年（一三〇六）には園城寺で竪義を遂げた。顕教の師は房暁であり、のちにその住坊である近衛坂霊鷲院や丹波国榎原庄預所職を相承した。正和二年に天台二会講師を遂講し、その翌年には園城寺唐院で浄雅より伝法灌頂をうけ、浄雅や観昭の伴僧として活動している。また大休正念の弟子である鉄庵道生に出会って臨済禅を学び、教禅一致を確信したという。

鎌倉では、元亨三年（一三二三）十月に行われた北条貞時十三回忌法要に出仕して、如法経十種供養の導師、仏日庵での法華八講の論匠、経供養の導師、殿中での仏供養導師などをつとめた。「北条貞時十三年忌供養記」によれば、法華八講の論匠について「心聡・澄俊・朝伊・憲守・貞海等、於二論談之席一、各称レ雄之族也、依レ有レ可レ被レ行二八講一之風聞上、雖レ無二招請一、自二京都一今度下向」とあり、幕府からの請定がなかったが、法華八講の風聞があったので自発的に鎌倉にやってきたという。たとえば憲守の場合、「今度御仏事中可レ参之旨、兼日以二使者一依二伺申一、被二許容一了」とあるように、憲守の方から幕府に使者を派遣して法要への出仕を要請して認められている。

先の史料では房仙の名が挙がっていないが、「……等」とある。八講に出仕した論匠で名指しされていないのは頼寛法印・房仙僧都・道伊已講の三名であるが、房仙もまた、他の顕教僧と同様に自発的に参仕を求めて許可されたと見てよかろう。ちなみに房仙に禅宗を教授した博多聖福寺長老の鉄庵道生も、今回の法要に出仕している。

法要の後に房仙は帰洛するが、その直後から増基の伴僧を盛んに勤めるようになった。元亨四年二月の増仁・宗澄・房祐・定聖・頼喜・朝助への伝法灌頂、同年四月の頼契・兼順への伝法灌頂、五月の禁中尊星王法で、房仙は増基の色衆に参じている。また鎌倉幕府の崩壊後も、貞和元年（一三四五）まで増基の色衆を一四回もつとめるなど、増基への扈従が続いている。北条貞時十三回忌の法要以前には、房仙と増基との関わりがうかがえないので、十三回忌法要への出仕が機縁となって二人が交流するようになったと思われる。[127]

ところで『三井続燈記』「長吏次第」によれば、元亨四年六月に尊悟入道親王が園城寺長吏に還補された時、「大学頭尚房仙僧都」とある。[128]園城寺長吏は元応二年（一三二〇）九月に尊悟が補任されたが、増基が長吏となって伝法灌頂を行いたいと要望したので、それを了解して尊悟が辞任し、元亨四年二月に増基が長吏に補された。当初からの約束通り、増基は伝法灌頂を終えて在任半年足らずで長吏を辞し、同年六月に尊悟が長吏に復帰している。この尊悟が還補された時に、房仙がなお大学頭であったというのである。とすれば、①房仙は増基が長吏となった時に園城寺大学頭に補任されたか、もしくは、②房仙は尊悟の最初の長吏在任中より、尊悟の還補まで大学頭を継続していた、という二つの可能性がある。

ただし②の場合は、房仙が大学頭在任中に鎌倉での貞時十三回忌法要に参向したことになる。しかし寺内自治の要である園城寺大学頭が、幕府からの請定もない中で園城寺を留守にしたとは考えにくい。その点からすれば②の可能性は低く、房仙は増基が長吏に就任した時に、大学頭に登用されたことになる。

では、なぜ増基は知り合って間もない房仙を大学頭に任じたのか。その理由は増基の長吏就任過程に潜んでいるはずである。増基の長吏就任に当たっては、増基が短期の長吏就任を望み、尊悟がそれを了承して一時的に長吏を譲っている。二人の仲介役となった人物がいるはずであるが、それが房仙ではあるまいか。

第一に房仙は円満院尊悟と同じ浄雅門下であった。房仙の方が十四歳年上であるが、二人とも浄雅のもとに入室している。第二に尊悟は浄雅の死没により円満院円助の弟子であった観昭から伝法灌頂をうけ、また長吏在任中は観昭を配下の園城寺別当に任命しているが、

房仙はこの観昭の伴僧をつとめるなど観昭とも親しかった。このように房仙は、円満院尊悟に近しい補佐役的存在であった。第三の根拠は時間的経緯である。増基は元亨三年十二月二十七日に長吏就任のために上洛しているので、増基と尊悟との交渉はこれ以前に行われたことになる。一方、房仙は同年十月に行われた北条貞時十三回忌法要に出仕し、増基と交誼関係を取り結んで帰洛している。人間関係からみても、時間の経過からみても、房仙が両者の仲介役となった可能性が高い。そして増基は、尊悟との仲介の労に応えて房仙を大学頭に補任したのである。増基と房仙との親密な関係はここから本格的に始まる。このように、房仙は増基と尊悟との接点となる人物であった。

さて、北条貞時十三回忌法要への出仕は短期の鎌倉滞在であったが、鎌倉での活動をもう一事例、確認することができる。元弘元年九月に増基は関東新八幡宮で尊星王法を修しているが、その時の伴僧に房仙の名が登場する。[129] 記事が簡略なため詳細は不明であるが、この時の房仙は関東に拠点を移していたと考えられる。そう考える根拠の第一は、嘉暦元年（一三二六）以降、京都で房仙の事蹟が途絶えることである。房仙は元亨四年に増基の伴僧・色衆をつとめ、同年六月に尊悟が長吏に還補された時には引き続き園城寺大学頭の地位に留まっている。嘉暦元年九月に尊悟が長吏を辞しているので、この時に大学頭を交替したと思われるが、これ以降は元弘元年の尊星王法伴僧の記事を除くと、鎌倉幕府の崩壊まで房仙の事蹟が判明しない。これは彼が鎌倉に下向していたためではあるまいか。

第二に房仙は、南北朝時代に鎌倉の寺院別当に補任されている。たとえば貞和元年（一三四五）には、房仙が名越長福寺の別当であったことが確認できる。この寺は北条一族の名越氏の菩提寺であり、隆弁や房源以来、代々その別当を寺門が占めてきた。また、観応元年（一三五〇）十月には久遠寿量院の別当職が闕所となり、房仙がそれに補されている。[130] 室町幕府が成立して以降、房仙に関してはほぼ連年京都での活動歴が確認でき、関東に赴いた徴表はない。にもかかわらず、房仙が鎌倉の寺院別当に補任されていることは、房仙が鎌倉末期の段階で鎌倉において相当な活動実績があったことを示唆していよう。実際、鎌倉末に鎌倉で活動していた幕府僧に対する室町幕府の処遇をみると、勝長寿院は聖恵（山門）が別当に還補され、その弟子の守恵に相承されたし、永福寺は道承（東密）の還補はならなかったものの一門の覚雄が別当に補されている。頼朝法華堂は良敷・澄助・光恵へと山門の元幕府僧に相承されているし、実朝法華堂や明王院も澄助が安堵され、久遠寿量院は能済（東密）が別当に補されるなど、[131] いずれも鎌倉幕府で祈禱実績のあった僧侶が室町幕府下でも登用されている。これらの点からすれば、鎌倉時代の最末期に房仙は鎌倉でかなりの活動実績があったと見てよかろう。少なくとも長福寺

別当は鎌倉末の段階で補任されていた可能性が高い。

「後醍醐天皇一統シ給ヒシカバ、関東僧俗参洛セズト云事ナシ」とあるように、鎌倉幕府が崩壊すると、多くの僧俗とともに房仙も帰洛した。そして元弘三年（一三三三）十一月には戦乱での亡卒怨霊を鎮魂するために、後醍醐天皇が実施させた法勝寺一日頓写一切経の供養に参じている。さらに室町幕府が成立すると、等持寺八講など幕府主催の仏事に盛んに出仕した。暦応二年（一三三九）九月の等持寺八講に参仕したし、貞和四年（一三四八）十二月、翌年九月の等持寺八講ではいずれも證義をつとめている。また暦応三年正月には足利直義邸で摩訶止観を講じているし、観応二年（一三五一）六月には直義の子の百箇日仏事で十種供養の導師をつとめた。朝廷との関わりでは暦応二年九月に光厳上皇の御所で往生講式を講じたし、翌年七月の法勝寺八講では一座講師となっている。密教の方では増基・尊悟の伴僧に参じたし、貞和五年二月からは房聖・房智といった弟子に伝法灌頂を授けている。こうした活動を背景に、房仙は鎌倉の長福寺や久遠寿量院の別当職に補任され、さらに文和三年（一三五四）十二月には園城寺別当に補された。折しも足利尊氏は、元弘以来の死没者の菩提を弔うため諸寺諸僧に命じて一切経を書写させたが、園城寺の強い要請により、完成した一切経を園城寺に奉納した。かつて北条泰時は嘉禎四年（一二三八）に園城寺唐院に一切経を奉納した。文保年間にそれが焼亡したため、幕府は元弘年間に宋本一切経を寄進しようとしたが、建武政権が成立すると後醍醐はその奉納を中止させたという。それに代わるものとして、園城寺は今回の奉納を懇請して認められたのである。園城寺への奉納が実現した背後には、尊氏と房仙との交誼関係も少なからず影響していたであろう。延文三年（一三五八）四月に尊氏が死没すると、房仙はその四十九日・百箇日仏事の導師をつとめたし、一周忌の等持寺八講證義に参じるなど、房仙は尊氏の追善仏事を中心となって担った僧侶の一人であった。[132]

行弁権僧正（一三〇一～?）は武蔵の御家人「別府左近光綱子」という。公名は大夫。駿河別符文書の元応元年（一三一九）七月十二日「関東御教書」によれば、「別符太郎幸時」と「同左近太郎光綱後家尼」とが武蔵東光寺の修理費をめぐって相論している。ここに登場する別符光綱が行弁の父である。元亨四年（一三二四）二月、園城寺花王院で昭弁法印権大僧都（一二六二～一三三五）から伝法灌頂をうけ、また同月、増基が解脱寺で行った伝法灌頂の色衆に参じている。鎌倉時代の事蹟はこれだけしか判明していないが、①当時、師の昭弁は鶴岡供僧であり将軍祈禱結番衆でもあって鎌倉を拠点に活動していたこと、②増基もまた鎌倉を拠点に活動しており、この時の上洛は長吏就任にともなう一時的なものであったこと、③後年になって行弁が久遠寿量院別当職を競望していることからすれば、行弁が

鎌倉幕府の祈禱に関わっていたのはほぼ確実である。鎌倉幕府の崩壊後は昭弁の仏乗院を相承し、また増基に扈従した。そのほか、増覚・清顕・増仁・隆珍・覚誉らの色衆をつとめている。活動の下限は延文六年（一三六一）正月の色衆参仕である。[133] なお、同時代の寺門僧に証菩提寺供僧の行弁僧都がいる。[134] 昭弁が同じ証菩提寺の供僧であったことからすれば、この人物が別符光綱子の行弁であった可能性もある。ただし、証菩提寺行弁の公名が讃岐であり一致しないため、ここでは別人と考えておく。

行瑜法印権大僧都（一二七五～？）は常陸四郎左衛門尉行基の子である。嘉元三年閏十二月に、顕瑜とともに覚助法親王から園城寺唐院で伝法灌頂をうけた。翌年十一月に権律師となり、延慶四年には権大僧都に任じられている。鎌倉では正和四年（一三一五）十二月に、鶴岡別当房海から鶴岡二十五供僧（円乗坊）に補任された。翌年八月に房海が死没して、別当が東密の信忠に代わると供僧を改替されている。その後の動向は定かでないが、元亨四年二月には上洛して昭弁・増基の伝法灌頂の色衆をつとめている。昭弁は鶴岡八幡宮別当道珍の腹心であり、増基は鎌倉末における鎌倉寺門派の中心人物であるので、鶴岡供僧の改替後も鎌倉で活動していたとみられる。[135]

頼契律師（一二九九～？）の出自は不明、公名は大夫。頼証法印（一二四一～一三二〇）の提撕弟子である。頼証は信濃源氏の村上親行の子で、鶴岡八幡宮の二十五供僧（宝蔵坊）や御殿司職に補任された人物である。また、頼契は証菩提寺別当の契覚僧正のもとに入室・受法しており、頼契の名は頼証・契覚の二人の師匠の名にちなんでいる。元応二年（一三二〇）に頼証の命により、兄弟子の頼喜律師（小山氏出身）に代わって鶴岡二十五供僧（宝蔵坊）を相承した。二人の師の没後は、鎌倉に下向していた実相院増基と師弟関係をむすび、元亨四年（一三二四）園城寺長吏となった増基より、京都岩倉の解脱寺で頼喜・朝助らとともに伝法灌頂をうけた。増基は同年秋には鎌倉に下向しているので、頼契もそれに従い、増基の祈禱活動を助けたものと思われる。鎌倉幕府の倒壊後に、鶴岡供僧職が剥奪されている。[136]

第五節　園城寺別当覚乗と親性

本節では園城寺別当となった覚乗と親性について検討する。他にも公朝・覚伊が園城寺別当に就任し、また房朝が園城寺長吏に補任されているが、彼らについては「拙稿C」を参照されたい。

岡崎上乗院の覚乗僧正（一二二一～九九）は右馬助中原親元の子である。公名は大弐であるので、貴人の猶子となったのであろう。

十六歳で覚仁のもとに入室して得度受戒をうけ、仁治三年（一二四二）明弁僧正より上乗院で伝法灌頂をうけた。寛元四年（一二四六）に明弁が没すると、円順にしたがって台密をまなび、さらに仙朝大僧正にも就いて印信を得ており、これらの台密への造詣をもとに「二百巻抄」を著している。

官歴をみると、建長元年（一二四九）に勅会四灌頂の一つである天台結縁灌頂の蓮台阿闍梨をつとめ、弘長三年（一二六三）までに権律師となっていた。『三井続燈記』の覚乗伝によれば、建治二年（一二七六）に新陽明門院の病で六字法を修して法印に叙せられたという。これに関し『御産御祈目録』によれば、同年十一月に新陽明門院が亀山上皇の皇子を産んでおり、その御産祈禱で聖護院宮覚助が伴僧一〇口をしたがえて六字法を勤仕している。[137] 伴僧の詳細までは不明であるが、聖護院宮への勧賞が伴僧の覚乗に譲られて法印に叙されたのであろう。正応元年（一二八八）十二月晦日の僧事で権僧正に補され、[138] 永仁二年（一二九四）十二月の追儺僧事で正僧正となり、翌月それを辞している。

さて、『三井続燈記』覚乗伝によると、「自二弘長二年一、唯一坐食、夫釈門之法、以二中後一不二飲漿一、為二正軌一、然近来犯者多矣、乗堅守二尸羅一、豈非レ重二仏勅一」とあり、覚乗は弘長二年（一二六二）より持斎精進して昼以後の食事をしなかったという。ここで注意すべきは、覚乗は当初から持斎精進していたのではなく、四十二歳になってから持斎を始めたという点である。なぜ、彼は他ならぬ弘長二年から戒律を遵守するようになったのだろうか。その推測の前提となる二つの事実がある。第一は、覚乗の鎌倉来訪の時期である。鎌倉での覚乗の初見史料は、弘長三年八月の『吾妻鏡』の記事である。北条時頼の病悩平癒のために、房源・覚乗らが大般若経を信読したという。[139] 時頼が死没する三ケ月前のことであるが、『吾妻鏡』のこの記事は覚乗の参加をとりたてて強調している訳でもなく、彼はそれ以前から鎌倉に滞在していた可能性が高い。一方、弘長二年といえば、西大寺叡尊が北条時頼の招きで鎌倉に参向していた。叡尊はその年の二月より七月まで鎌倉に滞在し、戒律の講義や授戒活動を盛んに行っている。このことからすれば、覚乗は叡尊の影響をうけて持斎精進するようになったとみてよいだろう。これは叡尊の影響が顕密僧にも波及したことを示す事例である。

覚乗は京都で禅林寺・若王子・小松寺の別当となっており、当初は京都と鎌倉を往還していた。記事が断片的ではあるが、先述のように、弘長三年八月に北条時頼の病悩平癒の大般若経信読を行ったが、文永十一年（一二七四）には園城寺に戻り、仙朝より印信を得てそのもとで活動している。その後、建治二年（一二七六）五月には鎌倉で幸寿御前（北条貞時）のための鶴岡一切経転読に出仕しているが、

同年十月には京都で新陽明門院の御産祈禱に携わっているし、弘安五年（一二八二）には京都岩倉の解脱寺で契覚・実増らに伝法灌頂を授けている。この後しばらく事蹟が途絶えるが、弘安十年以降は一貫して鎌倉で祈禱に従事し、永福寺や法華堂の別当をつとめた。弘安六年に鶴岡別当隆弁が死没し、弘安九年には永福寺別当房源が亡くなっており、寺門高僧が手薄となったため京都から招請されたのであろう。そしてこれ以降、鶴岡八幡宮での十壇護摩・二十壇護摩などで金輪・金剛童子・千手護摩を修したり、異国降伏祈禱や五壇護摩の中壇をつとめた。また、永仁五年（一二九七）十二月には鶴岡別当政助の病により、それに代わって鶴岡神宮寺（神護寺）の供養に参仕している。また、正応二年（一二八九）に園城寺別当に補任されたが、在任中は一度も園城寺に入ることはなく、鎌倉に滞在したままであった。別当就任の拝堂も、費用のみ送付してそれを済ませている。これを「居拝堂」というが、覚乗の例は園城寺別当の「居拝堂」の初見であり、これを皮切りに公朝・親性・房海と寺門系幕府僧の「居拝堂」が続くことになる。[140]

親性権僧正（一二三四～九七）は非参議従三位藤原親忠の子で、権中納言親兼の孫に当たる。祖父親兼は坊門信清の従兄弟にあたり、親性は祖父がつとめた右衛門督を公名とした。園城寺の院家は教月院。建長六年（一二五四）に法勝寺八講聴衆に出仕したのが史料上の初見であり、弘長二年（一二六二）には天台二会講師を勤仕し、その後も最勝講・仙洞最勝講・法成寺八講・長講堂八講などで講師・證義を歴任したほか、園城寺探題にも就いており、顕教僧として幅広く活躍している。台密では弘安六年（一二八三）に覚顕僧正より伝法灌頂をうけているが、密教僧としての活動はさほど顕著ではない。鎌倉では弘安五年の鶴岡神宮寺供養で請僧のトップに名前があがっている。翌年には京都に戻り、弘安八年に道慶が道瑜に伝法灌頂を授けた際には、色衆としてそれに参勤した。弘安十一年より京都での活動記録が途絶え、正応六年（一二九三）十月、鎌倉で彗星祈禱に参じている。鎌倉での所職は不明であるが、これ以降、鎌倉に居を定めたようである。永仁三年（一二九五）閏二月に園城寺別当に補されたが、『園城寺別当次第』には「住関東」とあり、翌年五月の拝堂も用途六三貫文を園城寺公文所に送付しただけで、鎌倉に滞在したまま「居拝堂」で済ませた。その後、権僧正に補され、永仁五年十二月に死没している。権僧正の補任時期は不明であるが、「居拝堂」のあり方からして、昇任と死没は鎌倉滞在中とみてよい。[141]

第六節　鎌倉の寺門派高僧

本節では鎌倉の寺門派高僧として、①永福寺別当、②鎌倉時代に僧正となった人物、③鶴岡仁王会で講師・読師をつとめた僧、そして

④伝法灌頂の授与主体となった者をとりあげる。まず、寺門の永福寺別当としては房喜・盛朝・公朝・覚乗・行讃がいるが、そのうち覚乗については前節で触れたし、盛朝・公朝は「拙稿B」で検討したので、ここでは房喜・行讃の二人について述べておきたい。

房喜法印権大僧都（一二三三～？）は左馬権頭藤原季宗の子であり、永福寺別当房源の弟である。建長五年（一二五三）五月の仙洞最勝講に論匠衆として出仕したのが、史料上の初見。「房喜阿闍梨〈寺、廿一、九、法勝寺八講聴衆〉」とあるので、当時、二十一歳で戒臈が九、すでに法勝寺八講の聴衆を経験していたことがわかる。康元元年（一二五六）には天台二会講師をつとめ、文永四年（一二六七）九月の僧事で権少僧都に補された。その後、事蹟はとぶが、弘安六年（一二八三）に五十歳で敬宗大僧正から花王院で伝法灌頂をうけている。鎌倉では、正応二年（一二八九）二月に行われた鶴岡八幡宮二十壇護摩で千手護摩を修しているほか、兄の房源の跡をついで永福寺別当に任じられた。房源が亡くなったのが弘安九年九月五日であり、房喜の次に永福寺別当に任じられた盛朝が正応五年（一二九二）九月五日に死没しているので、[142] 房喜の別当就任の下限は弘安九年、辞任の下限は正応五年ということになる。弟子には鎌倉でも活動した房暁がおり、房源―房喜―房暁と園城寺霊鷲院が相承されている。[143]

行讃権僧正は生没年が不詳。内大臣三条公親（一二二二～九二）の子であり、公名は内大臣。ただし『尊卑分脈』では公親の子の行讃のほか、公親の弟である中納言公泰（一二二三～一三〇五）の子にも「行讃〈寺、僧正〉」がみえており、二人は同一人物の可能性が高い。その場合には行讃は三条公泰の子で、叔父の内大臣公親の猶子となったことになる。正安二年（一三〇〇）に長乗僧正より園城寺唐院で伝法灌頂をうけた。鎌倉での活動の詳細は不明であるが、覚乗僧正（一二二一～九九）のあとをうけて永福寺別当に補されている。なお、行讃の姉妹に将軍久明親王の母である房子や、久明親王廊御方がいる。行讃の鎌倉行きは、その縁によるとも考えられる。[144]

次に僧正の地位に昇った僧侶であるが、第四期に鎌倉で活動した寺門派の僧正は全部で一四名いる。[145] ここでは契覚・上智・房暁の三名をとりあげたい。契覚僧正（一二六一～一三二一）の出自は不明。侍従藤原伊兼の猶子となった。覚伊僧正は藤原伊兼の子であるので、覚伊と契覚の二人は義理の兄弟ということになる。ちなみに覚伊も鎌倉で活動し将軍守邦の祈禱結番衆となっており、鎌倉幕府崩壊後には鶴岡別当代に補されている。契覚の公名は三位。藤原伊兼は祖父の代より歴代五位止まりであるので、契覚の公名と齟齬が生じる。しかし、覚伊は一族の非参議従二位白河伊定の猶子となっているので、契覚もまたその猶子となって白河伊定の三位を公名としたと考えられる。弘安五年（一二八二）に覚乗僧正より京都岩倉の解脱寺で伝法灌頂をうけた。鎌倉では正応六年に五壇法護摩の脇壇を修しており、

弟子の覚久より山内証菩提寺の別当を譲られている。直接的な活動の詳細は明らかではないが、鎌倉で数多くの弟子を育てた。その弟子には覚久（北条貞時の子）のほか、鶴岡八幡宮供僧では覚瑜僧都・契幸律師・宗覚律師・倫覚法印・乗忠律師・頼契律師・良尋法印・覚珍法印・円重法印や頼珍法印がおり、多くの僧侶が契覚より受法した。また証菩提寺の別当職を覚伊に譲っている。[146]

上智権僧正（一二三八～一三二三）の出自は不明、公名は刑部卿、後に大輔。文永八年（一二七一）正月に宇治の御室戸で円審法印より伝法灌頂をうけた。鶴岡八幡宮別当となる房海も同月に円審から受法しており、房海と上智は円審門下の同朋である。正応四年（一二九一）より六年にかけて鶴岡八幡宮二十壇護摩などの祈禱に参仕した。その後、帰洛したが、乾元二年（一三〇三）六月にも彗星祈禱の若宮十壇護摩を修しており、幕府からは下総国葛飾八幡宮別当職を与えられている。延慶三年（一三一〇）四月の僧事で権僧正に補され、元亨三年（一三二三）九月に死没した。鶴岡八幡宮供僧の智円法印（一二八五～一三六六）は上智の入室の弟子であり、葛飾八幡宮別当職を相続したし（「拙稿C」）、そのほかにも鶴岡供僧の覚久や兼祐法印が上智から受法している。[147]

房暁権僧正（一二四一～一三〇九）は左衛門大夫藤原頼範の子である。『尊卑分脈』は房暁を頼範の孫、忠範の子とするが、頼範・忠範の母親が同じであるなど、記事に混乱がある。初名は房印であった。永福寺別当となった房喜のもとに入室し園城寺霊鷲院を相承した。顕教では幸尊にも師事しており、文永五年（一二六八）に天台二会講師をつとめ、諸八講の講師や御願證義を歴任している。また密教では永仁四年（一二九六）に敬宗より伝法灌頂をうけた。正応五年（一二九二）には園城寺探題となり、永仁二年三月には園城寺大学頭に補されている。鎌倉での事蹟はまったく不明であるが、伝記によれば延慶二年（一三〇九）十月に関東の名越で没したという。鎌倉の名越には、北条氏の名越一族の墓所であった長福寺があった。この寺は隆弁・房源や名越氏出身の実助・朝宗など、歴代寺門派によって相承されており、貞和元年（一三四五）には房暁の弟子である房仙がその別当に在任している。このことからすれば、房暁もまた名越長福寺の別当であった可能性が高い。房源・房喜といった霊鷲院の先師にならって鎌倉に赴いたのであろう。[148]

鶴岡八幡宮の大仁王会で講師（導師）・読師（呪願）をつとめた僧侶は、鶴岡別当のほかには教範・定仙・覚伊・時弁・良忠・房源らがいる。このうち良忠・房源は先にとりあげ、覚伊・時弁は「拙稿C」で触れたので、ここでは教範・定仙をとりあげたい。

教範法印は従三位高倉範時の子で、範季の孫である。脩明門院の甥にあたる。生没年は不詳、公名は中納言。文永七年（一二七〇）に宇治の御室戸で道慶僧正から伝法灌頂をうけた。「関東住」とあるので、この時すでに鎌倉に拠点をおいて活動していたのであろう。た

だし鎌倉での所職は不明である。弘安六年（一二八三）の鶴岡八幡宮の大仁王会で読師をつとめたし、正応二年から四年にかけて鶴岡八幡宮での二十壇護摩や十壇護摩を修している。[149] なお、ほぼ同時代の京都に寺門と東密の教範がいる。東密の下河原僧正教範は益性法親王の師である。一方、寺門の教範は弘安四年の亀山院熊野臨幸で静仁熊野検校とともにそれに扈従したし、弘安六年・弘安十年に新熊野別当に補されている。弘安六年に安嘉門院の護身に参じていたのも、恐らくこの人物であろう。しかしこの教範は僧正まで昇任しているし、その公名は宰相であって、鎌倉の教範の公名「中納言」と齟齬がある。[150] 寺門山臥であるなど道慶との親近性もうかがえ、二人の教範が同一人物である可能性も残るが、とりあえず別人と考えておく。

定仙法印（一二六〇～?）は大納言葉室顕朝の孫である。顕朝女が按察使中納言源資平と離縁したのち、公禅法印との間に生まれたのが定仙である。源資平の猶子となり、公名は中納言。顕密兼修であるが、顕教が活動の中心である。弘安二年四月の仙洞最勝講への出仕が初見。その時、「最勝講聴衆」と記されているので、すでに内裏最勝講に請定されていたことがわかる。弘安十一年七月の法勝寺八講の講師をつとめたほか、弘安六年二月の後嵯峨院八講、同年十月の土御門院八講、弘安九年閏十二月の浄金剛院八講、正応六年八月の石清水八幡の放生会導師、永仁二年（一二九四）三月の長講堂八講などに出仕した。特に長講堂八講では問者との論義が数刻に及んだという。永仁三年二月には園城寺唐院で覚助僧正より伝法灌頂をうけたし、正和二年（一三一三）には園城寺探題に補された。鎌倉での所職は不明であるが、嘉元三年（一三〇五）二月、延慶二年（一三〇九）六月の鶴岡大仁王会でそれぞれ読師をつとめている。ちなみに定仙は教月院を称しているが、これは園城寺別当親性が保持していた院家である。定仙の鎌倉下向も、親性との関わりで実現したのかも知れない。弟子には能仙のほか、定仙の甥の顕幸僧都がいる。[151]

なお、鎌倉時代の最末期に備中国隼島保について、これが国衙進止の国領で吉備津宮神供料所であるのか、それとも大炊御門中納言が貞応年間に立庄して以来、代々相承されてきた荘園なのかについて相論が行われている。訴訟文書によれば、次のことがわかる。[152]

①仙菊丸の師は定仙法印であり、その人物は「中納言法印」と名乗っていた。

②国衙の側はこの地が関東口入がなされない公家進止の国領であると主張している。それに対し、定仙・仙菊丸の方は「関東御口入地、雖レ仰二　聖断一、御沙汰依違之時者、歎二武家一之条、□□（通）例歟」とあるように、関東口入地であるので朝廷の裁定が誤っていれば、幕府に愁訴をするのは当然だ、と述べている。

③元亨三年（一三二三）に定仙法印の知行を認める後醍醐天皇の綸旨が出たが、その後、後醍醐はこの裁許を覆した。

④定仙は「横死」しており、その弟子の仙菊丸は国衙の主張を「死骸」敵対の讒訴と非難している。

鎌倉時代後期には定仙なる人物は寺門だけでなく、律僧・山門・東密にも存在していたが、「中納言」の公名、「法印」の官位からして、この人物は寺門の教月院定仙と判断してよいだろう。鎌倉での宗教活動とそこで築きあげた人間関係は、こうした所領紛争で幕府の力を有効に活用することを可能にしたのである。

最後に、伝法灌頂をおこなった僧侶として、弁静をみておこう。弁静法印権大僧都（一二六〇～一三三四）の出自は不明。公名は駿河であるので、鎌倉幕府の有力者の子弟か、その猶子となった可能性がある。正応五年（一二九二）に敬宗僧正から園城寺唐院で伝法灌頂をうけた。その後も静誉・承俊・長乗が行った伝法灌頂の色衆をつとめ、延慶四年（一三一一）二月に権大僧都に補されている。文保三年（一三一九）四月、園城寺戒壇問題で騒然とするなか、園城寺別当顕弁にしたがい伝法灌頂の色衆をつとめた。元亨二年十月に顕弁が鶴岡別当に就任すると、鶴岡二十五供僧（座心坊）に補任された。翌年には再び上洛して伝法大阿闍梨となり、園城寺花王院で慶綱・義弁・善弁・弘弁・行潤・順覚・弁恵に伝法灌頂をさずけている。京都での活動が中心となったため、元亨四年十二月に鶴岡供僧を弟子の善弁に譲った。嘉暦四年（一三二九）には善弁に代わって再び鶴岡供僧に補されたが、翌年再び善弁に譲った。しかしその後も鎌倉に留まったようで、鎌倉幕府が滅亡した直後の元弘三年（一三三三）十一月に鶴岡別当覚助より供僧に還補されている。[153]

第七節　定顕僧正とその弟子

本節では、定顕について検討するとともに、定顕の主な弟子である実清・実修・円重・兼祐・真顕・良尋・頼珍・重弁・定重・朝伊・覚珍・顕重について、とりあげたい。

まず、定顕権僧正（一二五六～一三三〇）は村上源氏の中納言源資平の子で、公名は中納言である。永仁元年（一二九三）に実円僧正から京都岡崎上乗院で伝法灌頂をうけ、実円より花台院を相承した。また永仁七年正月、臨終間近の永福寺別当覚乗より印信を得ている。正和二年（一三一三）五月には彗星五壇法の大威徳法を修し、その勧賞として権僧正に補任された。正和二年四月以降、四九名もの弟子に伝法灌頂を授けており、そのうち本稿で取りあげる者だけでも一二名にのぼる。そのほかにも灌頂の弟子には、「小田筑前守藤道朝子」

の朝顕、「前出羽守藤貞藤子」の貞真、「宇都宮肥後守平朝行子」の定任、「宇都宮長門守藤貞朝子」の定元、「宇都宮」の範瑜、「江戸景長子」の覚俊、「塩谷周防藤景親子」の定契、「源重遠子、頼政卿末孫」の政源、「塩屋六郎入道行印子」の顕存、「岩淵三郎太郎入道光阿子」の定位、「池田八郎橘公朝子」の顕乗、「左衛門尉平兼定子」の印兼、「左衛門尉藤家茂子」の幸弁、「中川三郎藤帷房子」の顕伊、「神館三郎尾張俊行子」の仙久のように、御家人の子弟を思わせる人物が数多い。

残念ながら、定顕が鎌倉で宗教活動を行った記録は確認できなかった。しかし、『続現葉和歌集』二五二に次の記事がある。

平貞時朝臣十首歌よませ侍りし時、おなじ心を人にかはりて　　権僧正定顕

ゆふぐれはものをおもへと音たてて　をぎのはばかり秋かぜぞふく

これは定顕が鎌倉で北条貞時と和歌で交流していたことを示している。貞時は応長元年（一三一一）十月に亡くなっているので、この時の鎌倉滞在は定顕の法印時代であったろう。このほかにも定顕には何度か経歴の空白期間があり、鎌倉に赴いていたとみてよい。こうした鎌倉滞在によって、定顕は御家人子弟をはじめとする多くの幕府僧と、師弟関係を築きあげていった。[154]

実清法印（一二五一～一三二五）は能登守源仲業の子である。公名は三位。時期は不明ながら、盛弁の跡をうけて証菩提寺別当となった。また証菩提寺の供僧二口を拝領し、そのうち桜井方の一口を俊済法印に奪われたが、正応六年（一二九三）七月に還補された。また大慈寺新釈迦堂の供僧職や永福寺供僧職も保持しており、さらに景弁の譲りと北条貞時の吹挙で鶴岡二十五供僧（静慮坊）にも任じられた。元亨元年（一三二一）十月に京都岩倉の解脱寺で定顕より六十七歳の高齢で伝法灌頂をうけた。正中二年（一三二五）には証菩提寺供僧職をそれぞれ実修と実承に譲って死没している。[155]

実修法印（一三〇一～?）の出自は不明。「園城寺伝法血脈」は「前筑前守源仲丶子」とする。公名は三位。実清法印の公名が三位でその父が能登守源仲業であることからして、実修と実清は親族関係であった可能性が高い。元亨三年三月に上洛して定顕僧正から解脱寺で伝法灌頂をうけた。正中二年に死没前の実清法印から山内の証菩提寺新阿弥陀堂供僧職を譲られ、さらに元弘年間に実清・実信と受け継がれた鶴岡二十五供僧（静慮坊）に補任された。鎌倉幕府の崩壊後も別当覚助から鶴岡供僧職を安堵され、また建武元年（一三三四）冬には足利直義より大慈寺新釈迦堂と山内新阿弥陀堂の供僧職を安堵されている。康安元年（一三六一）には定修法印から明王院の勝無量寿院供僧職を譲られた。[156]

円重法印（一二七三～一三三三）は御家人渋谷重方と渋谷入道重仏女との間の子である。公名は大夫。契覚から受法し、乾元二年（一三〇三）五月に円景法印より鶴岡両界供僧と鶴岡二十五供僧（蓮華坊）を譲られた。二十五供僧は嘉元四年（一三〇六）に安堵を得ており、両界供僧も正和四年（一三一五）に足利左馬助から補任状を得た。正中二年（一三二五）四月に上洛して定顕僧正より伝法灌頂をうけた。嘉暦三年（一三二八）には供米の未進を幕府に訴えている。元弘三年（一三三三）三月に両界供僧を定重に譲り、鶴岡供僧を重純に譲って幕府崩壊直後の同年六月に死没している。[157]

兼祐法印（一二七六～?）は皇后宮大進藤原定兼の孫である。定兼の曾祖父は大納言吉田経房であるが、兼祐の父については不明である。公名は大蔵卿。上智僧正から受法し、嘉元二年（一三〇四）に道瑜から鶴岡二十五供僧（文恵坊）に補され、応長元年（一三一一）閏六月に権少僧都に任じられた。正和三年には供料減少を幕府に訴えて、社家使の乱責を停止せよとの関東御教書を得ている。元応二年（一三二〇）に鶴岡御殿司職に補任されたが、元亨四年（一三二四）病によってそれを辞した。翌年四月に上洛して定顕僧正より花王院で伝法灌頂をうけている。鎌倉幕府の崩壊後も供僧職を維持し、建武五年（一三三八）には鶴岡執行職に任じられた。また、宗覚寺の代わりに総州常楽寺別当職を拝領したという。[158]

真顕法印権大僧都（一二九〇～一三六三）は左衛門尉二階堂泰行の息で、引付衆二階堂行景の孫に当たる。祖父の行景が隠岐守であったので、公名は隠岐。正和二年に花台院定顕より京都の上乗院で伝法灌頂をうけた。その後も定顕の側近として、五壇法の伴僧や伝法灌頂の色衆をつとめた他、聖護院覚助の色衆にも参じた。鎌倉では幕府崩壊後の元弘三年九月に覚助が鶴岡別当に就任すると、鶴岡二十五供僧（永乗坊）に補された。また、正和二年五月より元亨二年（一三二二）十一月までの九年余りの経歴が空白であり、この間、定顕にしたがって鎌倉で活動した可能性が高い。[159]

良尋法印（一二六八～一三五二）は「小補方藤信家」の子という。嘉元二年（一三〇四）ごろまで良印を名乗っていた。公名は信濃。契覚より受法し、乾元元年（一三〇二）に鶴岡二十五供僧（南蔵坊）に補任された。淵名寺の別当にも任じられ、嘉元四年には権律師に補されている。正中二年（一三二五）に一時上洛して定顕より伝法灌頂をうけた。建武三年（一三三六）仙順律師より両界供僧を相続し、終身それを保持した。一方、鶴岡供僧の方は貞和四年（一三四八）に良全僧都に譲与した。良全は同じ定顕門下であるが、「小補方三郎太郎藤家信」の子ということであり、良尋の親族と考えてよい。しかし、良全が早世したため、良尋は観応元年（一三五〇）に鶴岡供僧

に還補されている。[160]

頼珍法印（一二九三～一三五三）は「中条清原頼行」の子である。公名は刑部、のちに大進。鶴岡別当道珍のもとに入室し、正和三年（一三一四）四月に頼意より鶴岡二十五供僧（南禅坊）を譲られた。しかし、その時はまだ受法していなかったため、成弁助律師が供僧の仮衆となった。その後、契覚僧正より受法し、文保元年（一三一七）三月に供僧を相承した。元亨元年（一三二一）には上洛して定顕僧正より伝法灌頂をうけ、正中元年（一三二四）には鶴岡の御殿司職に任じられた。鎌倉幕府が崩壊すると、元弘三年（一三三三）十二月、鎌倉に下着した鶴岡別当覚助は「御勤已下宮中毎事可レ有二執沙汰一」との令旨を頼珍と覚珍に下しており、建武三年には鶴岡別当頼仲から鶴岡執行職に補任された。死没直前の文和二年（一三五三）二月に八幡の廻御影を修復している。なお、頼珍の事例から、鎌倉では密教僧の階梯が入室・受法・伝法灌頂の三段階に分かれており、供僧となるには「受法」が必要であったことがわかる。[161]

重弁法印（一二八四～一三六五）は法橋静円の子という。公名は信濃。正和二年（一三一三）に定顕僧正より上乗院で伝法灌頂をうけた。鎌倉明王院の供僧であったが、文保二年に鶴岡二十五供僧（花光坊）に補任された。元亨四年には御殿司職に任じられたものの、触穢により同年末に辞している。暦応三年（一三四〇）鶴岡供僧職を改替されたが、公方への訴訟により間もなく還補された。貞和三年（一三四七）には鶴岡の両界供僧職を定重僧都から相伝し、さらに観応三年（一三五二）には相模国戸田郷の淵辺弥五郎跡を寄進されている。[162]

定重僧都（一二九八～一三四七）の出身は不明。「園城寺伝法血脈」は「左衛門尉時定子」とする。公名は安芸。元亨二年（一三二二）に上洛して覚俊・定契・覚玄・政源らとともに定顕僧正より伝法灌頂をうけた。正中二年（一三二五）には定顕の色衆に参じている。幕府崩壊直前の正慶二年（一三三三）三月に死没前の円重より鶴岡の両界供僧職を譲られ、同年十一月に足利尊氏から供僧職を安堵された。もともと鶴岡の両界供僧は足利氏の御願であり、鎌倉時代からその補任権は足利氏にあった。貞和三年、臨終前に供僧職を重弁法印に譲っている。[163]

朝伊僧都は生没年不詳。二位中将藤原伊定の子である。公名は中納言。大叔父に兼伊権少僧都がいる。また、園城寺別当覚伊は朝伊の父の猶子となり、証菩提寺別当契覚僧正も父の猶子となったと考えられるなど、近親に幕府僧が多い。顕密兼修の僧侶で正和四年（一三一五）の最勝講で講師をつとめ、元亨三年（一三二三）十月に行われた北条貞時十三回忌では、自発的に法華八講に参向した。そ

の後は京都に戻って、正中二年に定顕から伝法灌頂をうけたほか、乗伊や覚助の伴僧に参じている。今のところ活動を確認することのできる下限は、建武元年（一三三四）五月に覚助が修した尊星王法の伴僧である。[164]

覚珍法印（一二八〇～一三五二）の出身は不明。公名は最初が助、のちに刑部卿。初名は覚意であった。契覚より受法し、正安二年（一三〇〇）に花台院実円より園城寺唐院で伝法灌頂をうけた。蓮台阿闍梨と号しているので、勅会四灌頂である尊勝寺・最勝寺結縁灌頂の小阿闍梨を勤修したことが分かる。その後、鎌倉に赴いて相模二宮供僧となった。正和二年（一三一三）五月、鶴岡八幡宮の八幡廻御影の修復を終えた際に御影銘に署名しており、正和四年二月には弁誉の跡をうけて鶴岡二十五供僧（慈月坊）となっている。元亨二年（一三二二）に上洛して定顕より印信をもらったほか、伝法灌頂の色衆をつとめた。鎌倉幕府の崩壊後も供僧職を維持し、元弘三年（一三三三）十二月には鶴岡別当覚助より、頼珍とともに勤行以下、鶴岡八幡宮のすべての計らい沙汰をするよう命じられている。観応二年（一三五一）に供僧職を覚俊に譲り、翌年死没した。[165]

顕重僧都（一二七三～一三五九）は「姓平氏、武州人」で公名は遠江である。初名は顕暁。定顕僧正に入室して十七歳で得度受戒し、嘉元三年（一三〇五）に園城寺唐院で覚助法親王から伝法灌頂をうけた。出自や公名からして北条氏出身であった可能性が高い。事実、覚助の弟子には北条出身僧が多く、覚久（北条貞時息）・泰瑜（北条泰時孫）・実助（名越宗長息）・顕恵（金沢貞顕息）・顕瑜（金沢顕景息）の五名が覚助より伝法灌頂をうけている。顕重は応長元年（一三一一）六月に権少僧都に補され、嘉暦元年（一三二六）まで定顕や昭弁のもとで伝法灌頂の色衆や、祈禱の伴僧をつとめていた。関東での活動記事を確認することができないが、「園城寺伝法血脈」には「関東住」とある上、鶴岡別当道珍の側近であった昭弁の授法の色衆をつとめるなど、鎌倉で活動していたのは確実である。のちに遁世して我本上人と名乗った。但馬の大林寺は顕重の創建という。[166]

第八節　その他の主要な寺門僧

本節ではその他の主要な寺門僧をとりあげたい。まず最初に鶴岡八幡宮の供僧として、房誓・覚瑜・俊珍・源猷・行潤・善弁・政弁・弁朝・定瑜・元範を検討し、ついで非供僧であった暁幸・朝猷に触れ、最後に一時的な下向者として行昭・乗伊・静伊をとりあげたい。

房誓法印（？～一三三〇）は幕府評定衆の二階堂盛綱（伊勢入道行誓）の子である。初名は行乗、公名は大夫。永仁五年（一二九七）

十一月に実円僧正より成弁・乗伊・康覚らと園城寺唐院で伝法灌頂をうけた。嘉元四年（一三〇六）に師の実円が亡くなると、房海に師事して房誓と改名したようである。延慶元年（一三〇八）十一月には房誓の名で権少僧都に補されている。正和二年（一三一三）九月に房海が鶴岡八幡宮別当に就任すると、その翌月、房海は鶴岡供僧頼俊を改替して房誓を千南坊に補した。この人事はかなり強引なものであったようで、正和五年八月に別当房海が死没すると房誓は供僧を解任され、代わって評定衆中原親鑑の子である鑑厳（東密）がそれに補された。[167]

覚瑜法印（一二八一～一三六一）は源照僧都の真弟であり、鷹司中納言宗嗣の猶子となった。公名は兵部卿。鎌倉の証菩提寺別当契覚から受法し、嘉元三年二月、覚久・顕重ら関東の僧侶とともに園城寺唐院で聖護院覚助から伝法灌頂をうけた。延慶二年（一三〇九）に覚久から鶴岡二十五供僧（安楽坊）を譲られたが、元亨四年（一三二四）八月に鶴岡別当顕弁はその供僧職を没収して契幸を補任した。覚久が父北条貞時の死没を契機に遁世したことを、顕弁は「自由遁世」と非難し、覚久からの相続を否定したのである。嘉暦元年（一三二六）には覚久から鶴岡の金銅薬師供僧を譲られたが、顕弁はそれも没収した。そこで顕弁と覚瑜との間で裁判となった。鶴岡二十五供僧の証言もあって、嘉暦三年八月、覚瑜が勝訴して安楽坊と金銅薬師供僧に還補された。他にも北条氏の菩提寺である願成就院の供僧職を兼帯していた。宗教活動の具体的なことは不明であるが、法会で呪願をつとめたという。鎌倉幕府が崩壊しても鎌倉にとどまり、その後も両供僧職を保持し続けた。新しく鶴岡八幡宮別当に就いたのが師の覚助であったことも有利に働いただろう。康永元年（一三四二）には一時上洛して増基の伴僧をつとめている。その頃、永福寺別当であった東密の道承僧正が死没したが、覚瑜は他門であるにもかかわらず、なぜか道承の遺跡と本尊聖教を預かった。そして道承の弟子である頼印との間で上野国榛名山の支配をめぐって争い、南北朝内乱とも相俟って、その紛争は数千騎の軍勢がわたりあう軍事衝突にまで発展したという。[168]

俊珍権大僧都（？～一三四九）の出自は不明。公名は大輔。文保三年（一三一九）四月、園城寺戒壇問題で騒然とするなか、園城寺別当として上洛中の顕弁から唐院で伝法灌頂をうけた。元亨二年十月に顕弁が鶴岡八幡宮別当に就任すると、その翌月には鶴岡五大供僧に俊珍を補任している。さらに顕弁の計らいで元徳二年（一三三〇）には鶴岡二十五供僧の真智坊に補された。また、この頃、上総国の市原庄八幡宮別当職の相続が安堵されている。元徳三年四月に有助が鶴岡別当に就任すると、俊珍は真智坊・五大供僧職のいずれも改替された。幕府の崩壊後も鎌倉にとどまって、建武三年（一三三六）には譲りにより鶴岡二十五供僧（千南坊）を相承したし、康永三年（一三四四）

には御殿司職に補任されている。[169]

源猷僧都（？～一三一四）は池上侍従祐印の真弟で、母は小早川左衛門尉行平女である。公名は大夫、元の名は源祐であった。密教は教範・印助より受法し、顕教は幸尊や鶴岡学頭房盛に師事した。文永三年（一二六六）に幸猷より鶴岡二十五供僧（頓学坊）を譲られ、文永十年に幸猷が亡くなると別当隆弁から補任された。鶴岡遷宮八講（永仁元年、永仁四年）や鶴岡最勝十講（永仁三年）に出仕したが、永仁五年（一二九七）病により弟の猷暁に鶴岡供僧を譲った。その後、病が回復したため永仁六年十一月に政助別当より鶴岡学頭に任じられ、さらに乾元二年（一三〇三）には鶴岡の七仏供僧に補任されている。なお、鶴岡供僧の在任中は幸猷と同様に、得宗への祈禱として住坊で長日寿命経を勤仕した。[170]

猷暁法印権大僧都（？～一三一六）は源猷の弟である。公名は民部卿。教範・印助より受法し、永仁五年に鶴岡二十五供僧（頓学坊）を源猷から譲られた。延慶二年（一三〇九）には御殿司職に、さらに延慶四年には鶴岡執行職に任じられた。延慶二年・延慶四年・正和四年（一三一五）に心経会導師をつとめたほか、正和三年には将軍守邦の護持祈禱のため住坊で長日一字金輪法を修するよう命じられている。正和四年十二月に供僧職を猷全に譲ったが、弟子の猷全もまた正中三年（一三二六）に将軍祈禱の長日一字金輪法を命じられた。[171]

行潤律師（一二八四～？）の出自は不明。公名は卿。元亨二年（一三二二）十月に顕弁が鶴岡八幡宮別当に就任すると、二十五供僧（円乗坊）に補任された。元亨四年三月に弁静から園城寺花王院で伝法灌頂をうけた。四十一歳であった。その後も弁静に扈従して色衆をつとめていたが、元徳三年（一三三一）四月に顕弁が死没して、鶴岡八幡宮別当が東密の有助に代わると供僧職を改替された。幕府崩壊後も鎌倉に留まっており、元弘三年（一三三三）十二月、宗意阿闍梨の名代として鶴岡二十五供僧（宝蔵坊）に補任され、暦応四年（一三四一）までそれを保持している。[172]

善弁律師（一三〇二～？）の出自は不明。公名は兵部。元亨二年、顕弁が鶴岡八幡宮別当に就任すると鶴岡の千体供僧に補任された。翌年十二月に上洛して弁静より花王院で伝法灌頂をうけ、その後も弁静の色衆に参じた。元亨四年十二月弁静の譲りによって鶴岡二十五供僧（座心坊）に補され、その後も盛んに弁静のもとで活動していたが、嘉暦三年（一三二八）二十五供僧を改替された。元徳二年（一三三〇）に還補されるものの、元徳三年に有助が鶴岡別当に就任すると再び改替され、さらに鎌倉幕府崩壊直前の元弘三年（一三三三）五月には千体供僧も解任された。建武元年（一三三四）に弁静が死没すると、その譲りによりまた二十五供僧に還補されたが、建武三年六月にそ

れを辞している。[173]

政弁法印（一二五一～？）の出自は不明。公名は大輔。隆弁の弟子の盛弁（政弁）とは別人である。永仁元年（一二九三）園城寺唐院で顕弁とともに静誉僧正から伝法灌頂をうけた。乾元二年（一三〇三）五月に権大僧都に補され、元亨二年（一三二二）に顕弁が鶴岡別当に就任すると、鶴岡二十五供僧（密乗坊）に補任された。しかし翌月にはそれを辞して供僧職を弁朝に譲っている。[174]

弁朝は出身および生没年が不詳。公名は少輔。文保三年（一三一九）四月、園城寺唐院で弁基・俊珍とともに顕弁から伝法灌頂をうけた。元亨二年末に政弁より鶴岡二十五供僧（密乗坊）を譲られ、別当顕弁よりそれに補任された。やがて活動基盤を京都に移したようで、鶴岡供僧は二年で辞し、上洛して定顕・弁静のもとで色衆・伴僧をつとめている。元弘・建武には乗伊にしたがい、元弘の乱の調伏や後醍醐中宮の御産祈禱を行うなど、立場を転変させながら修法の伴僧をつとめている。その後は園城寺で房仙・清顕・長助・隆珍・覚誉・乗基・房智・良瑜・経深の色衆をつとめた。今のところ活動記事の下限は応安四年（一三七一）十二月である。[175]

定瑜法印権大僧都（一二六七～一三六四）の出自は不明。公名は宮内卿または兵衛督、房号は智寂房である。嘉元元年（一三〇三）に鶴岡八幡宮の二十五供僧（実円坊）に補された。嘉元四年十一月に園城寺唐院で浄雅から伝法灌頂をうけ、その後も浄雅にしたがって活動を続けたため、社家不住によって供僧を改易された。浄雅が死没すると観昭僧正に従い、さらにその没後には尊悟法親王の色衆をつとめ、康永四年（一三四五）に弟子の経運に伝法灌頂を授けた。[176]

元範（一二二二～一三一三）は変わった経歴の持ち主である。醍醐源氏の出身で、大納言延光卿の子孫だというが、詳細は不明。寺門の出身ではあるが、親類に東密の元瑜僧正がいる関係で盛んに東密の受法をした。弘長二年（一二六二）には良瑜僧正から安祥寺流を伝授され、弘安九年（一二八六）には頼助より仁和寺御流灌頂、正応二年（一二八九）にも同じく頼助から小野流の印可をうけている。また元瑜から勝長寿院および同寺五仏堂の供僧職を譲られ、さらに延慶三年（一三一〇）には鶴岡二十五供僧（仏乗坊）を譲られている。寺門・東密の枠を超えた受法が行われているのは、鎌倉独特といってよい。[177]

暁幸已講（一二七八～一三一四）の出身は不明、公名は兵部。中世園城寺の代表的学匠である幸尊のもとに十二歳で入室し、永仁二年（一二九四）に法勝寺住学生に補された。幸尊の没後は寛教に従い、徳治三年（一三〇八）に伝法灌頂をうけた。また応長元年（一三一一）に天台二会講師を勤仕し、正和三年（一三一四）には鎌倉に下向して鶴岡別当房海により鶴岡学頭に補されたが、在任五ケ月で客死した。

著書に三大部授決集などがある。[178]

朝猷法印権大僧都（一二二九～？）の出身は不明。公名は大輔。建長二年（一二五〇）十一月に円意から園城寺修多羅院で伝法灌頂をうけた。鎌倉での所職は不明であるが、正応六年（一二九三）正月に行われた鶴岡八幡宮社頭二十壇護摩に出仕して尊勝護摩を修している。また同年四月には覚乗・上智らとともに五壇護摩を修した。永仁六年八月には月蝕祈禱をおこない、天陰となってその験が讃えられている。[179]

最後に、一時的な下向者として行昭・乗伊・静伊をとりあげよう。『永仁三年記』六月二十六日条によれば、常住院僧正行昭が鎌倉に下向して、桂園院と新熊野検校職について幕府に訴えている。行昭大僧正（一二二九～一三〇三）は九条道家の子であり、鶴岡別当道瑜の叔父にあたる。行昭は一族の良尊―道慶より園城寺常住院を相承した。出家受戒して権大僧都に直任され、建長七年に公縁僧正から伝法灌頂をうけた。大峰四度のほか那智・岩屋に参籠した修験山臥であり、宮中では験者として盛んに請定されている。弘安六年（一二八三）六月に園城寺長吏となり、弘安十年十一月には牛車宣旨をうけるとともに、伏見天皇の代始めの正護持僧となった。また永仁六年（一二九八）に後伏見天皇が即位すると、その正護持僧にも補されている。[180]

さて行昭は、桂園院と新熊野検校の両職が「関東御口入」によって改替されたとし、その回復を幕府に求めた。それに関し、この問題の担当を命じられた大田時連は寄合の場で、朝廷からの要請もあるので「桜井門跡」の事は聖断に委ねると返事するのがよい、と具申している。関連史料が乏しいため、その詳細は不明であるが、翌年四月に行昭が熊野三山検校と新熊野検校に補任されているのは、その結果とみてよかろう。なお、ここに登場する「関東御口入」とは、正応四年（一二九一）の禅空失脚に伴うものであった可能性がある。平頼綱の側近であった禅律僧の禅空は、朝廷の訴訟や人事に盛んに介入していたが、正応四年五月、幕府は突然、禅空が関与した裁許はすべて無効とし、それらを本主に返すよう朝廷に通告した。そのため京都は大混乱となり、青蓮院門跡においてもその余波は永仁年間にまで及んでいる。[181] その点からしても、行昭の問題もまた禅空事件に関わるものであった可能性が高い。なお、この時期、道瑜は鶴岡別当ではなかったものの、すでに将軍久明や執権貞時の護持祈禱に従事していた。東密の道朝僧正が教令院門跡の相続を道瑜と相談していることからすれば、[182] 行昭の鎌倉下向も甥の道瑜との連携によるものとも考えられる。

一方、『寺徳集』によれば、乗伊・静伊の二人が鎌倉に派遣されたことが分かる。文保（一三一七～一九）の頃、円珍が最澄の正統で

あることを示す根拠として、園城寺に収蔵されていた最澄・義真・円仁らの戒牒正文を将軍守邦に進覧した。その時、使節の任にあたったのが、乗伊・静伊であったという。[183] 折しも文保三年四月には顕弁の園城寺別当就任にあわせて、園城寺若衆らが戒壇設立へと向かい、大混乱となっている。園城寺において延暦寺への対抗姿勢が強まっていた時期であり、そうした気運のなかで乗伊・静伊が幕府に派遣されたのであろう。このうち乗伊僧正（一二七四～一三三八）は聖勝法印（東密）の子であり、右衛門督二条定季の孫、または曾孫にあたる。大納言鷹司伊頼の猶子となった。公名は大納言。聖護院覚助のもとに入室し、幸尊から天台をまなび、永仁五年（一二九七）に実円より伝法灌頂をうけている。顕密兼修の僧侶であり、三講の講師・證義を歴任して、順助法親王の園城寺長吏在任中（一二九九～一三〇八）に園城寺大学頭に補された。正中二年（一三二五）八月より後醍醐天皇の五壇法を盛んに勤修し、尊星王法や不動秘法を後醍醐に教授したという。嘉暦三年（一三二八）に園城寺別当に任じられたが、元弘の乱では一転して六波羅探題で後醍醐を調伏する五壇法を修している。鎌倉幕府が崩壊すると再び後醍醐のために五壇法を修するようになったが、暦応元年（一三三八）九月には北朝の光明天皇の護持僧に補されている。[184]

一方、静伊権僧正（?～一三五四）は園城寺僧尊道の子であり、中納言藤原伊平の孫にあたる。叔父の大納言鷹司伊頼の猶子となったので、乗伊とは従兄弟、もしくは義兄弟の関係となる。公名は大納言。顕密兼修であり、天台二会講師を経て徳治二年（一三〇七）に権律師となった。密教では道昭の伴僧として扈従し、文保二年（一三一八）二月には円伊とともに法印権大僧都に昇叙されている。元応元年（一三一九）十二月に道昭が園城寺長吏になると、園城寺大学頭に補任された。翌年三月、観昭僧正から伝法灌頂をうけ、その後は観昭・増基・乗伊の色衆に参じた。鎌倉末には園城寺別当に補されている。[185]

このほか、すでに「拙稿B」「拙稿C」でとりあげたため、触れなかった僧も多い。そのうち、北条氏出身の寺門僧としては、園城寺長吏で鶴岡八幡宮別当であった顕弁大僧正（一二六九～一三三一）、園城寺長吏で頼朝法華堂別当であった房朝大僧正、将軍護持僧であり永福寺・園城寺の別当でもあった公朝正僧正（一二三七～九六）、奥州平泉惣別当であり永福寺別当でもあった盛朝法印権大僧都（?～一二九二）は特に重要である。また、奥州平泉惣別当であり長福寺別当でもあった実助法印権大僧都（一二七七～?）、同じく平泉惣別当の春助僧都（一三〇三～一三二八）・定助阿闍梨（?～一三二九）・朝宗阿闍梨のほか、将軍守邦の祈禱結番衆であった公恵法印権大僧都（一二七六～一三二六）・泰瑜法印権大僧都（一二七九～?）・顕瑜法印権大僧都（一二八六～?）・貞昭権少僧都（一二九八～?）

もいた。このほかにも、北条貞時の子で鶴岡八幡宮供僧であった覚久僧都（一二八四～?）や、円朝法印（一二七二～?）・弁基権大僧都（一二九九～?）・道顕律師・頼任律師・顕恵・宣瑜・時朝・乗清・実位がいた。[186] 第四期には北条氏からも、かなり多くの寺門僧が輩出されたことがわかる。

また、将軍守邦の祈禱結番衆であった僧侶には、鶴岡別当道珍の腹心であった昭弁法印権大僧都（一二六二～一三三五）、園城寺別当で鶴岡八幡宮別当代ともなった覚伊正僧正（?～一三三六）、下総国葛飾八幡宮別当で鶴岡供僧でもあった智円法印（一二八五～一三六六）のほか、時弁権大僧都（一二八六～?）・房忠権大僧都（?～一三三三）がいる（「拙稿C」）。

おわりに

以上、鎌倉時代を四期に分けて、鎌倉寺門派の僧侶たちの事蹟を検討した。中世園城寺の史料が乏しいだけに、その解明は必ずしも十分とはいえないが、それでも相当多くのことが分かったはずである。まず、時期的な特徴を確認しておくと、第一期では幕府僧の関係史料の偏在が著しい。この源氏将軍時代は寺門優位の時代であり、他門にくらべ多くの寺門僧が活動していたが、しかし個々の幕府僧についてみると、彼らの関係史料はほぼ鎌倉に限られている。鶴岡八幡宮別当円暁・尊暁・定暁はもとより、永福寺別当経玄・慶幸・遍曜についても、京都時代の事蹟はほとんど解明できない。第二期以降の主要な幕府僧が、京都と鎌倉の双方の史料に登場してくるのに比べると、これは源氏将軍時代の顕著な特徴である。この史料的な偏りは、第一期における幕府僧の質的な低さの問題とも関わっているだろう。

第二期の九条頼経の時代では、密教祈禱の充実ぶりを確認することができた。道禅・円意や道慶・猷尊・猷聖・縁快など、彼らが中心となって五壇法をはじめとする密教修法を活発に行っている。また顕教においても、頼兼・審範のような三講の名僧が活躍しており、顕教・密教の両面において人材の充実が図られたことがわかる。この時期、鎌倉諸堂の供僧・別当の師資相承を否定した追加法が発布されているが、それはこうした人的整備と密接に関わっている（「拙稿D」）。京都から招請した名僧・高僧を鎌倉に居つかせるためには、源氏将軍時代の僧侶の師資相承を否定して、人材の入れ替えを図る必要があったのである。実際にはその後においても、よほどのことがない限り、別当・供僧の師資相承が認められている。

第三期の時頼・時宗の時代は「隆弁の時代」といってよいほど、鎌倉仏教界で寺門派が君臨した時代である。権門寺院政策でも、幕府は露骨なまでに園城寺贔屓政策をとっている。しかし鎌倉仏教界を子細にみれば、隆弁が突出しているものの、必ずしも寺門全体の充実が図られたとは言いがたい。鎌倉の顕密仏教界の縮減が図られたこともあり、五壇法はみえなくなるし、寺門も含め密教修法は低調である。モンゴル襲来のあった文永十一年（一二七四）と弘安四年（一二八一）に隆弁が中壇となって五壇護摩を行っているが、[187]これとて五壇法ではない。顕教の方では幸尊・円智をはじめ碩学が活躍しているが、密教については寺門においても低迷期であった。

第四期の貞時・高時の時代は、鎌倉の顕密仏教が爆発的に発展した時期である。鎌倉の僧正の数が一期が一名、二期が一二名、三期が九名であったのに対し、この第四期では五六名へと急増している。同じ傾向は寺門においても確認できる。寺門の僧正は一期が〇名、二期が三名、三期が三名であったのに対し、この第四期では一四名へと激増した。しかもそれは単に量的な拡大にとどまるのではなく、増基が尊星王法など寺門大法を勤修したように、質の面においても鎌倉寺門派は京都に匹敵する水準に達している。鎌倉時代の最末期に、鎌倉寺門派は最盛期を迎えるのである。鎌倉幕府の崩壊によって、鎌倉仏教界は壊滅的な打撃をうける。しかし増基・房仙の例に象徴されるように、鎌倉寺門派の隆盛は歴史的遺産として室町幕府に継承された。鎌倉における顕密仏教の展開を確認しておくことは、室町幕府と顕密仏教との関係を考える上でも、不可欠の前提をなしているのである。

最後に伝法灌頂に関わって、一点指摘しておきたい。鎌倉寺門派は最後にいたるまで、伝法灌頂を鎌倉で実施できていない。[188]東密の場合は、仁治三年（一二四二）五月に醍醐寺実賢が鎌倉の大門寺灌頂堂で伝法灌頂を行って以降、数多くの伝法灌頂が鎌倉で実施されている。それに対し、寺門の場合は鎌倉末にいたるまで伝法灌頂が関東で行われることはなく、伝法灌頂の受者は必ず上洛した。中には増基や顕弁の例のように、阿闍梨と受者の双方が一緒に上洛していることすらある。その意味では、寺門派は園城寺への求心性が高く、鎌倉寺門派の園城寺に対する自立度はさほど高くなかったと言えるだろう。ただしこれを鎌倉寺門派の特徴と捉えるべきか、それともむしろ東密の特殊性として理解すべきかは判断がむずかしい。東密の場合は仁和寺・東寺・東大寺・醍醐寺・勧修寺のように、もともとの宗のあり方が多元的である。そのため、鎌倉の東密もさほどの抵抗もなく、関東で伝法灌頂を実施できたとも考えられる。残念ながら伝法灌頂に関する鎌倉山門派の史料が乏しいため、その結論は容易に出せないが、いずれにせよ、鎌倉寺門派の園城寺に対する自立度が高くなかったことは、事実として確言してよいであろう。

注

（1）佐々木馨『中世国家の宗教構造』（吉川弘文館、一九八八年）、同『中世仏教と鎌倉幕府』（吉川弘文館、一九九七年）、同『執権時頼と廻国伝説』（吉川弘文館、一九九七年）、同「顕密仏教と王権」（『岩波講座　天皇と王権を考える』四、岩波書店、二〇〇二年）

（2）このほか関連する拙論に次のものがある。拙稿「鎌倉幕府の宗教政策について」（平成六年度科学研究費補助金（一般A）成果報告書『日本古代の葬制と社会関係の基礎的研究』一九九五年、のちに『日本史学年次別論文集　中世2』学術文献刊行会に再録）、同「定豪と鎌倉幕府」（『古代中世の社会と国家』清文堂、一九九八年）、同「鎌倉幕府と延暦寺」（『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館、二〇〇二年）、同「青蓮院の門跡相論と鎌倉幕府」（『延暦寺と中世社会』法蔵館、二〇〇四年）。また本稿と密接に関連する先行研究としては、永井晋『金沢北条氏の研究』（八木書店、二〇〇六年）、北条氏研究会編『北条氏系譜人名辞典』（新人物往来社、二〇〇一年）がある。参照されたい。

（3）本稿で特に頻用する史料の出典、および表記について述べておく。『鶴岡八幡宮寺諸職次第』は鶴岡叢書四（鶴岡八幡宮社務所、一九九一年）を使用、『鶴岡社務記録』も鶴岡叢書二（鶴岡八幡宮社務所、一九七八年）を使用し、それぞれその頁数を記した。『三井続燈記』は『大日本仏教全書』一一一を使用、『寺門伝記補録』も『大日本仏教全書』一二七を使用し、それぞれその頁数を記す。神道大系『神社編二〇　鶴岡』（神道大系編纂会、一九七九年）は神道大系『鶴岡』と略記し、平岡定海編『東大寺宗性上人之研究並史料』（日本学術振興会、一九六〇年）も『宗性上人史料』と略記する。『門葉記』は『大正新脩大蔵経』図像部一一・一二を使用し、巻数と『大正新脩大蔵経』本の頁数を示した。実相院文書は大阪大学文学研究科日本史研究室架蔵のマイクロフィルムを利用した。「園城寺伝法血脈」は東京大学史料編纂所写真版を使用し伝法阿闍梨の代数を表記した。『親玄僧正日記』はダイゴの会が『内乱史研究』一四・一五・一六号（一九九三～九五年）に翻刻したものを使用し、一部、東京大学史料編纂所写真版で補訂した。

（4）『吾妻鏡』養和元年五月八日条

（5）横内裕人「高山寺旧蔵『究竟僧綱任』」（同『日本中世の仏教と東アジア』塙書房、二〇〇八年）

（6）『玉葉』建久二年九月二十三日条、同年三月二十一日条、『大日本史料』四―四―三九七頁、「園城寺伝法血脈」五三行暁

（7）『鶴岡八幡宮寺諸職次第』九頁・五七頁・六二頁・一〇九頁

（8）『大日本史料』四―五―一九四頁

（9）『吾妻鏡』文治元年十二月十一日条、文治五年七月七日条、建久三年七月三日条、同年八月九日条、建久五年十一月十三日条

（10）『鶴岡社務記録』二頁

（11）『吾妻鏡』正治元年七月六日条。なお『吾妻鏡』文治元年正月一日条によれば、この日に頼朝が鶴岡八幡宮に参詣し、「別当法眼尊暁」を導師として法華経供養を行ったとする。しかし「別当法眼尊暁」なる人物は存在しない。この時の鶴岡八幡宮別当は円暁法眼であって尊暁ではない。しかも、尊暁の官位は阿闍梨で終始しており、法眼に叙されることはなかった。この点からすれば、「別当法眼尊暁」は「別当法眼円暁」の誤記と見るべきであろう。

（12）『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（神道大系『鶴岡』一四四頁）、「園城寺伝法血脈」五三行暁、『吾妻鏡』建仁元年正月十五日条、元久元年正月十八日条、元久二年十二月二日条

（13）当時、仁和寺に行宴法眼（一一三一～一二〇〇）なる人物がいる。『仁和寺候人系図』（『続群書類従』七下―四四四頁）によれば、その家系は威儀師行兼―惣在庁行俊―仁和寺菩提院行宴と続いており、行宴一族は威儀師・惣在庁をつとめるなど僧綱所と関わりが深いようである。行宴は仁和寺菩提院に住し、仁安二年五月の僧事で阿闍梨となり、承安二年十一月に有真権大僧都より伝法灌頂をうけた。さらに文治三年十月には守覚法親王からも重受し、東寺凡僧別当などをつとめている。また灌頂の弟子には、禅覚・理深・快苑・聖範がいた（『兵範記』仁安二年五月二十六日条、『血脈類集記』〈『真言宗全書』三九巻一三九頁・一五〇頁・一五九頁〉、『大日本史料』四―一―六二一頁等）。問題はこの人物が、定暁の父の「行宴寺主」と同一人物かどうかである。行宴法眼は伝法灌頂をうけた年齢が高いなど考慮すべき点もあるが、定暁の父が「寺主」つまり寺官であるのに対し、行宴法眼は寺僧であるため、ここでは一応別人と考えておく。

（14）『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（神道大系『鶴岡』一四五頁）、「園城寺伝法血脈」五八公胤、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』三五頁・一九七頁、『吾妻鏡』建暦元年九月十五日条・二十二日条、建保四年八月十九日条

（15）『尊卑分脈』（三―二九七頁）は公暁の母を「母同一万」とし比企能員女とする。しかし比企氏の乱で一幡が殺害されているのに対し、公暁は殺されることなく生き延びている。また、『吾妻鏡』承久元年正月二十七日条では、公暁を「是金吾将軍〈頼家〉御息、母賀茂六郎重長女〈為朝孫女也〉」としている。『尊卑分脈』（三―七一頁）によれば、実際、賀茂重長女に「若宮別当、禅暁母」が確認でき、その兄の賀茂重季の母は「源為朝女」であったという。公暁の弟の禅暁は頼家と昌実法橋女との間の子とも言われ、また禅暁は鶴岡別当になっていない。『尊卑分脈』のこ

この記事は公暁と禅暁を混同している。いずれにしても『吾妻鏡』にしたがい、公暁の母を賀茂六郎重長女とするのが適当であろう。ただし『吾妻鏡』は鶴岡別当定暁と、源頼朝の子である貞暁をしばしば混同しているので注意が必要である。

(16)『吾妻鏡』建保七年正月三十日条

(17)『鶴岡社務記録』五頁、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』(神道大系『鶴岡』一四五頁)、「園城寺伝法血脈」五八公胤、『吾妻鏡』元久二年十二月二日条、建永元年十月二十日条、建暦元年九月十五日条・二十二日条、建保五年六月二十日条、同年十月十一日条、建保六年十二月五日条、承久元年正月二十七日条

(18)『尊卑分脈』三―五三二頁、『寺門伝記補録』一三七頁・一四五頁・三三九頁、『僧綱補任』(『大日本仏教全書』一一一―八七頁)、『寺門高僧記』(『続群書類従』第二八上―七五頁)、『兵範記』保元二年七月八日条、仁安三年二月二十日条、同年四月二十六日条、同年七月十二日条、『玉葉』承安四年八月九日条、『山槐記』治承二年十月二十七日条、治承三年十月三十日条、治承四年八月十八日条、『明月記』治承四年六月二十一日条、『吉記』養和元年十一月六日条、『吾妻鏡』元暦元年五月十二日条、「五壇法記」(東寺文書丙号外二二)など。

(19)『尊卑分脈』三―五五〇頁、『大日本史料』四―一―一〇三六頁、四―三―六五頁、四―四―四三六頁、「園城寺伝法血脈」四一勝運・四七公顕、「五壇法記」(東寺文書丙号外二二)、『玉葉』承安二年三月十九日条・二十二日条、安元二年八月八日条、治承元年六月五日条、同年七月五日条、『吾妻鏡』文治四年二月四日条、『三井続燈記』二四〇頁など。

(20)たとえば慈円が初めて天台座主に就任した時の例であるが、『玉葉』建久三年十一月二十八日条に「先日遣関東返札到来、天台座主事也、状云、如此事、下知子細、只左右可在御定云々」とある。関白九条兼実が座主人事の了解を源頼朝に求め、頼朝がそれを了承している。

(21)文治元年九月十日条、同年十月二十日条・二十四日条、文治四年二月四日条、建久元年三月二十日条、建久三年十一月二十五日条、同年十二月二日条

(22)『明月記』治承四年六月二十一日条、『山槐記』治承四年八月十八日条

(23)『尊卑分脈』三―四七四頁、「園城寺伝法血脈」三六良修・四三公舜・四八真円、『兵範記』嘉応元年六月二十九日条、同年十二月十五日条、『山槐記』治承四年五月十七日条、『吾妻鏡』建久四年十一月八日条・十五日条・二十七日条・二十八日条、『大日本史料』四―三―七五三頁、四―五―一一〇頁、四―六―五五五頁、四―八―一二八頁、『三井続燈記』二四〇頁、『門葉記』巻一七二―五七八頁、「五壇法記」(東寺文書丙号外

二二）など。

（24）『尊卑分脈』三―五二四頁、「園城寺伝法血脈」四七公顕・五八公胤、『門葉記』巻三九―三五八頁、『山槐記』治承二年五月二十日条、『大日本史料』四―四―五七頁、四―八―一四八頁・九三一頁、四―九―七四二頁、四―一〇―六七七頁・七六三頁、四―一二―四四九頁、四―一四―一〇三頁など。

（25）『吾妻鏡』建久元年六月十日条、承元三年九月二十九日条、同年十月十日条・十三日条・十五日条・十七日条、承元四年二月二十一日条、同年三月十三日条、建保二年四月二十五日条、同年五月七日条、建保四年閏六月二十九日条

（26）『吾妻鏡』建保元年九月十八日条、「永福寺別当次第」（実相院文書二六箱一二六号）

（27）「園城寺伝法血脈」五四実慶、『三長記』建永元年五月二十九日条、『吾妻鏡』承久元年三月一日条、承久二年正月十六日条、『尊卑分脈』二―四八五頁、『大日本史料』四―七―六四頁

（28）『吾妻鏡』建保六年十二月二日条、承久元年三月一日条、『鶴岡社務記録』四頁、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（神道大系『鶴岡』一四五頁）、「永福寺別当次第」（実相院文書二六箱一二六号）。なお『吾妻鏡』は政子御願の薬師三尊供養を建暦元年十一月十六日とするが、ここでは『鶴岡社務記録』などに従い建暦二年十二月とした。ただし『鶴岡社務記録』などはその時の遍曜を永福寺別当としており、『吾妻鏡』の補任記事と齟齬がある。この点は今後の検討課題である。

（29）『尊卑分脈』四―六八頁、「園城寺伝法血脈」五三行暁、『吾妻鏡』文治二年七月十一日条、文治三年正月八日条、建久三年四月二日条、同年八月九日条、建久四年三月十三日条、建久五年正月七日条、同年八月三日条、同年閏八月八日条、同年十月二十五日条、建久六年八月九日条、同年十月七日条、正治元年三月二日条、正治二年正月八日条、建仁元年十一月十三日条、建保元年正月一日条、建保二年五月七日条、同年八月十八日条、寛喜二年四月十七日条、弘長二年八月日「園城寺解案」（『鎌倉遺文』八八六九号）

（30）『鶴岡八幡宮寺諸職次第』九六頁・一一四頁・一三四頁・一五三頁・一六八頁・二四一頁、『大日本史料』四―四―七一七頁、『八幡宮御殿司職次第』（『群書類従』四―四九三頁）、『吾妻鏡』承久元年正月二十七日条・三十日条、安貞二年三月九日「関東御教書」（『鎌倉遺文』三七二八号）、『香蔵院珍祐記録』（神道大系『鶴岡』一九八頁）

（31）『鶴岡八幡宮寺諸職次第』二六頁・一六八頁・一九〇頁、『吾妻鏡』建久二年二月十五日条・二十一日条、同年八月十五日条、建久三年三月

二十六日条、同年四月二日条、建仁三年二月五日条、同年八月二十九日条、同年十二月一日条、元久元年正月五日条、同年八月二十九日条、承久三年五月二十六日条、嘉禄元年正月十四日条、寛喜三年五月十七日条、『香蔵院珍祐記録』（神道大系『鶴岡』一九八頁）、『大日本史料』五―三―二三二頁

(32)『吾妻鏡』承元二年十二月十七日条、『鶴岡社務記録』四頁、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（神道大系『鶴岡』一四五頁）

(33)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』一〇六頁・二五一頁

(34)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』二六頁

(35)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』三五頁・一六一頁・一九七頁、『吾妻鏡』元久元年二月十三日条、承元四年十二月十五日条

(36)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』八頁・一七七頁、『尊卑分脈』一―四七頁

(37)「園城寺伝法血脈」五八公胤、『五壇法日記』（『続群書類従』二六上―八一頁）

(38)『百錬抄』仁治三年五月十四日条

(39)「園城寺伝法血脈」四八真円・五九禅覚、『尊卑分脈』一―二〇六頁、『宗性上人史料』上―四八頁、『吾妻鏡』承久二年正月二十一日条、貞応二年八月二十七日条、同年九月十日条、貞応三年七月二十四日条、『明月記』嘉禄元年正月二十二日条

(40)「園城寺伝法血脈」四八真円・六九道禅、『三井続燈記』一六四頁、『尊卑分脈』四―一二二頁、『大日本史料』五―二―五七一頁、五―一七―三六五頁、『吾妻鏡』承久三年五月二十七日条、貞応二年九月十日条、元仁元年十月十六日条、安貞元年九月九日条、寛喜元年三月一日条、仁治元年正月八日条・二十日条、寛元二年正月八日条

(41)『吾妻鏡』安貞元年四月二十九日条、同年十一月二十四日条、同年十二月十三日条、嘉禎元年十二月十一日条、寛元元年十二月二十五日条、「五壇法記」（東寺文書丙号外二二）、『大日本史料』五―一九―三五頁

(42)『吾妻鏡』元仁元年七月四日条、嘉禄元年六月八日条、同年十月二十二日条、安貞元年二月十五日条、仁治元年五月九日条、寛元元年六月十五日条

(43)「園城寺伝法血脈」六九道禅、『三井続燈記』一六四頁、『吾妻鏡』建長二年七月十五日条、建長五年五月二十三日条、建長六年六月十五日条

(44) ただし『吾妻鏡』の官位記載が完全に不正確かといえば、そうでもない。正確に表記されている部分と、不正確なものとが混在しているところに、

この問題の難しさがある。

(45)『吾妻鏡』建暦元年九月十五日条・二十二日条

(46)『民経記』貞永元年七月二十七日条、『宗性上人史料』上―七八頁・二一九頁・二二三頁・二二九頁、『大日本史料』五―八―九四三頁、『天台二会講師次第』（『京都府立総合資料館紀要』一八号、一九九〇年）。円意の師の慶範が天台二会の講師をつとめた顕密の碩学であることからすれば、ここに登場する円親が円意であった可能性もゼロではない。しかし、京都の円親は貞永元年に「大納言阿闍梨」と記載されているが、その前後の時期に『吾妻鏡』では「宰相律師」とみえる。二人の公名が宰相と大納言で相当な開きがある上、官位が齟齬することもあり、二人を別人と判断した。

(47)『尊卑分脈』一―三二一頁、「園城寺伝法血脈」五六恒恵・七三円意、『大日本史料』四―一三―五六頁。『諸門跡譜』（『群書類従』五―一五六頁）によれば、公暁が如意寺を相承していたとある。如意寺を介した公暁との関係が、円意の鎌倉下向の要因であった可能性も残る。なお、永井晋注（2）前掲書所収の論文「鶴岡社務隆弁と鎌倉の体制仏教」も円意を大きく取りあげているが、円親との関係には触れていない。

(48)慶範については、とりあえず『三井続燈記』一一〇頁の伝記を参照されたい。

(49)『吾妻鏡』暦仁元年正月二十八日条、「園城寺伝法血脈」六〇覚朝

(50)「天台宗常住院歴代校本」（実相院文書二六箱一三一号）、『吾妻鏡』寛元二年六月十三日条

(51)『尊卑分脈』一―八七頁、「園城寺伝法血脈」六五猷円・七二公縁・八三道慶、『本山修験伝記』（『日本大蔵経　修験道章疏三』三四七頁）、『明月記』嘉禄元年三月二十五日条、『大日本史料』五―六―一八七頁、五―七―九四四頁、五―八―二九〇頁、五―九―一〇五頁、五―一一―二五三頁、『門葉記』巻五三―四九六頁

(52)『大日本史料』五―一一―九五〇頁、「拙稿C」掲載の表1「鎌倉で宗教活動をした権僧正（法親王も含む）以上の僧侶」を参照。

(53)『吾妻鏡』仁治二年正月八日条・十一日条、寛元元年十一月二日条、同年十二月十日条、寛元二年正月八日条、同年六月三日条、寛元三年二月二十五日条、同年十月九日条、寛元四年七月十一日条、「五壇法記」（東寺文書丙号外二二）、『五壇法日記』（『続群書類従』二六上―八八頁）、「永福寺別当次第」（実相院文書二六箱一二六号）、『岡屋関白記』寛元四年六月十六日条。なお『吾妻鏡』寛元三年五月二十三日条の「大僧正御房〈良恵〉御壇所」の「良恵」が道慶の誤記であることについては、「拙稿D」掲載の注（1）を参照されたい。

(54)『大日本史料』五―一九―一八五頁、五―二〇―一一〇頁・一八〇頁・二八五頁、五―二一―三四頁、年欠正月八日「覚能書状案」(『鎌倉遺文』補一四二五号)、『三井続燈記』一五三頁、『寺門伝記補録』三四六頁、『沙石集』(日本古典文学大系本二四七頁)

(55)「園城寺伝法血脈」六一慶範・七一静忠・七四猷尊、『三井続燈記』一六四頁・二四四頁、『寺門伝記補録』三八〇頁、『尊卑分脈』三―五五〇頁、『民経記』安貞二年十月二十六日条、『吾妻鏡』寛元二年六月八日条、『平戸記』寛元二年八月二十五日条、「五壇法記」(東寺文書丙号外二二)

(56)『吾妻鏡』寛元四年七月十一日条

(57)「園城寺伝法血脈」五八公胤・六八円浄・七二公縁、『三井続燈記』二〇七頁、『大日本史料』五―九―一六頁・四七五頁、五―一五―五四九頁、五―一七―三〇一頁・三五九頁、五―一八―一五頁、五―二〇―一六五頁、『吾妻鏡』寛元二年正月八日条、寛元二年五月二十九日条、寛元三年十月九日条、『宗性上人史料』上―六七頁・七一頁・七二頁・二〇四頁・二〇八頁・二一七頁・三〇四頁

(58)『吾妻鏡』寛喜三年四月十一日条、貞永元年閏九月十日条、寛元二年五月二十九日条、『尊卑分脈』一―二一三頁

(59)『三井続燈記』一一四頁、『寺門伝記補録』三七九頁、「園城寺伝法血脈」六〇覚朝、『尊卑分脈』三―四八九頁、『大日本史料』四―九―二七頁・六七〇頁、四―一〇―一〇八頁・七九八頁、五―二―二八八頁、五―九―四七五頁、五―一〇―三八〇頁、五―一一―四七頁・八六五頁、『宗性上人史料』上―五九頁・六〇頁・七七頁・一一九頁・一九二頁～一九五頁・一九八頁・二〇二頁・二一〇頁・二一一頁・二一三頁・二一六頁・二二九頁、「天台二会講師次第」(『京都府立総合資料館紀要』一八号)、『吾妻鏡』寛喜三年五月十七日条、貞永元年十二月十八日条、嘉禎元年二月十五日条、延応元年八月十日条、仁治元年六月一日条、寛元二年五月二十九日条、同年六月三日条、寛元三年六月三日条・十日条

(60)『宗性上人史料』上―二五二頁、「園城寺伝法血脈」七八頼兼

(61)『三井続燈記』一六五頁、『吾妻鏡』建長六年六月三日条・二十三日条、正嘉元年八月二十一日条・二十八日条、同年十月一日条、『民経記』正元元年十一月二日条。なお『聖一国師年譜』(『大日本仏教全書』九五―一三一頁)によれば、円爾は嘉禄二年に鶴岡八幡宮の八講に参じて、講会の中心人物で「三井大鏡」と謳われた「頼憲僧正」を論破したという。類似した話は『三井続燈記』一一六頁にもみえ、鶴岡八幡宮の八講で円爾が「證義」となり「頼兼」「静明」たちを服させたという。ただし嘉禄二年段階の頼兼はまだ権律師であり、頼兼が鎌倉に下向していない時期であるので、これをそのまま信じることはできない。また、後者の話は「頼兼」と幸尊とを混同していると思われる。ちなみに、建長二年の法勝寺八講で頼兼が證義をつとめた際、「此證義者、自少僧都之時、下向遠国、已及二十余年公請中絶」とある(『宗性上人史料』上―二五三頁)。

（62）『鶴岡八幡宮寺諸職次第』四四頁によれば、良喜は寛喜三年十月七日に臨終正念で往生したという。ただし『吾妻鏡』ではその翌年三月に良喜が鶴岡法華経供養の導師を勤めた記事が見えるので（貞永元年三月三日条）、記事に混乱がある。しかし、これが良喜の活動を確認することのできる最後の記事であるので、良喜の死没をうけて、審範を招請したと考えてよいだろう。

（63）『鶴岡八幡宮寺諸職次第』三二頁・一二九頁・一九三頁、「園城寺伝法血脈」七二公縁、『宗性上人史料』上―七六頁・八〇頁・八一頁・二一〇頁・二一三頁・二一七頁・四四五頁、『吾妻鏡』嘉禎元年二月十五日条、寛元二年五月二十九日条、寛元三年二月二十五日条、建長六年六月三日条・二十三日条、弘長元年二月二十日条、同年九月三日条・四日条、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（神道大系『鶴岡』一四七頁）、『鶴岡社務記録』八頁、『大日本史料』五―二―八六七頁、五―一七―三六五頁、『天台二会講師次第』（『京都府立総合資料館紀要』一八号）。なお、『明月記』文暦元年八月二十六日条は、竹御所の籠僧として「弁已講信範〈寺〉」を挙げている。公名の弁、官位の已講が一致するため、これは審範の音通表記と考えてよい。

（64）『鶴岡八幡宮寺諸職次第』一〇三頁・一二二頁・一五一頁・二四八頁、「園城寺伝法血脈」六五猷円・八五隆弁および無番号の慈暁の項、『鶴岡社務記録』八頁、『吾妻鏡』正嘉二年六月四日条、弘長元年二月二十日条、文永二年三月十一日条、『明月記』安貞元年十月二十九日条、『三井続燈記』二四七頁

（65）『吾妻鏡』正嘉元年十月一日条、正嘉二年六月四日条、「園城寺伝法血脈」六〇覚朝・六一慶範、寛元五年正月十三日「西阿弥陀仏願文」（『鎌倉遺文』六七九一号）

（66）『吾妻鏡』建長六年六月三日条・十五日条・二十三日条、『尊卑分脈』二―一〇五頁、『三井続燈記』一一四頁・一一六頁・一五五頁、『吉続記』弘安二年四月十六日条など。

（67）「仁部記」弘安二年五月二日条～五月二十七日条（宮内庁書陵部蔵）

（68）『三井続燈記』一五五頁・一五八頁・二〇八頁、年月日欠「成勢書状」（『鎌倉遺文』一二五四二号）、弘安二年正月日「承雅阿闍梨款状」（『同』一三三六八号）、『系図纂要』六―三七頁、「園城寺伝法血脈」八三道慶、『宗性上人史料』上―二七六頁・二八四頁・二八七頁・二八九頁、下―四六頁、『民経記』文永四年十二月三十日条、『吉続記』文永八年九月二十一日条、『勘仲記』建治二年七月十五日条、弘安六年二月十五日条、弘安十年十月七日条、弘安十一年十月七日条、正応二年十月七日条、永仁二年三月九日条、『宸筆八講記』（『群書類従』二四―九一頁）、『公衡公記』

弘安十一年正月二十六日条、同年二月十三日条、『実躬卿記』正応四年二月十七日条、正応五年二月二十二日条、正安四年二月十三日条・十八日条、乾元二年八月六日条、嘉元二年三月二日条、嘉元三年二月十八日条、徳治二年八月六日条、『正安元年新院両社御幸記』（『続群書類従』四下―一四三頁）

(69) 寛元三年四月、園城寺円浄が禁中で行った尊星王法の伴僧に房源の名がみえるのが、唯一の密教系の活動である（『三井続燈記』二四五頁）。

(70) 『三井続燈記』一二〇頁・二〇七頁・二三一頁・二四四～二四六頁、『吾妻鏡』建長六年六月三日条・二十三日条、正嘉元年十月一日条、弘長元年二月二十日条、弘長三年八月二十五日条、『尊卑分脈』二―二五頁、「永福寺別当次第」（実相院文書二六箱一二六号）、『鶴岡社務記録』一〇～一三頁、『天台二会講師次第』（『京都府立総合資料館紀要』一八号）、『宗性上人史料』上―八八頁・二二三頁・二二九頁・二三一頁・二三八頁・二四三頁・二五四頁・二五六頁・三二〇頁・三二五頁・三三三頁・三三五頁・五二五頁、『同』中―五七頁・六六頁・七一頁・一六八頁・一七二頁・一八五頁・二〇四頁・二三九頁・二五二頁・三〇八頁・三一六頁・三四五頁・三五三頁・三七四頁・三九八頁・四〇一頁・四四〇頁・四八二頁・四九五頁、『大日本史料』五―一三―四一〇頁、五―一四―四七〇頁、五―一六―一二五頁、五―二六―三一四頁、『経俊卿記』建長五年十二月二十二日条。なお『吾妻鏡人名索引』『吾妻鏡人名総覧』は、寛元二年五月二十九日条および寛元三年二月十九日条にみえる「宮内卿法印」を房源とする。しかし寛元二年・寛元三年段階の房源の官位は已講・大法師であって、少なくとも建長六年までは法印に叙されていないので、これが房源とは考えにくい。ここに登場する「宮内卿法印」は山門の承快である（「拙稿A」）。『阿娑縛抄五壇法』によれば、承快は仁治三年十一月二十九日に行われた九条頼経五壇法に「承快法印〈宮内卿〉」と登場するし、寛元三年五月十五日の頼経五壇法でも「法印承快〈宮内卿〉」とみえている（『大日本仏教全書』三九―一七〇四頁）。

(71) 『鶴岡八幡宮寺諸職次第』二六頁

(72) 『鶴岡八幡宮寺諸職次第』二六頁・一二三頁・一二九頁・一六八頁・一九〇頁、『当社執行次第』（『群書類従』四―四九六頁）、「園城寺伝法血脈」八五隆弁、『吾妻鏡』文永二年五月五日条、『民経記』文永四年十二月三十日条、『弘安四年鶴岡八幡遷宮記』（神道大系『鶴岡』六三頁）、『親玄僧正日記』正応六年二月二十七日条、同年九月三十日条、「鎌倉証菩提寺年中行事」（『日本庶民生活史料集成』二三―五八一頁、三一書房）

(73) 「園城寺伝法血脈」七二公縁、『尊卑分脈』二―六七頁

(74) 『大日本史料』五―五―七八頁・九二頁、五―二三―四二頁、『阿娑縛抄』（『大日本仏教全書』三七―一一六頁）、『校訂増補天台座主記』二三八

頁

(75)「園城寺伝法血脈」七二公縁・八四清尊

(76)『吾妻鏡』建長三年五月十五日条、建長五年正月二十八日条、建長六年十月六日条、康元元年十月十三日条、正嘉元年十月一日条、弘長元年二月二十日条、『三井続燈記』隆弁の項（一一八頁）、『鎌倉年代記裏書』（続史料大成）文永元年四月二十九日条、『鶴岡社務記録』一〇頁・一一頁

(77)『吾妻鏡』弘長元年二月二十日条の鶴岡八幡大仁王会の記事によれば、①請僧一〇〇口のほとんどは「勝長寿院・永福寺・大慈寺・鶴岡等四ケ所供僧」を請定したと記しているうえ、②請ぜられた僧侶への注記記載は「新阿弥陀堂」「永福寺」「大慈寺釈迦堂」「勝長寿院」「鶴岡」とあり、大慈寺についてのみ堂の記載がある点からすれば、「新阿弥陀堂」も大慈寺の新阿弥陀堂と解してよいだろう。なお、正嘉元年の大慈寺供養の際に、新阿弥陀堂も修造されている。

(78)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』九頁・一六八頁・一七八頁、『八幡宮御殿司職次第』（『群書類従』四―四九三頁）、『尊卑分脈』三―四九八頁

(79)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』九頁・一一三頁・一七八頁、『当社執行職次第』（『群書類従』四―四九六頁）、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（神道大系『鶴岡』一四九頁）。同時代に多数の円誉が活動しているためその弁別に迷うが、『吾妻鏡』弘長元年二月二十日条に登場する永福寺供僧の円誉は、この時に権少僧都であるので、鶴岡供僧の円誉と官位があわない。別人である。また、寺門の内大臣法印円誉（一二七〇～?）も年齢があわず別人である（「園城寺伝法血脈」九七円題）。

(80)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』八〇頁・二三二頁・二八三頁、「園城寺伝法血脈」八五隆弁、『吾妻鏡』文永二年五月五日条、「天台二会講師次第」（『京都府立総合資料館紀要』一八号）、『宗性上人史料』上―九二頁・一〇三頁・二四九頁・二五一頁・二五六頁・二六一頁・二七六頁・二八〇頁、『同』中―四〇三頁・四二〇頁、建長七年十一月二十四日「仁王会廻文」（『鎌倉遺文』七九三六号）、『民経記』文永四年十一月二十九日条

(81)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』一〇九頁・二五四頁、『吾妻鏡』建長五年五月十三日条、文永二年十月七日条、「園城寺伝法血脈」八五隆弁、『鶴岡社務記録』一二頁・一三頁、「弘安四年鶴岡八幡遷宮記」（神道大系『鶴岡』六九頁）

(82)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』三五頁・一一八頁・一二三頁・一九七頁、「園城寺伝法血脈」八五隆弁・一〇四乗俊、『鶴岡社務記録』一二頁、『親玄僧正日記』正応六年正月十日条、同年五月二十八日条、『弘安四年鶴岡八幡遷宮記』（神道大系『鶴岡』六三頁）、『三井続燈記』二四九頁

(83)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』七三頁・一一八頁・二二九頁、『法勝寺八講問答記』(『宗性上人史料』上―二八九頁)、年月日欠「法成寺八講僧名注文」(『鎌倉遺文』一二五六九号)、年月日欠「最勝講某挙状」(『同』一三五九一号)、『鶴岡社務記録』一二頁、『勘仲記』弘安九年四月十二日条、弘安十一年六月十四日条、「園城寺伝法血脈」一〇一覚助

(84)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』七七頁・二二三頁、「園城寺伝法血脈」八五隆弁、『尊卑分脈』二―五一三頁

(85)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』三二頁・一九四頁、『尊卑分脈』一―三六二頁

(86)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』七頁・七四頁・二二九頁、「弘安四年鶴岡八幡遷宮記」(神道大系『鶴岡』六四頁)、「園城寺伝法血脈」一〇二実円、徳治二年七月二日「僧綱召土代」(『鎌倉遺文』二二九九号)

(87)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』一〇七頁・二五二頁、『尊卑分脈』三―四二四頁、「園城寺伝法血脈」八五隆弁

(88)『三井続燈記』一二一頁・一九〇頁・二〇八頁・二四七頁、「園城寺伝法血脈」八八暹慶・九四敬宗・九五覚顕、『宗性上人史料』上―二八九頁

(89)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』二六頁・一九〇頁、「園城寺伝法血脈」七八頼兼

(90)「五壇法記」(東寺文書丙函外二二)、「園城寺伝法血脈」六八円浄

(91)「園城寺伝法血脈」七八頼兼、『吾妻鏡』建長六年六月三日条・二十三日条、正嘉元年十月一日条、弘長元年二月二十日条、文永二年五月五日条、『宗性上人史料』上―八五頁、『経俊卿記』建長八年四月二十七日条、『尊卑分脈』一―二七一頁

(92)『三井続燈記』一二一頁・一二三頁、「弘安四年鶴岡八幡遷宮記」(神道大系『鶴岡』七一頁)、「園城寺伝法血脈」九七円顕

(93)『三井続燈記』一二〇頁・一五五頁・一八四頁・二〇八頁、「園城寺伝法血脈」九二覚乗・九四敬宗・九五覚顕・九六幸金・九七円顕・九八増忠

(94)『吾妻鏡』正嘉元年十月一日条、正嘉二年六月四日条、『宗性上人史料』上―八六頁・八八頁・一〇三頁・二三四頁・二三八頁・二八〇頁、『民経記』文永四年九月二十四日条

(95)「園城寺伝法血脈」六九道禅・八九円審、『吾妻鏡』正嘉二年六月四日条

(96)『吾妻鏡』正嘉元年十月一日条、正嘉二年六月四日条、弘長元年二月二十日条、「園城寺伝法血脈」六〇覚朝

(97)(天福二年)六月十七日「尊性法親王書状」(『鎌倉遺文』四六七二号)

(98)「園城寺伝法血脈」六九道禅・八五隆弁、『尊卑分脈』一―八三頁、『鶴岡社務記録』九頁、『経俊卿記』康元元年四月二十七日条、『門葉記』巻

一七二―五八五頁

(99)「園城寺伝法血脈」七三円意、『吾妻鏡』正嘉二年六月四日条、『鶴岡社務記録』一〇頁

(100)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』二一頁・一八七頁、「園城寺伝法血脈」九〇円助・一〇三静誉

(101)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』七頁・五七頁・一一八頁・一二三頁・二一四頁、『吾妻鏡』文永二年五月五日条、「弘安四年鶴岡八幡遷宮記」（神道大系『鶴岡』六三頁）、『三浦系図』（『続群書類従』六上―一〇頁）

(102)「園城寺伝法血脈」七三円意・八八暹慶、『吾妻鏡』弘長元年二月二十日条

(103)「園城寺伝法血脈」六九道禅、『吾妻鏡』正嘉元年十月一日条

(104)「園城寺伝法血脈」七四猷尊、『吾妻鏡』正嘉元年十月一日条

(105)『大日本史料』五―九―三一五頁

(106)『尊卑分脈』二―八八頁、題未詳経典奥書写（『静岡県史　資料編中世一』八四五号）、『吾妻鏡』正嘉元年十月一日条、弘長元年二月二十日条、文永十一年十二月三日「関東御教書」（『鎌倉遺文』一一七六七号）

(107)「園城寺伝法血脈」六九道禅、『尊卑分脈』三―六九頁、『平戸記』寛元二年五月二十七日条、『吾妻鏡』正嘉元年十月一日条、弘長元年二月二十日条

(108)『鶴岡社務記録』一二頁。なお醍醐寺の隆成については、『血脈類集記』（『真言宗全書』三九―二五七頁）、『東寺長者補任』（『続々群書類従』二―六一一頁）などを参照。

(109)『寺門伝記補録』三四九頁の長吏高僧略伝によれば、「擬任長吏、補護持僧、至前大僧正」とある。また「園城寺伝法血脈」も「護持」とあって、道瑜が護持僧に補されたと記すが、「護持僧補任」にその名はみえず（『門葉記』巻五三）、確認できない。なお『尊卑分脈』は「准三后、（中略）諸僧一座」と記し、道瑜が准后および諸僧一座の宣下をうけたという。

(110)『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（神道大系『鶴岡』一四九頁）、『鶴岡社務記録』一五頁、「園城寺伝法血脈」八三道慶、『尊卑分脈』一―九四頁、三―五七二頁、『三井続燈記』一一七頁・一五八頁・一六六頁、『寺門伝記補録』三四九頁、『山伏帳』（『日本大蔵経　修験道章疏三』三九三頁）、『本山修験伝』（『同』三四八頁）、『熊野山検校次第』（『同』三五七頁）、『新熊野山検校次第』（『同』三五九頁）、『親玄僧正日記』正応五年閏六月十

日条・十五日条、永仁二年三月四日条、『僧官補任』（『群書類従』四―五六一頁）、『門葉記』巻四〇―三八八頁、延慶二年五月十三日「道瑜奉納状」（『鎌倉遺文』二三六八七号）、「沙弥蓮愉集」七四・「他阿上人集」一二〇四（『新編国歌大観』）など。

（111）この間の経緯については『三井続燈記』一五九頁を参照。

（112）『大日本史料』六―二九―二九三頁

（113）『三井続燈記』二一二頁、『吾妻鏡』養和元年五月八日条。なお、日胤の弟子である日恵も養和元年十二月十一日に鎌倉で死没しており（『吾妻鏡』同日条）、日胤の遺跡は絶えたと思われる。

（114）『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（神道大系『鶴岡』一四九頁）、『鶴岡社務記録』一五頁、「園城寺伝法血脈」九三静珍、『尊卑分脈』一―七九頁、『三井続燈記』一三七頁・一五八頁・一九四頁、『寺門伝記補録』三五〇頁、『昭訓門院御産愚記』（史料纂集『公衡公記』三―一二三頁）、『僧官補任』（『群書類従』四―五六一頁）、『玉葉和歌集』六六一・二六九〇（『新編国歌大観』）

（115）ただし『三井続燈記』一二五頁は、嘉元三年冬に「皇帝不預」の祈禱の労で加賀国村井庄を寄進されたとある。

（116）『三井続燈記』一五九頁

（117）『三井続燈記』一二五頁・一九三頁・二五〇頁

（118）『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（神道大系『鶴岡』一四九頁）、『三井続燈記』一二五頁・一五九頁・一六七頁、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』五頁、『鶴岡社務記録』一六頁、「園城寺伝法血脈」八九円審・九三静珍、『門葉記』巻四〇―三八八頁

（119）「実相院門跡法流」（実相院文書三〇箱一八号）。なお本史料は即位灌頂にかかわる貴重な資料であるので、その主要部分を紹介しておく。

増基―〈前大僧正、先師後師笞静忠自筆ニ写之、当門跡ニ置之、号唐先唐後笞〉
〈元亨四年七月十三日門跡之□（密カ）印、重自二品親王伝受之〉

太上天皇〈胤仁、持明院（後伏見）殿〉〈即位印、文保二年二月廿二日御伝受、後朝奉書有之〉
太上天皇〈富仁、中院（花園）〉〈即位印并自十八道至于三部印信、度々勅書・賞等有之〉
今　上〈尊治（後醍醐）〉〈即位印、延慶四年三月八日御伝受、後朝奉書有之〉

一品親王〈式部卿、久明、法名素円〉〈自十八道至于護摩、度々御書有之〉
〈元亨四年七月十五日金剛界御伝受、以前台諸尊会御伝受了〉
無品親王〈順助、聖護院〉〈青面金剛夜叉法、折紙進之、御返事有之〉
関白太政大臣〈冬平、鷹司殿〉〈即位印、延慶三年八月十八日〉
増覚僧正〈秘印等、文保二年十一月廿三日、後朝状有之、且縁起印者未授之〉
〈元亨四年七月十八日、□印（密カ）并唐先唐後筥授了〉
浄範法印〈蘇悉地成就法、円満院辺無沙汰之由見状、文保二年十一月十八日同十九日両度状有之〉
太上天皇〈量仁（光厳）、新院〉〈即位印、十八道已下御伝受〉

(120)「園城寺伝法血脈」一〇一覚助・一二〇増基、『尊卑分脈』一―七九頁、『僧官補任』（『群書類従』四―五六二頁）、『花園天皇日記』文保元年四月七日条、同年五月十八日条、元亨三年七月十五日条、同年十月十四日条、同年十二月二十八日条、正中元年三月二十五日条、同年五月二十五日条、『三井続燈記』一三〇頁・一六〇頁・二五一頁、（文保元年）五月六日「伏見上皇書状」（『鎌倉遺文』二六一六八号）、観応三年七月十七日「増基譲状」（『大日本史料』六―一六―六七〇頁）

(121)『鶴岡社務記録』二一頁、『三井続燈記』二五一頁、『門葉記』巻四〇―三八八頁

(122)『門葉記』巻一五四―四二三頁

(123)『貞和四年記』（『続群書類従』二九下―三五〇頁）。なお、上野進「室町幕府の顕密寺院政策」（『仏教史学研究』四三巻一号、二〇〇〇年）および大田壮一郎「室町殿の宗教構想と武家祈禱」（『ヒストリア』一八八号、二〇〇四年）を参照。

(124) 表3にみえるように、増基以前に鎌倉で行われた尊星王法に関わる修法はいずれも護摩、もしくは供である。ただし、寛元二年六月に円意が行った修法について、『吾妻鏡』は「尊星王法」と記している。しかし、同じ天変祈禱で将軍頼嗣分として行われた修法では、道慶大僧正が北斗護摩、民部卿法印が薬師供を修しており、こちらは護摩もしくは供である。当時、鎌倉寺門派の第一人者たる道慶が護摩を修しているときに、円意が道慶を差し置いて、大法仕立ての尊星王法を勤修することはありえない。『吾妻鏡』の「孔雀経法」「尊星王法」のいずれも護摩か、供の誤記、もしくは小法のそれであろう。なお、文永三年に良瑜が如法尊星王法を修しているが、良瑜は東密僧であって寺門ではない。東密では尊星王法

を大法とは位置づけていないので、この事例も大法勤修ではない。

(125)「頼印大僧正行状絵詞」(『続群書類従』九上―二五五頁)、「拙稿B」

(126)『大日本史料』六―一六―六八三頁、『門葉記』巻五三―五〇三頁、巻一七二―三九二頁、「五大成」(宮内庁書陵部蔵)、『観応二年日次記』(『続群書類従』二九下―三五八頁)

(127)『三井続燈記』一三二頁・二四九頁、『尊卑分脈』二―五三九頁、「園城寺伝法血脈」一一〇浄雅・一一七観昭・一二〇増基、嘉元四年六月十二日「昭慶門院所領目録」(『鎌倉遺文』二二六六一号)、「北条貞時十三年忌供養記」(『神奈川県史　資料編二』中世編一三六四号)。なお房仙は元亨三年四月に京都で活動していたことが確認できるので、同年十月の北条貞時十三回忌での如法経十種供養への出仕は一時的なものと考えるべきであろう。

(128)『三井続燈記』一六〇頁

(129)『三井続燈記』二五一頁

(130)貞和元年十一月九日「足利直義御教書」(『神奈川県史　資料編三』中世編三七四九号)、『大日本史料』六―一五―三六頁

(131)「関東諸寺社別当職次第」(東寺宝菩提院三密蔵聖教一七九函九号〈櫛田良洪『真言密教成立過程の研究』六六八頁、山喜房仏書林、一九六四年〉)、「拙稿B」

(132)「頼印大僧正行状絵詞」(『続群書類従』九上―二五五頁)、『三井続燈記』一三二頁・一六八頁・二五二頁、「園城寺伝法血脈」一二〇増基・一二七尊悟・一三〇房仙、『大日本史料』六―一―二四五頁、六―五―七一九頁、六―六―二二〇頁、六―一二―二一三頁・九一一頁、六―一四―八一五頁、六―一五―三六頁、六―一九―三〇〇頁、六―二一―八一〇頁・九三七頁、六―二二―五一四頁

(133)「園城寺伝法血脈」一一九昭弁・一二〇増基・一二一増覚・一二五清顕・一二九増仁・一三一隆珍・一三三覚誉、『鎌倉遺文』二七〇九一号

(134)「鎌倉証菩提寺年中行事」(『日本庶民生活史料集成』二三巻―五八五頁)、『大日本史料』六―二―四二頁

(135)「園城寺伝法血脈」一〇一覚助・一一九昭弁・一二〇増基、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』七七頁・二二三頁、『任僧綱土代』(『続群書類従』四上―四一二頁・四一五頁)

(136)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』八六頁・二二七頁、「園城寺伝法血脈」一二〇増基

(137)『御産御祈目録』（『群書類従』二九―六七二頁）
(138)『実躬卿記』嘉元元年正月記紙背
(139)『吾妻鏡』弘長三年八月二十五日条
(140)『三井続燈記』一二〇頁・一六六頁、「園城寺伝法血脈」七六明弁・八一仙朝・九二覚乗、『吾妻鏡』弘長三年八月二十五日条、『鶴岡社務記録』一〇頁・一四頁、『鶴岡八幡宮諸職次第』一七一頁）、『親玄僧正日記』正応五年二月二十四日条、正応六年正月十日条、同年四月十一日条・十四日条、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（神道大系『鶴岡』一四九頁）
(141)『三井続燈記』一六六頁・一七八頁・二〇八頁・二四六頁、『尊卑分脈』一―三二六頁、「園城寺伝法血脈」八三道慶・九五覚顕・九六幸金、『宸筆八講記』（『群書類従』二四―九〇頁）、『宗性上人史料』上―九五頁・二六〇頁・二七六頁・二八四頁、『弘安四年鶴岡八幡遷宮記』（神道大系『鶴岡』七一頁）、『天台二会講師次第』（『京都府立総合資料館紀要』一八号）、『勘仲記』建治二年七月十五日条、同年十一月二十六日条、弘安四年五月四日条、弘安六年二月十五日条、同年三月九日条、同年十月三日条・五日条・七日条・十一日条、弘安九年五月十一日条、『実躬卿記』弘安八年二月三十日条、『公衡公記』弘安十一年二月十三日条・十七日条、年月日欠「覚承款状」（『鎌倉遺文』一二三八九号）
(142)『三井続燈記』一二〇頁、『親玄僧正日記』正応五年九月五日条
(143)「園城寺伝法血脈」九四敬宗、『尊卑分脈』二―二五頁、「永福寺別当次第」（実相院文書二六箱一二六号）、『鶴岡社務記録』一〇～一三頁、『天台二会講師次第』（『京都府立総合資料館紀要』一八号）、『三井続燈記』一二四頁・二三一頁、『経俊卿記』建長五年十二月二十二日条、『宗性上人史料』上―二五八頁・二六六頁、『同』中―四一八頁・四二〇頁・五二六頁、『民経記』文永四年九月二十四日条
(144)『尊卑分脈』一―一三八頁、「園城寺伝法血脈」一〇六長乗、「永福寺別当次第」（実相院文書二六箱一二六号）
(145)「拙稿C」掲載の表1「鎌倉で宗教活動をした権僧正（法親王も含む）以上の僧侶」では、第四期の寺門僧を一二名としていた。本稿によって、新たに親性・房暁の二名が加わることが判明したので合計一四名となる。
(146)「園城寺伝法血脈」九二覚乗・一〇一覚助、『常楽記』（『群書類従』二九―二一〇）、「鎌倉証菩提寺年中行事」（『日本庶民生活史料集成』二三―五八四頁）、『三井続燈記』一二〇頁、『尊卑分脈』一―二七一頁、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』、湯山学「山内本郷の証菩提寺と一心院」（同『鎌倉北条氏と鎌倉山ノ内』私家版、一九九九年）

(147)「園城寺伝法血脈」八九円審・一〇五上智、『親玄僧正日記』正応六年正月十日条、『門葉記』巻四〇―三八八頁、『任僧綱土代』（『続群書類従』四上―四一五頁）、正和五年閏十月五日「関東御教書」（『鎌倉遺文』二五九七八号）、『常楽記』（『群書類従』二九―二一〇頁）

(148)『三井続燈記』一二四頁・一五八頁・二〇八頁・二四七頁・二四九頁、『尊卑分脈』二―四六七頁、「園城寺伝法血脈」九四敬宗、貞和元年十一月九日「足利直義御教書」（『神奈川県史　資料編三』中世編三七四九号）、『天台二会講師次第』（『京都府立総合資料館紀要』一八号）、『宗性上人史料』下―四六頁、『勘仲記』建治二年十一月二十六日条、『実躬卿記』乾元二年八月六日条など。

(149)『尊卑分脈』二―四八一頁、「園城寺伝法血脈」八三道慶、『鶴岡社務記録』一三頁、『親玄僧正日記』正応五年十月十一日条。なお『尊卑分脈』は教範の割注に「中納言法印、範性子」と記すが、「範性」が割れないため、とりあえず範時の子とした。

(150)『山伏帳』（『日本大蔵経　修験道章疏』三―三八五頁・三九一頁・三九五頁）、『新熊野別当次第』（『同』三―三五八頁）、『公衡公記』弘安六年八月二十五日条、『勘仲記』弘安六年九月四日条

(151)『鶴岡社務記録』一五頁・一七頁、『三井続燈記』二〇八頁、「園城寺伝法血脈」一〇一覚助、『勘仲記』弘安六年二月十五日条、同年十月七日条、弘安十一年七月四日条、正応六年八月十五日条、永仁二年三月九日条、『吉続記』弘安二年四月二十九日条、『実躬卿記』弘安九年閏十二月十二日条

(152)年月日欠「某申状案」（『鎌倉遺文』二八六三二号、二八六三三号、二八九一九号、二八九二〇号）

(153)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』三二頁・一九五頁、「園城寺伝法血脈」九四敬宗・一〇三静誉・一〇四乗俊・一〇六長乗・一一六顕弁・一一八弁静、『任僧綱土代』（『続群書類従』四上―四一五頁）

(154)「園城寺伝法血脈」一〇二円実、一一三定顕、『三井続燈記』一二〇頁・一二六頁・一三〇頁、「五壇法記」（東寺文書丙号外二二）。なお、『新編国歌大観』によれば、『続現葉和歌集』は元亨三年に二条為世によって撰定されたと推定されている。

(155)「鎌倉証菩提寺年中行事」（『日本庶民生活史料集成』二三―五八一頁）、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』三三頁・五七頁・二一四頁、「園城寺伝法血脈」一一三定顕、正応六年七月三十日「北条氏執事奉書」（『鎌倉遺文』一八二六八号）、『大日本史料』六―二―四三頁

(156)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』五七頁・二一四頁、「園城寺伝法血脈」一一三定顕、「鎌倉証菩提寺年中行事」（『日本庶民生活史料集成』二三―五八六頁）、『大日本史料』六―二―四〇頁、六―二三―九一七頁

(157)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』七頁・九七頁・一三四頁・二四一頁、「園城寺伝法血脈」一一三定顕、嘉暦三年八月十二日「関東下知状」（『鎌倉遺文』三〇三三七号）

(158)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』七頁・四一頁・一一四頁・一二三頁・二〇一頁、「園城寺伝法血脈」一一三定顕、『尊卑分脈』二—八八頁、正和三年七月十三日「関東御教書」（『鎌倉遺文』二五一七八号）、『任僧綱土代』（『続群書類従』四上—四一七頁）

(159)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』六八頁・二一八頁、「園城寺伝法血脈」一〇一覚助・一一三定顕、「五壇法記」（東寺文書丙号外二二）、『尊卑分脈』二—五〇八頁

(160)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』九一頁・一三三頁・二三八頁、「園城寺伝法血脈」一一三定顕、正和二年十二月二十三日「北条高時袖判下知状」（『鎌倉遺文』二五〇八七号）、『任僧綱土代』（『続群書類従』四上—四一二頁）など。

(161)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』六三頁・一一四頁・一二三頁・二一二頁・二七八頁、「園城寺伝法血脈」一一三定顕、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（神道大系『鶴岡』一五一頁）、「八幡廻御影銘」（『神奈川県史　資料編二』中世編一八六九号）

(162)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』一〇三頁・一一四頁・一三四頁・二四九頁、「園城寺伝法血脈」一一三定顕、文和二年七月二日「関東管領畠山国清奉書写」（『神奈川県史　資料編三』中世編四二三五号）

(163)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』一三四頁、「園城寺伝法血脈」一一三定顕、元弘三年十一月二十一日「足利尊氏安堵状」（『鎌倉遺文』三二七〇九号）

(164)「園城寺伝法血脈」一〇一覚助・一一三定顕、『公衡公記』正和四年六月十三日条、『尊卑分脈』一—二七二頁、「北条貞時十三年忌供養記」（『神奈川県史　資料編二』中世編二三六四号）、「五壇法記」（東寺文書丙号外二二）、『三井続燈記』一四六頁

(165)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』七頁・九四頁・二四四頁、「園城寺伝法血脈」一〇二実円・一一三定顕、「八幡廻御影銘」（『神奈川県史　資料編二』中世編一八六九号）、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（神道大系『鶴岡』一五一頁）

(166)『三井続燈記』一三〇頁、「園城寺伝法血脈」一〇一覚助・一一三定顕・一一九昭弁、「五壇法記」（東寺文書丙号外二二）、『任僧綱土代』（『続群書類従』四上—四一七頁）

(167)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』七頁・三五頁・一九八頁、「園城寺伝法血脈」一〇二実円、『任僧綱土代』（『続群書類従』四上—四一四頁）。なお「房誓」の名は父二階堂行誓から「誓」をとっているので、「房」が師の名にちなむものであろう。房海が鶴岡八幡宮別当になると房誓を強引に供僧に

補任しているので、房海と房誓との間に師弟関係があったとみてよい。

(168)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』二七頁・一四六頁・一九一頁、「園城寺伝法血脈」一〇一覚助・一二〇増基

(169)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』三六頁・一〇七頁・一一五頁・一五六頁・一九八頁・二五二頁、十二月十三日「長崎高資書状」(『鎌倉遺文』三二二〇〇号)、「園城寺伝法血脈」一一六顕弁

(170)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』四四頁・一二九頁・一五三頁・二〇四頁、文永十年閏五月十八日「鶴岡八幡宮別当隆弁供僧職補任状」(『鎌倉遺文』一一三二四号)、永仁五年正月二十四日「源猷譲状」(『同』一九二六〇号)など。

(171)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』七頁・四五頁・一一八頁・一二三頁・一六九頁・二〇五頁、正和四年十二月二十日「猷暁譲状」(『鎌倉遺文』二五六九三号)

(172)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』七七頁・八七頁・二二四頁・二二七頁、「園城寺伝法血脈」一一八弁静

(173)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』三三頁・一四四頁・一九五頁、「園城寺伝法血脈」一一八弁静

(174)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』五二頁・二〇九頁、「園城寺伝法血脈」一〇三静誉・一〇六長乗、『任僧綱土代』(『続群書類従』四上―四〇九頁)

(175)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』五三頁・二〇九頁、「園城寺伝法血脈」一一三定顕・一一六顕弁・一一八弁静・一二五清顕・一三〇房仙・一三一隆珍・一三二長助・一三三覚誉・一三四乗基・一三六房智・一三八経深、『門葉記』巻三六―三三九頁、「中宮珣子御産祈阿闍梨伴僧交名案」(『大日本古文書　醍醐寺文書』二〇六三号)

(176)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』八四頁・二三六頁、「園城寺伝法血脈」一一〇浄雅・一一七観昭・一二七尊悟・一二八定瑜、『三井続燈記』一八〇頁・二五三頁

(177)『鶴岡八幡宮寺諸職次第』二一頁・一八七頁、『血脈類集記』(『真言宗全書』三九―二六〇頁)

(178)『三井続燈記』一二四頁・二四九頁、「園城寺伝法血脈」一〇六長乗・一〇九寛教、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』一二九頁

(179)「園城寺伝法血脈」七三円意、『親玄僧正日記』正応六年正月十日条、『鶴岡社務記録』一五頁

(180)「園城寺伝法血脈」七二公縁、『三井続燈記』一五五頁・二四九頁、『尊卑分脈』一―一〇一頁、『門葉記』巻五三―四九九頁、『僧官補任』(『群書類従』四―五五七頁)など。

(181) 森幸夫「平頼綱と公家政権」（『三浦古文化』五四、一九九四年）、前掲注（2）拙稿「青蓮院の門跡相論と鎌倉幕府」

(182) 永仁四年五月二十日「道朝書状」（『鎌倉遺文』一九〇七二号）

(183) 『寺徳集』（『続群書類従』二八上―一二頁）

(184) 『大日本史料』六―五―一三二頁、『尊卑分脈』一―二一〇頁・三四五頁、『三井続燈記』一二八頁・一五八頁・一六七頁、「園城寺伝法血脈」一〇一覚助・一〇二実円・一一三定顕・一一三乗伊、『門葉記』巻五三―五〇三頁、「五壇法記」（東寺文書丙号外二二）など。

(185) 「園城寺伝法血脈」一一七観昭・一二〇増基・一二三乗伊、『三井続燈記』一五九頁・一六七頁、『大日本史料』六―一九―二九八頁、徳治二年七月二日「任僧綱土代」（『鎌倉遺文』二二九九九号）、『公衡公記』正和四年六月十三日条、「五壇法記」（東寺文書丙号外二二）、文保二年二月日「任僧綱土代」（「花園院御脱屣記紙背文書」宮内庁書陵部）など。

(186) 「拙稿B」では北条出身の寺門僧のうち貞昭と実位を見落としていた。貞昭については「拙稿C」で触れたが、実位に関しては、永井晋注（2）前掲書所収の論文「北条氏実泰流出身の寺門僧」を参照されたい。

(187) 『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（神道大系『鶴岡』一四八頁）、『鶴岡社務記録』一二頁

(188) なお、『鶴岡八幡宮寺諸職次第』三三頁によれば、鶴岡二十五供僧（座心坊）であった実証大輔律師について「実清灌頂弟子」と記している。「園城寺伝法血脈」には実清による伝法灌頂は掲載されておらず、これは実清が鎌倉で独自に行った伝法灌頂であるとも考えられる。しかし「園城寺伝法血脈」一一三定顕の項によれば、実清は元亨元年十月二十九日に定顕から伝法灌頂をうけているが、実証も同年十一月三日に定顕から伝法灌頂をうけている。実証が実清の「灌頂弟子」であることはありえない。これは「入室弟子」もしくは「受法弟子」の誤りであろう。

〔追記〕

本稿は平成二十年度科学研究補助金基盤研究C「鎌倉幕府の権門寺社政策について」の成果の一部である。史料収集に際しては、京都岩倉実相院、宮内庁書陵部、東京大学史料編纂所にお世話になった。あつくお礼を申し述べたい。

The Development of the Jimon School in Kamakura

Masayuki TAIRA

In this study, I detected the Buddhist monk who was active in Kamakura and investigated what kind of religious activity they performed in Kyoto and Kamakura. I was going to clarify the religious policy of the Kamakura government and the historic change through this fundamental work. Therefore I divided the Kamakura era into 4 sittings and examined what activity priests of the Jimon School carried out in each time.

In the era of the Minamoto shoguns (1180-1219), the Kamakura Shogunate protected Onjo-ji Temple in particular. Therefore there were much more priests in Kamakura from Onjo-ji Temple than the priest from To-ji Temple / Enryaku-ji Temple. However, generally speaking the priests in Kamakura at this time had low ability.

When it was the era of the shogun Kujo Yoritsune (1219-1246), many excellent priests were invited to Kamakura. The esoteric Buddhism prayer became popular very much, and famous priests of the exoteric Buddhism played an active part in Kamakura very much, too.

When it was the the era of the shogunal regents Hojo Tokiyori and Tokimune (1246-1284), the Kamakura Shogunate was partial to Onjo-ji Temple positively. The Jimon School in Kamakura developed led by Ryuben (隆弁) very much . However, as for this time, the esoteric Buddhism prayer in Kamakura is dull because the Kamakura Shogunate was going to reduce the Exoteric-esoteric Buddhism.

When it was the era of the regents Hojo Sadatoki and Takatoki (1284-1333), the Exoteric-esoteric Buddhism developed explosively in Kamakura. The Kamakura Shogunate realized the importance of the esoteric Buddhism prayer again with Mongolia invasion and raised esoteric Buddhism in Kamakura positively. Zoki (増基) who was the priest of the Jimon School performed a prayer of Sonjoouho (尊星王法). In this way, Jimon School of Kamakura reached the standard equal to Jimon School of Kyoto.

After the Kamakura Shogunate fell, Zoki and Bosen (房仙) performed a prayer for the Muromachi Shogunate in Kyoto. The historic inheritance of the Jimon Schoo in Kamakura was succeeded to by the Muromachi Shogunate.